

第10編 公園緑地編

第1章 基盤整備

第1節 適用

1. 本章は、公園緑地工事における施設撤去工、敷地造成工、植栽基盤工、法面工、公園カルバート工、擁壁工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 仮設工は、第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書一敷地造成編・園路広場編・修景施設編・運動施設編（プール工）・休養施設編	(昭和57年3月)
日本道路協会	道路土工一施工指針	(昭和61年11月)
日本道路協会	道路土工要綱	(昭和61年11月)
日本道路協会	道路土工一軟弱地盤対策工指針	(昭和61年11月)
日本道路協会	道路土工一のり面工・斜面安定工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路土工一擁壁工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路土工一カルバート工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路土工一仮設構造物工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	道路土工一排水工指針	(昭和62年6月)
建設省	建設副産物適正処理推進要綱	(平成10年12月)
土木研究センター	建設発生土利用技術マニュアル	(平成6年7月)
国土開発技術研究センター	P C ボックスカルバート道路埋設指針	(平成3年10月)
国土開発技術研究センター	鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指針	(平成3年7月)
全日本建設技術協会	土木構造物標準設計第2巻	(昭和62年7月)
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	(平成12年3月)
(社)全国特定法面保護協会	のり枠工の設計・施工指針	(昭和7年10月)

第3節 施設撤去工

1-3-1 一般事項

1. 本節は、施設撤去工として構造物取壊し工、公園施設撤去工、移設工、伐採工、伐開工、発生材再利用工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第1編1-1-20建設副産物の規定によらなければならない。
3. 請負者は、殻運搬処理及び発生材運搬を行う場合は、運搬物が飛散しないよう行わなければならない。
4. 請負者は、殻及び発生材の受入れ場所及び時間について、設計図書に定めのない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。

1-3-2 構造物取壊し工

1. 構造物取壊し工の施工については、第1編3-9-1構造物撤去工の規定によるものとする。
2. 請負者は、舗装版切断の施工については、コンクリートカッターにより行うものとするが、これ以外の切断の場合は監督職員の承諾を得なければならない。なお、舗装版切断の施工については、工事完了後の見映えに留意し、整然とした直線に切断しなければならない。

1-3-3 公園施設撤去工

1. 請負者は、公園施設撤去工の施工については、既存の施設に影響を与えないように壊したうえで撤去しなければならない。
2. 請負者は、設計図書に表示のない工作物、地下埋設物及び設計図書に示された内容と異なる工作物の撤去が必要となる場合は、写真撮影を行い、形状寸法・数量を監督職員に報告しなければならない。

1-3-4 移設工

1. 請負者は、移設工の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 請負者は、移設工の施工については、撤去移設対象箇所を撤去移設後、残土で埋戻さなければならない。また、撤去移設時に既設構造物に破損が生じた場合は、監督職員の指示に従い、速やかに原形復旧しなければならない。
 - (2) 請負者は、移設物の設置については、設置箇所及びその周辺を、危険防止のため地表面下とも、がれきなどの障害物を除去した後、水はけ良く地ならしして十分転圧しなければならない。
 - (3) 請負者は移設物の設置については、地盤高、水平、ねじれの有無に十分注意して施工しなければならない。
 - (4) 請負者は、鋼製遊具、木製遊具、複合遊具などの遊戯施設については、設置から工事完了までの期間、危険防止のため、仮囲いをするなど適切で安全な措置をとらなければならない。
2. 請負者は、景石移設の施工については、石材の運搬にあたり、表面を損傷しない

ようにしなければならない。

3. 請負者は、景石の据付については、設計図書に示されていない場合は、石の大きさ、形、色合いを四方から観察して仮据えし、石の位置、向き、深さなどについて監督職員と協議のうえ、本据えを行わなければならない。

1-3-5 伐採工

1. 請負者は、高木伐採及び中低木伐採の施工については、樹木の幹を現況地盤際で切断するとともに主枝を切断のうえ、運搬可能な形状に揃え、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、設計図書に示されていない場合は、監督職員と協議のうえ、所定の場所にしなければならない。
2. 請負者は、枯損木処理の施工については、枯損木の幹及び主枝を切断のうえ、運搬可能な形状に揃え、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、設計図書に示されていない場合は、監督職員と協議のうえ、所定の場所に集積しなければならない。
3. 請負者は、高木伐採、中低木伐採、枯損木処理の施工については、近接する架線、付近に駐車中の車などに損傷を与えぬよう注意しなければならない。
4. 請負者は、抜根の施工については、主要な根株を切断、掘取のうえ撤去し、根株を掘り取った穴は、残土で埋め戻さなければならない。
5. 請負者は、抜根終了後、監督職員に承諾を得た後に次の作業に着手しなければならない。
6. 請負者は、発生木材処分の施工については、設計図書に示されていない場合は、監督職員と協議しなければならない。

1-3-6 伐開工

1. 請負者は、人力伐開、機械伐開除根の施工については、現況地盤に近い位地で樹木の伐開を行わなければならない。
2. 請負者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によらなければならない。
3. 請負者は、設計図書に示されない場合は、表1-1に従い施工しなければならない。

表1-1 伐開除根作業

区分	種別			
	雑草・ささ類	倒木	古根株	立木
盛土高1mを越える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左
盛土高1m以下の場合	根からすきとる	"	拔根除去	"

また、請負者は、表1－1の盛土高1mを越える場合であっても、根株が将来腐食して、盛土、構造物の基礎、地下埋設物などに影響を及ぼすおそれがある場合は、監督職員と協議しなければならない。

4. 請負者は、伐開除根終了後、監督職員の承諾を得た後に次の作業に着手しなければならない。
5. 請負者は、発生木材処分の施工については、設計図書に示されていない場合は、監督職員と協議のうえ、所定の場所にしなければならない。

1－3－7 発生材再利用工

1. 請負者は、発生材再利用工の施工については、設計図書に示されていない場合は、監督職員と協議のうえ、建設発生木材を専用の粉碎機にて再利用の目的に合った大きさに粉碎処理しなければならない。
2. 請負者は、木チップ加工の施工については、チップ材が飛散しないように留意し、周辺を汚さないようにしなければならない。

第4節 敷地造成工

1－4－1 一般事項

1. 本節は、敷地造成工として表土保全工、整地工、掘削工、盛土工、路床盛土工、法面整形工、作業残土処理工、路床安定処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。

1－4－2 表土保全工

1. 表土保全工は、植栽に適した肥沃な表土を植栽用土壤として確保するために実施するものである。
2. 請負者は、表土掘削の施工については、設計図書によるものとするが、これに示されていない場合は、監督職員と協議しなければならない。
3. 請負者は、表土運搬の施工については、設計図書に示された場所に運搬し、これに示されていない場合は、監督職員と協議しなければならない。
4. 請負者は、表土の仮置が必要な場合は、乾燥防止、雨水などによる養分流出防止、風による飛散防止などの処理を行い、表土を堆積して保管しなければならない。
5. 請負者は、表土を堆積して保管する場合は、堆積高さ、表面の養生について監督職員の指示によらなければならない。

1－4－3 整地工

1. 請負者は、整地の施工については、残材、転石などを除去し不陸のないよう、地ならしを行わなければならない。
2. 請負者は、整地の施工については、滞水しないように排水勾配をとらなければならない。
3. 請負者は、整地の施工については、敷地内の污水栓に雨水が流入することのないようなじみ良く仕上げなければならない。

4. 請負者は、整地の施工については、工事範囲と現況地盤とのすり合わせに、不陸がないようなじみ良く仕上げなければならない。

1－4－4 挖削工

掘削工の施工については、第1編4－4－2掘削工の規定によるものとする。

1－4－5 盛土工

盛土工の施工については、第1編4－3－3盛土工の規定によるものとする。

1－4－6 路床盛土工

1. 路床盛土工の施工については、第1編4－4－4路床盛土工の規定によるものとする。

2. 路床とは盛上部においては、盛土仕上り面下、掘削（切上）部においては掘削仕上り面下1m以内の部分をいう。

路体とは、盛土における路床以外の部分をいう。

1－4－7 法面整形工

法面整形工の施工については、第1編4－4－5法面整形工の規定によるものとする。

1－4－8 作業残土処理工

- 作業残土処理工の施工については、第1編4－3－7作業残土処理工の規定によるものとする。

1－4－9 路床安定処理工

- 路床安定処理工の施工については、第1編3－7－2路床安定処理工の規定によるものとする。

第5節 植栽基盤工

1－5－1 一般事項

1. 本節は、植栽基盤工として透水層工、土層改良工、土性改良工、表土盛土工、人工地盤工、造形工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 植栽基盤工は、植栽地を植物の生育にふさわしい地盤（これを植栽基盤という）に改良、整備するために行うものであり、請負者はこの趣旨を踏まえて施工しなければならない。

なお、植物の生育にふさわしい地盤は、透水性・保水性・排水性を合わせ持ち、植物の根が容易に伸長できる土層の厚さ・広がり・硬さを有するとともに、根の伸長に障害を及ぼす有害物質を含まず、植物の生育に適した酸度及び養分を有している土壤などで構成する地盤のこととする。

3. 請負者は、植栽基盤工の施工に先立ち、必要に応じて現場透水性及び採取土の透水性、土壤硬度及び酸度などの試験を行わなければならない。なお、試験方法は、設計図書によるものとする。

1－5－2 材料

1. 表土盛土工及び人工地盤工で使用する土については、植栽する植物の生育に適した土壤で、ゴミ、きょう雜物、れきを含まないものとする。
2. 土性改良工で使用する土壤改良材については、以下の規格に合格したものまたは、

これと同等品以上の品質を有するものとし、施工前に品質証明書を作成し、監督職員に承諾を得るものとする。

- (1) 土壤改良材については、粒状・粉状・液状などそれぞれの本来の形状を有し、異物及びきょう雜物の混入がなく、変質していないものとする。また、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れてあり、包装あるいは容器が損傷していないものとする。
- (2) 無機質土壤改良材については不純物を含まないものとする。
- (3) 有機質土壤改良材（日本パーク堆肥協会：A級または、全国パーク堆肥工業界：1級）については、樹皮に発酵菌を加えて完熟させたものであり、品質、規格は以下の規定を標準とする。

表1-2 有機質土壤改良材（日本パーク堆肥協会：A級または、全国パーク堆肥工業界：1級）の標準規格（参考）

項目	範囲
有機物含量	70%
全窒素含量	1.2%
全リン酸含量	0.5%
全カリ含量	0.3%
C/N比（炭素比）	35以下
P H	5.5～7.5
陽イオン交換容量	70m e / 100 g 以上
含水率（水分）	60±5%
幼植物試験	異常を認めない

(4) 有機質土壤改良材（泥炭系）については、泥炭類であるピートモス、ピートなどを主としたもので、有害物その他が混入していないものとする。

(5) パーク堆肥及び泥炭系以外の有機質土壤改良材については、不純物を含まないものとする。

3. 土性改良工で使用する肥料については、以下の規格に合格したものまたは、これと同等品以上の品質を有するものとし、施工前に品質証明書を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。

- (1) 有機肥料については、油かす、牛ふん、鶏ふんなど、それぞれの素材を肥料成分の損失がないよう加工されたもので、有害物その他が混入していない乾燥したものとする。
- (2) 化学肥料については、粒状・固形・結晶などそれぞれの本来の形状を有し、きょう雜物の混入していないものとし、それぞれ指定の肥料成分を有し、変質していないものとする。
- (3) それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れ、商標または、商品名・種類

(成分表)・製 造年月日・製造業者名・容量を明示するものとする。

1－5－3 透水工

1. 開渠排水は、植栽基盤の周辺に溝を設置し、地表水の排水を図るとともに、外部からの地表 水の流入を防ぐ方法とする。
暗渠排水は、植栽基盤下部に中空の管などを設置し、これにより地中水を排水する方法とする。
縦穴排水は、植栽基盤の不透水層がある植栽樹木の周辺に縦に穴を掘り、その中に管などを挿入し、透水性及び通気性の改善を図ることとする。
2. 請負者は、開渠排水の施工については、滯水が生じないよう留意して施工しなければならない。
3. 請負者は、暗渠排水及び縦穴排水の施工については、施工前に雨水排水平面図だけでなく、関連する植栽平面図を参考に、排水管の位置、高さについて確認しなければならない。
4. 請負者は、設計図書に示された以外の場所に滞留水などによる植栽樹木への悪影響のおそれが予想される場合には、監督職員の承諾を得て、固結層の破壊、滯留水の逃げ道の確保を行わなければならない。
5. 請負者は、開渠排水、暗渠排水、縦穴排水の施工については、地下埋設物の確認を行い、電線管、ガス管などに損傷を与えないようにしなければならない

1－5－4 土層改良工

1. 普通耕は、植栽基盤の表層部分を通常20cm程度、耕起することにより、土壤の団粒化、通気性、透水性を改良し、有効土層を拡大することとする。
深耕は、深い有効土層（通常40～60cm）を必要とする場合に行う植栽基盤の表層耕起のこととする。
混層群は、植栽基盤の表層部と下層部の土壤の性質が異なる場合、混合耕耘により有効土層を確保し、土層構造の連続性を持たせることとする。
心土破碎は、土壤硬度が高く耕起や混層耕を実施することが難しい場合や、通気性、透水性が極端に悪い場合に、下層の硬い層を破碎し、土質を改善することとする。
2. 請負者は、普通耕、深耕、混層耕、心土破碎の施工については、設計図書によるものとし、過度の締固めを行わないよう留意しなければならない。
3. 請負者は、土壤構造を不良にする場合があるため、降雨直後には耕起を行ってはならない。
4. 請負者は、耕起回数の設定については、土壤条件を考慮し、設計の意図を考慮して、締固めの弊害が大きくならないよう設定しなければならない。また、請負者は、耕起回数が設定しがたい場合は、試験施工などをを行い、監督職員と協議のうえ、回数設定を行わなければならない。

1－5－5 土性改良工

1. 土性改良は、植栽基盤の物理性の改良を図ることとする。
中和剤施用は、植栽基盤の化学性の改良を図ることとする。

除塩は、塩類濃度の高い土壤を植栽基盤として使用可能な状態にすることとする。

2. 請負者は、土性改良の施工については、改良効果が十分に発揮されるよう土壤改良材などを植栽基盤土壤に均一に混合するよう留意しなければならない。
3. 請負者は、中和剤施用については、中和効果が十分に発揮されるよう中和剤などを植栽基盤土壤に均一に混合するよう留意しなければならない。
4. 請負者は、除塩の施工については、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 請負者は、土壤の種類に対応した工法を選定しなければならない。
 - (2) 請負者は、土壤がヘドロである場合は、土壤が乾燥した時に耕耘を行い、乾燥、風化を促進させ、排水処理を施した後、早期に除塩効果を挙げるため散水を行わなければならない。また、排水処理については、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、監督職員と協議しなければならない。
5. 請負者は、施肥の施工については、所定の種類と量の肥料を過不足なく施用しなければならない。

1-5-6 表土盛土工

1. 請負者は、表土盛土工の施工あたり、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 請負者は、表土盛土材を仮置する場合、表土盛土堆積地の表面を短辺方向に沿って3%程度の表面排水勾配を設け、また、端部の法面勾配は1：1.8より緩勾配としなければならない。
 - (2) 敷均した表土と下層土とのなじみを良くするため、粗造成面をあらかじめ耕起したうえで設計図書に示された仕上がり厚となるようにしなければならない。
2. 請負者は、表土盛土堆積地の崩壊防止、飛砂防止のため、表土盛土表面部分の締固め、表面安定処理、種子吹付などの表面保護に配慮しなければならない。
3. 請負者は、流用表土盛土及び発生表土盛土、採取表土盛土、購入表土盛土の搬入時に、表土の品質の確認を行わなければならない。なお、還元状態の進行や物理性の劣化など、堆積期間中の性状の劣化が認められた場合は、監督職員の承諾を得て、酸化剤あるいはばつ気による酸化の進行、通気、透水性の改良などの処理を行わなければならない。

1-5-7 人工地盤工

1. 請負者は、人工地盤排水層の施工については、設計図書に示された仕上がり厚となるように施工しなければならない。
2. 請負者は、フィルターの施工については、フィルターの破れなどを確認し、すき間や折れのないように施工しなければならない。
3. 請負者は、人工地盤客土の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 請負者は、設計図書に示された種類の客土材を使用し、これに示された仕上がり厚となるように施工しなければならない。
 - (2) 請負者は、客土材が飛散しないように留意し、周辺を汚さないようにしなければならない。

1-5-8 造形工

1. 築山は、平坦な敷地景観に変化を与えるために小さな山を作り、修景的な起伏を与える景姿 作業のこととする。
表面仕上げは、締固め作業の一環として、平面に盛土表面の不陸をとることまたは、緩やかな起伏をつける修景的な整形仕上げ作業のこととする。
2. 請負者は、表面仕上げの施工については、残材、転石などを除去し、平面部と起伏部がなじむよう、修景的配慮をしなければならない。
3. 請負者は、築山の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 請負者は、設計図書に基づき位置、高さを設定し、周囲の条件に従って景姿の修正を行いながら仕上げなければならない。
 - (2) 請負者は、築山の表面仕上げにあたっては、締め固めすぎないよう留意し、各種の排水施設の位置及び表面排水勾配を十分考慮して仕上げなければならない。
 - (3) 請負者は、監督職員の指示する主要な部分の施工図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第6節 法面工

1-6-1 一般事項

1. 本節は、法面工として法面ネット工、法枠工、編柵工、かご工、植生工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、法面の施工にあたって、道路土工一法面工・斜面安定工指針3. 設計と施工、法枠工の設計・施工指針 第5章施工、グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第7章施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

1-6-2 材料

請負者は、法面ネット工の施工に使用する材料については、施工前に品質証明書を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。

1-6-3 法面ネット工

1. 埋設ネットは、法面上に金網を張り、その上に表層基材吹付工を行い、金網によって客土層を保持することとする。
被覆ネットは、植生工を施工した後、その上から金網で被覆し、植物の崩落を防止することとする。
樹脂ネットは、植生工を施工した後、その上から樹脂性のネットで被覆し、植物の崩落を防止することとする。
2. 請負者は、法面ネット工の施工については、ネットの境界にすき間が生じないようにし、ネットの荷重によってネットに破損が生じないようネットを取り付けなければならない。
3. 請負者は、埋設ネット及び被覆ネットの施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。

- (1) 請負者は、ネットの金網を法面の凹凸に合わせてなじみ良く張り、金網の継目は編み込みとして金網の連続性に留意しなければならない。
- (2) 請負者は、法面に凹凸が多い場合は、アンカーピンを割り増しするとともに、座金付コンクリート釘を使用して確実に留めなければならない。
- (3) 請負者は、法肩部では巻き込みを十分に行わなければならない。なお、軟質な土壤などで固定できない場合は、アンカー長、本数などを監督職員と協議しなければならない。

1-6-4 法枠工

1. 法枠工の施工については、第1編3-3-5法枠工の規定によるものとする。
2. 請負者は、法枠工の施工については、浮石、植物の根などを取り除かなければならぬ。

1-6-5 編柵工

1. 編柵は、不安定な土砂の流失を防止するために、樹脂製のネットなどを斜面上に等高線状または階段状に設置することとする。
2. 請負者は、段切りを行う法面での編柵の施工については、段切りよりも前に編柵を施工してはならない。
3. 請負者は編柵の材料については、設計図書に示された材料で全部まかなえない場合は、監督職員の承諾を得てはかの材料を混用することができる。
4. 請負者は、編柵の施工については、粗朶の編み上げは緩みのないように上から締め付けながら行い、最上端の2本は十分ねじりながら、もしくは鉄線で緊結し抜けないように仕上げなければならない。
5. 請負者は、樹脂製の編柵の色については、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は監督職員と協議しなければならない。

1-6-6 植生工

植生工の施工については、第1編3-3-7植生工の規定によるものとする。

第7節 公園カルバート工

1-7-1 一般事項

1. 本節は、公園カルバート工として作業土工、現場打カルバート工、プレキャストカルバート工、土留・仮締切工、水替工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、公園カルバート工の施工にあたっては、道路土工-擁壁指針・カルバート指針・仮構造物工指針3-6施工一般、道路土工-排水工指針2-3道路横断排水、P Cボックスカルバート道路埋設指針4施工の規定によらなければならない。
3. 本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート（遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、プレストレストコンクリート管（P C管））をいうものとする。

1－7－2 材料

請負者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、P C ボックスカルバート道路埋設指針2製品規格、鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指針2製品規格の規定によらなければならぬ。

1－7－3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3－3－3作業土工の規定によるものとする。

1－7－4 現場打カルバート工

1. 請負者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。
2. 請負者は、1回（1日）のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。また、請負者は、これを変更する場合には、施工方法を監督職員に提出しなければならない。
3. 請負者は、海岸部での施工にあたって、塩害について第1編5－3－1一般事項第5項により施工しなければならない。
4. 請負者は、足場の施工にあたって、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手方法その緊結方法に注意して組み立てなければならない。また、足場から工具・資材などが落下するおそれがある場合は、落下物防護工を設置するものとする。
5. 請負者は、目地材及び止水板の施工にあたって、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。

1－7－5 プレキャストカルバート工

1. 請負者は、現地の状況により、設計図書に示された据付け勾配によりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。
2. 請負者は、プレキャストカルバート工の施工については、基盤との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側または低い側から設置しなければならない。
3. 請負者は、プレキャストボックスの縦縫め施工については、P C ボックスカルバート道路埋設指針4.5.4及び鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指針4.4.3の規定によらなければならぬ。これ以外の施工方法による場合は、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

1－7－6 土留・仮締切工

土留・仮締切工の施工については第1編3－10－5土留・仮締切工の規定によるものとする。

1－7－7 水替工

水替工の施工については、第1編3－10－6水替工の規定によるものとする。

第8節 擁壁工

1－8－1 一般事項

1. 本節は、擁壁工として作業土工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、小型擁壁工、

水替工、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 請負者は、擁壁工の施工にあたっては、道路土工－擁壁指針・カルバート指針・仮設構造物工指針2－7施工一般及び土木構造物標準設計第2巻解説書4. 3施工上の注意事項の規定によらなければならない。

1－8－2 材料

1. 石積工の間知石、割石、割角石、割板石、切角石、切板石については、以下の規格に適合したものまたは、これと同等品以上の品質を有するものとする。

J I S A 5003 (石材)

2. 石積工の石材については、以下の規定によるものとする。

- (1) 請負者は、設計図書に示された石材の大きさ及び形状を用いるとともに、色合いに留意し、割れ、欠けなどの欠点のないものを選定しなければならない。
- (2) 請負者は、現場搬入前に写真または見本品を監督職員に提出しなければならない。
- (3) 請負者は、現場搬入後、施工前に品質、数量または重量証明書を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (4) 請負者は、設計図書に示されていない場合で、修景的配慮が材料に必要と考えられる場合は、施工前に品質、数量証明書、その材料を使用した施工図を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。

1－8－3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3－3－3作業土工の規定によるものとする。

1－8－4 現場打擁壁工

現場打擁壁工の施工については、第1編第5章 無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

1－8－5 プレキャスト擁壁工

1. 請負者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。
2. 請負者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の目地施工においては、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。

1－8－6 小型擁壁工

現場打擁壁工の施工については、第1編第5章 無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

1－8－7 水替工

水替工の施工については、第1編3－10－6水替工の規定によるものとする。

1－8－8 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、第1編3－5－3コンクリートブロック工の規定によるものとする。

1－8－9 緑化ブロック工

緑化ブロック工の施工については、第1編3－5－4緑化ブロック工の規定によるも

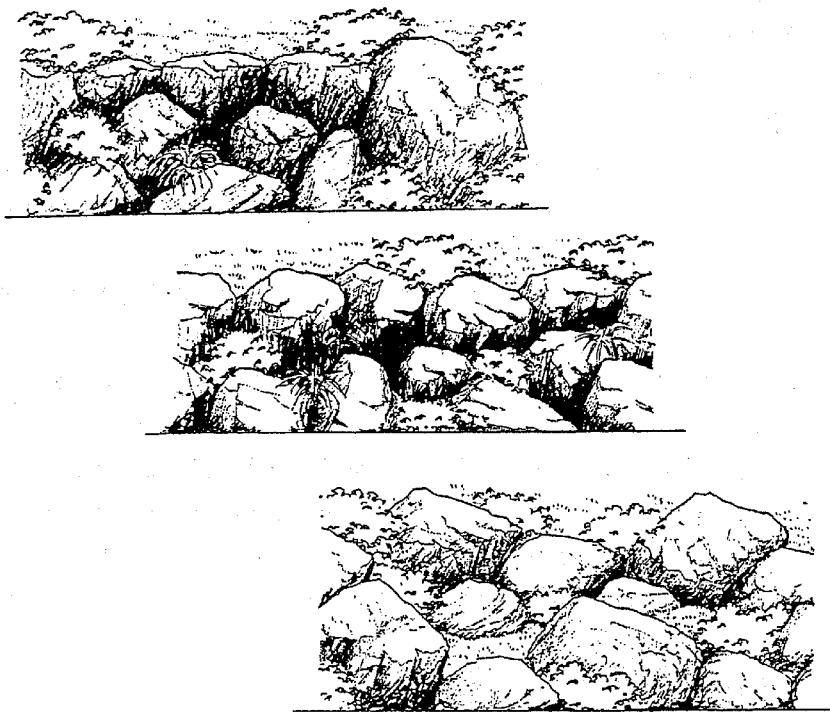
のとする。

1-8-10 石積工

1. 請負者は、石積工の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 請負者は、石積工の施工については、第1編3-5-5石積（張）工の規定によらなければならない。
 - (2) 請負者は、石積工の施工については、設計意図を十分理解したうえで施工しなければならない。
 - (3) 請負者は、材種、形状、色合い、周囲との取り合いなどを十分考慮し、積み模様、張り模様に修景的配慮をしなければならない。
 - (4) 根石は、石積最下部に据えられ、上部の石の重量を受ける石のこととする。
天端石は、石積頂部に据えられる2面あるいは3面の見え掛かり面を持つ石のこととする。
 - 笠石は、石積頂部に据えられる平らな加工石で、稜線の通るものとする。
 - (5) 請負者は、根石、天端石、笠石に考慮し、上に載せる石を想定して施工しなければならない。
 - (6) 合端は、石材と石材が接触する部分とする。
 - (7) 請負者は、目地、合端に植物を植栽する場合には植栽スペースを確保しなければならない。
2. 請負者は、石積工の石材の運搬については、石材の表面を損傷しないように十分留意しなければならない。
3. 請負者は、石積工の土ぎめの施工については、土が十分締固まるように丁寧に施工しなければならない。
4. 請負者は、石積工の裏込コンクリート及び目地モルタルの施工については、石の表面を汚さないように施工に施工しなければならない。
5. 請負者は、石積工の天端石、笠石、端部の留め石の施工については、天端や笠部、端部以外の部分に使用する石よりも大きい石を選択し、使用しなければならない。なお、留め石は、石積端部に据えられる石のこととする。
6. 請負者は、練石積工の伸縮目地及び水抜管の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 請負者は、伸縮目地の施工については、設計図書に示された位置に施工し、修景的配慮をしなければならない。
 - (2) 請負者は、伸縮目地の施工については、石積延長20m以内に1箇所伸縮目地を設置し、特に地盤の変化する箇所、石積高さが著しく異なる箇所または、石積の構造が異なる箇所には伸縮目地を設け、基礎部まで切断しなければならない。
 - (3) 請負者は、水抜管の施工については、3m²以内に1箇所の割合で、千鳥に設置しなければならない。ただし、湧水などのある箇所の処理方法については、監督職員と協議しなければならない。
7. 請負者は、崩れ積の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 崩れ積は、野面石を用いた石積で、下段の石の裏側に上段の石を差し込むように

して積み上げるものとのことで、積み上げた石の表面が不揃いで変化に富むものとする。

(崩れ積)

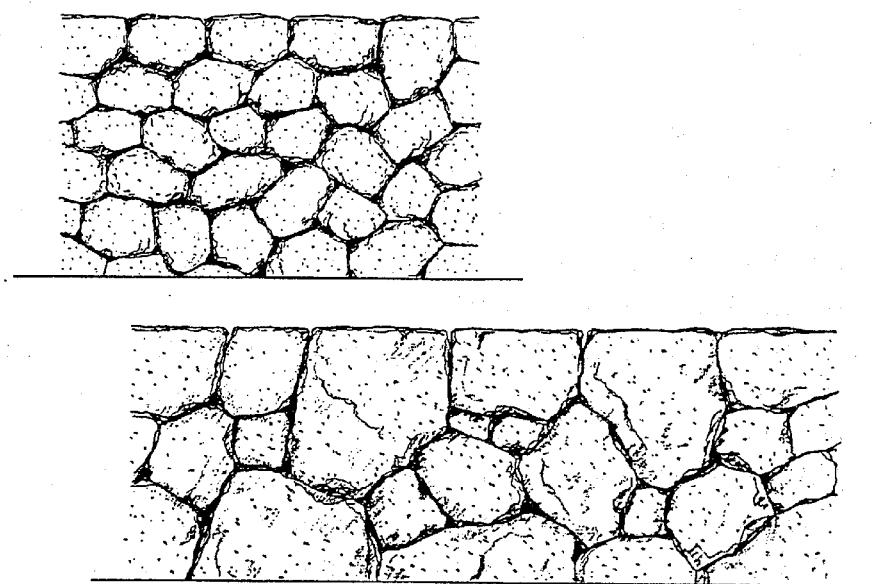


(2) 請負者は、崩れ積の施工については、石と石が2点以上かみ合うように施工しなければならない。

8. 請負者は、面積の施工にあたり、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 面積は、つらづみ野面石のづらいしを用いた石積で、大きさの異なる石材を、表面が平らになるように修景的配慮を加えながら、面を合わせて積み上げるものことで、原則として、表面の加工は加えないものとする。

(面積)



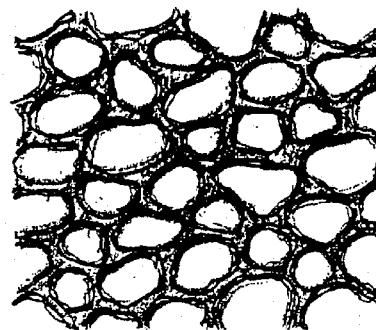
(2) 請負者は、面積の天端石の施工については、天端石には稜線の出るような石を採用しなければならない。

(3) 請負者は、^{かいし}飼石、詰め石が多くならないように配慮して施工しなければならない。

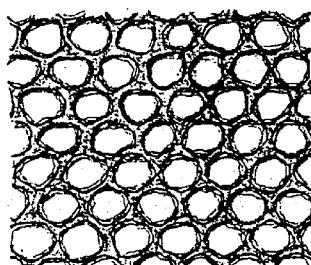
9. 請負者は、玉石積の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。

(1) 玉石積みは、大きさの揃った玉石を用いた石積で、目地が上下に通らないように積み上げるもののことと、伝統的な積み方には、小口積、長手積または布積、矢羽積などがあるが、現在では均質な石材の入手が困難なため、標準積のような積み模様となるものとする。

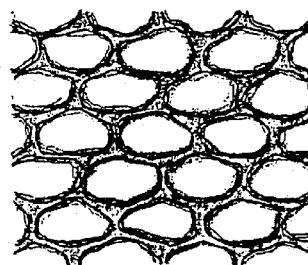
(玉石積)



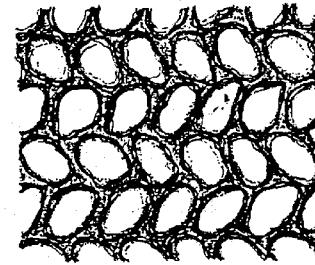
【標準積】



【小口積】



【長手積】



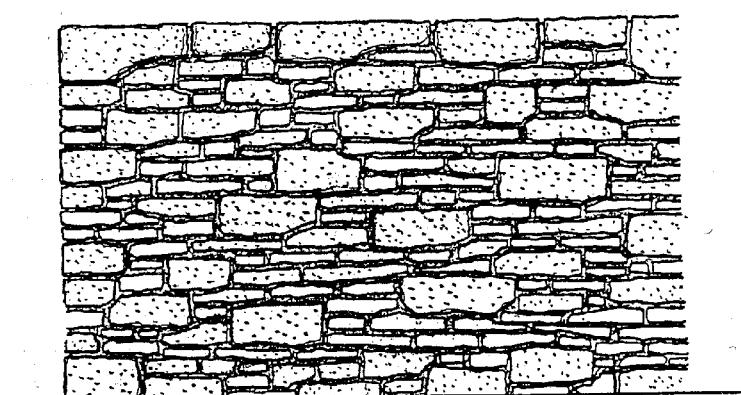
【矢羽積】

(2) 請負者は、玉石積の施工については、石同士がかみ合うように施工しなければならない。

10. 請負者は、野面小端積の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。

(1) 野面小端積は、野面小端石を用いた石積で、厚みの異なる大小の野面小端石材を、小口が見えるように修景的配慮を加えながら組み合わせて積むものとする。

(野面小端積)

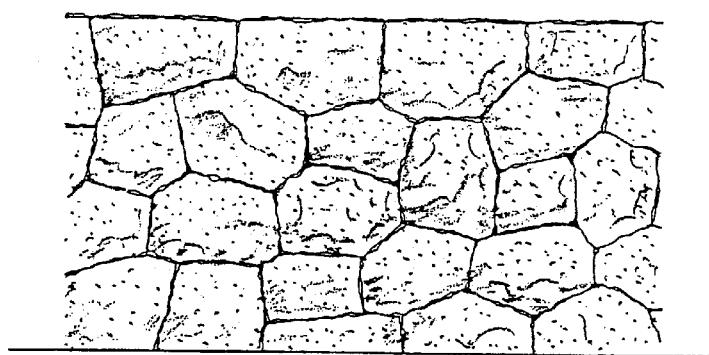


(2) 請負者は野面小端積の施工については、修景的配慮を加えて水平目地を強調するように配慮し、野面小端石を大小組み合わせて施工し、個々の石の稜線、石の角に配慮して施工しなければならない。

11. 請負者は、修景割石積の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。

(1) 修景割石積は、割石や割角石を用いた石積で、大きさの異なる大小の石材を選別し、修景的配慮を加えながら組み合わせ、面を揃えて積み上げるものとする。

(修景割石積)



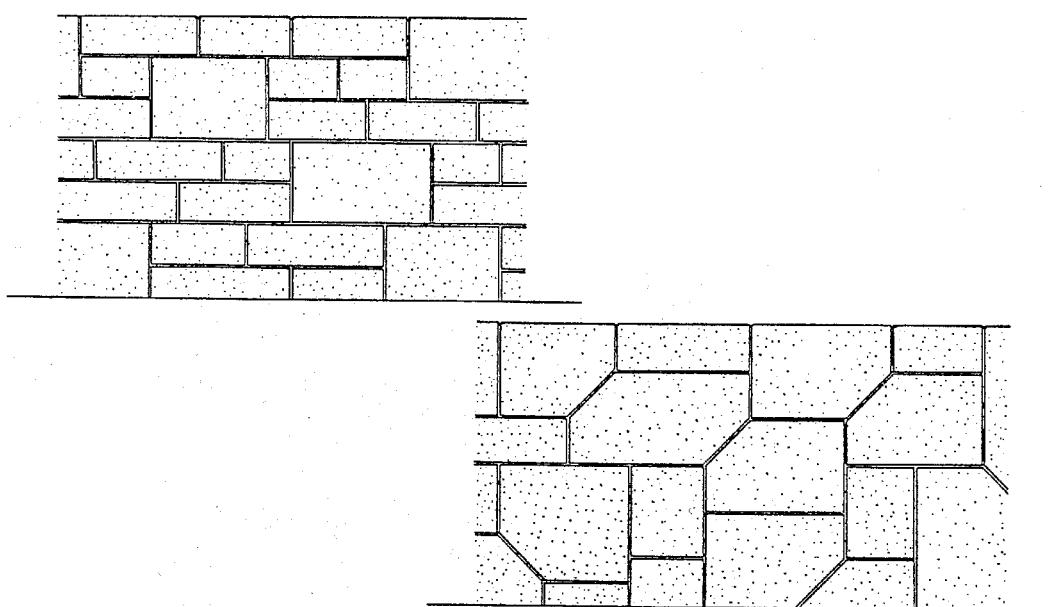
(2) 請負者は、修景割石積の施工については、大小の割石及び割角石を組み合わせ、修景的配慮を加えた積み模様となるよう施工しなければならない。

(3) 請負者は、天端石のある場合は、天端石に天端以外の部分に使用する石よりも大きい石材を使用し、稜線が通るように施工しなければならない。

12. 請負者は、修景切石積の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。

(1) 修景切石積は、切角石を用いた石積で、大きさの異なる大小の切石材を修景的配慮を加えながら組み合わせ、面を揃えて積み上げたものとする。

(修景切石積)

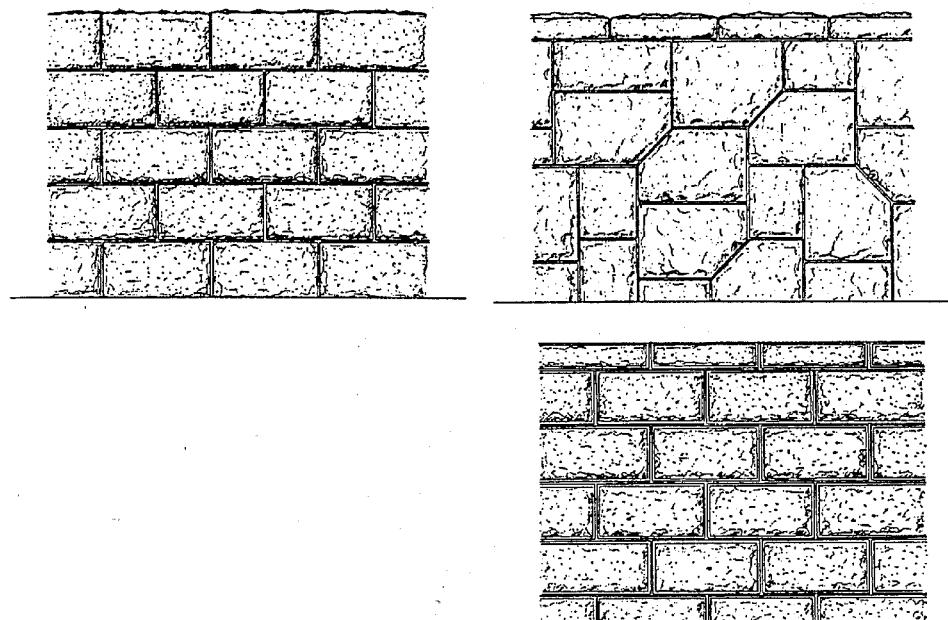


(2) 請負者は、修景切石積の施工については、大小の切石を組み合わせ、修景的配慮を加えた積み模様となるよう施工しなければならない。

13. 請負者は、こぶだし石積の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。

(1) こぶだし石積は、割角石を用いた石積で、割角石の割肌の合端をすりあわせることにより、面がこぶ状になるものとする。

(こぶだし石積)

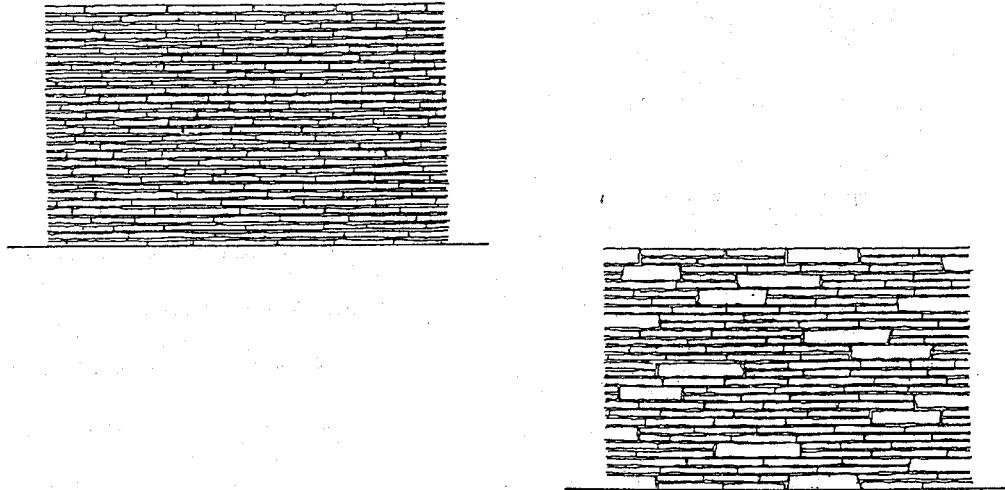


(2) 請負者は、こぶだし石積の修景要素として重要な目地については、修景的配慮を加えて施工しなければならない。

14. 請負者は、割小端積の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。

(1) 割小端積は、割小端石を用いた石積で小口が見えるように水平に積み上げたものとする。

(割小端積)



(2) 請負者は、天端石のある場合は、天端石に大きい石材を使用し、稜線が通るように施工しなければならない。

(3) 請負者は、石材の形状寸法や石種が異なるものを混合して積む場合は、割小端石の大小や石種の混ぜ具合について修景的配慮を加えて施工しなければならない。

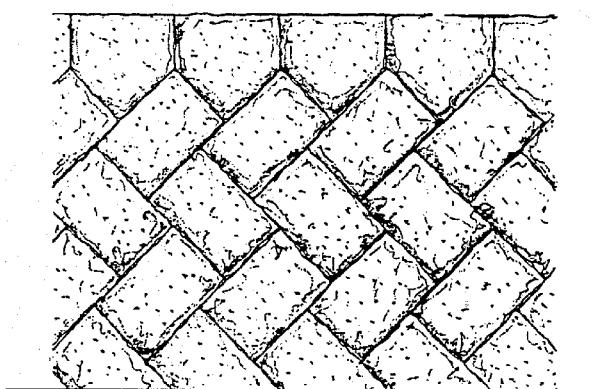
15. 請負者は、間知石積、^{けんちいしづみ} 雜割石積、^{ざつわりいしづみ} 割石積の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。

(1) 間知石積は、間知石を用いた石積のこととする。

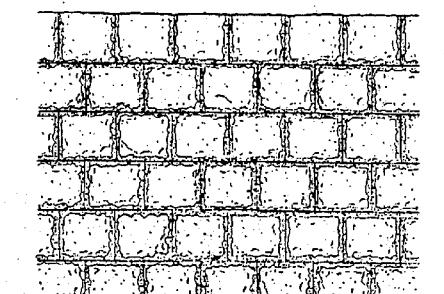
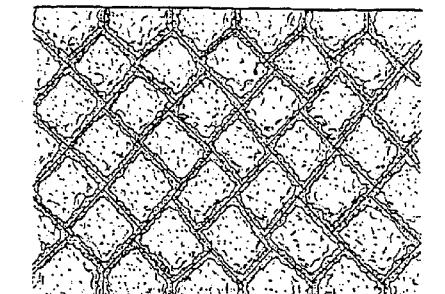
雜割石積は、雜割石を用いた石積のこととする。

割石積は、割石を用いた石積のこととする。

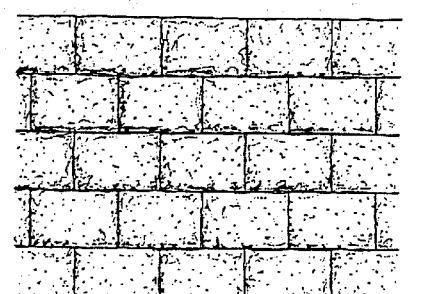
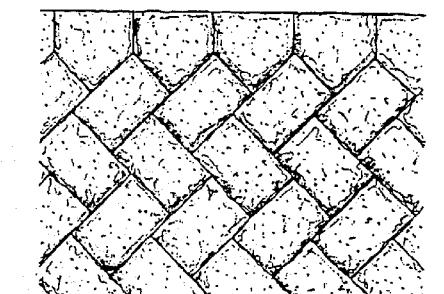
(間知石積)



(雜割石積)



(割石積)



(2) 請負者は、合端^{あいば}については現場加工を行わなければならない。

第2章 植 栽

第1節 適 用

1. 本章は、公園緑地工事における植栽工、移植工、樹木整姿工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 仮設工は、第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

日本公園緑地協会：都市公園技術標準解説書

敷地造成編・園路広場編・修景施設編・運動施設編（プール工）・休養施設編
(昭和 57 年 3 月)

公用用緑化樹木の品質寸法規格基準（案）
(平成 8 年 2 月)

第3節 植栽工

2-3-1 一般事項

1. 本節は、植栽工として高木植栽工、中低木植栽工、特殊樹木植栽工、地被類植栽工、播種工、花壇植栽工、樹木養生工、樹名板工、根囲い保護工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、樹木等（樹木または地被植物）が工事完成引渡し後に、施設管理者が適切な管理をした場合において、1年以内に植栽したときの状態で枯死または形姿不良となった場合は、当初植栽した樹木等と同等またはそれ以上の規格のものに植え替えなければならない。枯死または形姿不良の判定にあたっては、監督職員と請負者が立会うものとし、植替えの時期については、監督職員と**協議**するものとする。なお、枯死又は形姿不良とは、枯枝が樹冠部のおおむね3分の2以上となった場合、または通道な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となるものを含むものとする。
3. 請負者は、植栽する樹木等の枯損等を防ぐため、搬入日に植え付けられるようにしなければならない。なお、これにより難い場合は、根鉢が乾燥しないように、こもまたはむしろで養生し、期間が半日以上に及ぶ場合は、監督職員と協議するものとする。
4. 請負者は、植付けや掘り取りに機械を使用する場合は、植栽地や苗圃等を締め固めないように注意し、やむを得ず締め固めたときは耕転等により現状に戻さなければならない。

2-3-2 材料

1. 樹木は、「公用用緑化樹木品質寸法規格基準（案）」の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。
(1) 寸法は**設計図書**によるものとし、品質は表2-1品質規格表（案）〈樹姿〉、表2-2品質規格表（案）〈樹勢〉によるものとする。なお、設計図書に示す寸法は原則として最低値を示すものとする。

(2) 樹木の品質寸法規格に関する用語の定義は、表2-3によるものとする。

表2-1 品質規格表(案)

<樹姿>

項目	規 格
樹 形	樹種の特性に応じた自然樹形で、樹形が整っていること。
幹	幹がほぼまっすぐで、単幹であること。(但し株立物及び自然樹形で幹が斜上するものはこの限りでない。)
枝葉の配分	配分が四方に均等であること。
枝葉の密度	徒長的な生長あるいは他の異常な生長が認められず、節間が詰まり、着葉密度が良好であること。
枝 下	樹冠を形成する一番下の枝の高さが適正な位置にあること。

* 高木にのみ適用

表2-2 品質規格表(案)

<樹勢>

項目	規 格
生 育	充実し生氣ある生育をしており、移植容易なように根づくりされたものであること。
根	根系の発達が良く、四方に均等に配分され、根鉢範囲に細根が多く、乾燥していないこと。
根 鉢	樹種の特性に応じた適正な根鉢、根株をもち、鉢くずれのないよう、堅固に根巻きされ、乾燥していないこと。ふるい掘りでは、特に根部の養成を十分にするなど(乾き過ぎていないこと)根の健全さが保たれ、損傷がないこと。
葉	正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色・変形)やへ軟弱葉がなく、生き生きしていること。
樹皮(肌)	損傷、ゆ傷痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。
枝	自然の枝の姿を保ち、枯損枝、枝折れ等の処理、及び必要に応じ適切な剪定が行われていること。
病害虫	発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあっては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

表2-3 公公用緑化樹木の品質寸法基準（案）における定義

用語	定義
公用用緑化樹木	主として公園緑地、道路、公共施設等の公共緑化に用いられる樹木材料をいう。
樹形	樹木の特性、年数、手入れの状態によって生ずる幹と樹冠によって構成される固有の形をいう。なお、樹種特有の形を基本として育成された樹形を「自然樹形」という。
樹高 (略称:H)	樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝及び先端は含まない。なお、ヤシ類など特殊樹にあって「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。
幹周 (略称:C)	樹木の幹の周長をいい、根鉢の上端より、1.2m上がりの位置を測定する。この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定する。幹が2本以上の樹木においては、おのおのの幹周の総和の70%をもって幹周とする。なお、「根元周」と特記する場合は、幹の根元の周長をいう。
枝張 (葉張) (略称:W)	樹木の四方面に伸張した枝(葉)の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。なお、一部の突出した枝は含まない。葉張とは低木についていう。
株立(物)	樹木の幹が根元近くから分岐して、そう状を呈したもの。なお株立とは低木でそう状を呈したもの。
株立数 (略称:BN)	株立(物)の根元近くから分岐している幹(枝)の数をいう。樹高と株立数の関係については以下のように定める。2本立…………1本は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達していること。3本立以上……過半数は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達している。
単幹	幹が根元近くで分岐せず1本であるもの。
徒長	枝葉の伸張生長だけが盛んで、組織の充実が伴わない状態。
根鉢	樹木の移植に際し掘り上げられる根系を含んだ土のまとまりをいう。
ふるい掘り	樹木の移植に際し土のまとまりをつけず掘り上げること。ふるい根、素掘りともいう。

(3) 堀り取りについては、根鉢は表2-4を標準とし、樹種・時期などを考慮のうえ、必要に応じ、なわ・わらなどで堅固に根巻きしたものとする。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

表2-4 根鉢径の標準

幹周り (cm)	根元径に対する根鉢径
5以上～20未満	6倍
20以上～60未満	5倍
60以上～90未満	4倍

2. 特殊樹木の材料は、公園緑地編2-3-2の1の規定によるものとする。
3. 地被類の材料については、下記の事項に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。使用する材料については、**設計図書**によるものとし、雑草の混入がなく、根系が十分発達した細根の多いものとする。また、請負者は現場搬入後は、材料を高く積み重ねて圧迫したり、長期間寒乾風や日光にさらして乾燥させたりしないよう注意しなければならない。
 - (1) 草木類、つる性類及びササ類は、指定の形状を有し、傷・腐れ・病虫害などのないもので十分に培養された、コンテナ品または同等以上の品質を有するものとする。
 - (2) 草木類、つる性類及びササ類はすべて茎葉及び根系が充実したものであって、着花類については花及びつぼみの良好なものとする。
 - (3) 球根類は、品種、花の色・形態等が、品質管理されたもので、粒径がそろっているものとする。
 - (4) 宿根草は傷、腐れ、しおれのない生育良好なものとする。
 - (5) 芝は肥よく地に栽培され、刈り込みのうえ土付けして切り取ったものとし、切り取った後長時間を経過して乾燥したり、土くずれ・むれなどのないものとする。
 - (6) 芝は生育がよく、緊密な根系を有するもので、茎葉の萎凋・病虫害・雑草の根系などのないものとする。
4. 種子は、次の規格に適合したものまたは、これと同等品以上の品質を有するものとする。
 - (1) 腐れ、病虫害がなく、雑草の種子など、きょう雜物を含まない良好な発芽率をもつものとする。
 - (2) 追加：種子は、品種、花の色・形態等が、品質管理されたもので、粒径がそろっているものとする。
5. 花卉類の材料については下記の事項に適合したものまたは、これと同等品以上の品質を有するものとする。
 - (1) 指定の形状を有し、傷・腐れ・病虫害などのないもので、根系が十分に発達した、コンテナ品または同等以上の品質を有するものとする。
 - (2) 茎葉及び根系が充実したもので、着花（つぼみ）のあるものについては、その状態が良好なものとする。
6. 支柱の材料については、下記の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。
 - (1) 丸太支柱材は、杉、檜または唐松の皮はぎもので、**設計図書**に示す寸法を有し、曲がり・割れ・虫食いなどのない良質材とし、その防腐処理は**設計図書**に示すとお

りとする。なお、杭に使用する丸太は元口を先端加工とし、杭及び鳥居形に使用する横木の見え掛り切口は全面、面取り仕上げしたものとする。

(2) 唐竹支柱材は、2年生以上の真竹で曲がりがなく粘り強く、割れ・腐れ・虫食いなどのない生育良好なものとし、節止めとする。

(3) パイプ支柱材は、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に示されていない場合は、JISG3452（配管用炭素鋼鋼管）の規格品に公園緑地編3-13-1の防錆処理を施したうえ、公園緑地編3-13-3の合成樹脂ペイント塗仕上げするものとする。

(4) ワイヤロープ支柱材は、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合はJISG3525の規格品を使用するものとする。

(5) 杉皮又は檜皮は、大筋・割れ・腐れなどのないものとする。ただし、天然繊維材を使用する場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

(6) しゅろなわは、より合わせが均等で強じんなもので、腐れ・虫食いがなく、変色のない良質品とする。

7. 根巻きの材料については、下記の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

(1) わらは、調整した新鮮なもので、虫食い、変色などのない良質なものとする。

(2) こも、空俵、なわなどのわら製品は、新鮮なもので虫食い、変色などのない良質なものとする。

(3) 根巻き材は、天然繊維材を使用する場合は、監督職員の**承諾**を得なければならぬ。

8. 幹巻の材料については、下記の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

(1) わらは公園緑地編2-3-27の(1)、しゅろなわは2-3-26の(6)によるものとする。

(2) 幹巻材は、天然繊維材を使用する場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

9. 植え込みに用いる客土の材料は、樹木の生育に適した土で、その材料は下記の事項をみたすものとする。

(1) 客土は植物の生育に適合した土壤で、小石、ごみ、雑草などのきょう雜物を含まないものとする。

(2) 客土の種類は設計図書によるが、その定義は次による。

畑 土：畑において耕作の及んでいる範囲の土壤

黒 土：黒色の膨軟な火山灰土壤

赤 土：赤色の火山灰土壤

真砂土：花こう岩質岩石の風化土

山 砂：山地から採集した粒状の岩石

腐葉土：広葉樹の落葉を堆積させ腐らせたもの

(3) 客土の品質基準及び試験方法は、設計図書によるものとする。

10. 肥料の材料については、公園緑地編1-5-2材料の規定によるものとする。

11. 薬剤は、病害虫・雑草などの防除及び植物の生理機能の増進又は抑制のため使用する薬剤、あるいはこれから居着剤として使用するもので、下記の事項に適合したも

のとする。

- (1) 薬剤は、病害虫・雑草などの防除及び植物の生理機能の増進又は抑制のため使用する薬剤、あるいはこれから展着剤として使用するもので、農薬取締法（昭和23年、法律第82号）に基づくものでなければならない。
 - (2) 薬剤は、それぞれの品質に適した完全な容器に密封されたもので、変質がなく、商標又は商品名・種類（成分表）・製造業者名・容量が明示された有効期限内のものとする。
 - (3) 薬剤は、管理責任者を定めて保管しなければならない。
12. 土壤改良の材料については、公園緑地編1-5-2材料の規定によるものとする。
 13. 樹木養生工で使用する材料の種類及び規格については、設計図書によるものとするが、記載のないものについては監督職員の承諾を得なければならぬものとする。
 14. 樹名板工に使用する材料の種類及び規格については、設計図書によるものとするが、記載のないものについては監督職員の承諾を得なければならぬものとする。
 15. 根囲い保護工に使用する材料の種類及び規格については、設計図書によるものとするが、記載のないものについては監督職員の承諾を得なければならぬものとする。

2-3-3 高木植栽工

1. 請負者は、樹木の搬入にあたり、下記の事項により、施工しなければならない。
 - (1) 請負者は、搬入する樹木については、掘取りから植付けまでの間、乾燥、損傷などに注意して活着不良とならないように処理しなければならない。
2. 請負者は、樹木の植栽にあたっては、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 請負者は、植栽に先立って水分の蒸散を抑制するため、適度に枝葉を切り詰め、または枝透かしをするとともに、根部は、割れ、傷などの部分を切り除き活着を助ける処置をしなければならない。
 - (2) 請負者は、樹木の植付けが迅速に行えるようにあらかじめ、その根に応じた余裕のある植穴を掘り、水、客土などを準備して樹木を持込んだ後、直ちに植栽しなければならない。
 - (3) 請負者は、植穴については、がれきなど生育に有害な物を取り除き、穴底をよく耕した後、平坦に敷き均さなければならない。
 - (4) 請負者は、植付けにあたっては、樹木の目標とする生長時の形姿、景観及び付近の風致を考慮し、表裏を確かめたうえで修景的配慮を加えて植え込み、根部に間隙のないよう土を充分に突き入れなければならない。なお、水ぎめをする必要のない樹種を除いて、根鉢の周囲に土が密着するように、水を注ぎながら植付けなければならない。
 - (5) 請負者は、かん水については、根廻りに良質土を入れた後、泥水が根に接着するよう行わなければならない。
 - (6) 請負者は、埋戻しについては、水が引くのを待って埋戻土を入れ、軽く押さえて、地均ししなければならない。
 - (7) 請負者は、植付けに際して土ぎめをする樹種においては、根廻りに良質土を入れ、根（鉢）に接着するよう突固めなければならない。
 - (8) 請負者は、樹木植付け後、直ちに控木を取り付けることが困難な場合は、仮支柱

を立て樹木を保護しなければならない。

- (9) 請負者は、植栽した樹木及び株物には、原則として水鉢を切り、工事中必要に応じてかん水をしなければならない。
 - (10) 請負者は、樹木の植栽は、設計意図及び付近の風致を考慮して、まず景趣の骨格を造り、それに倣って全体の配植をしなければならない。
 - (11) 請負者は、植栽後整姿・剪定を行う場合は、付近の景観に合うように、修景的配慮を加えて行うとともに、小枝間の清掃その他必要な手入れをしなければならない。
3. 請負者は、土壤改良剤などを使用する場合は、客土または埋戻土と十分混ぜ合わせて使用しなければならない。
4. 請負者は、施肥をする場合は、所定の量を植物の根に触れないように施し、覆土しなければならない。
5. 請負者は、樹木には、所定の材料及び方法で次のとおり支柱を取り付けなければならない。
- (1) 請負者は、支柱の丸太と樹幹（枝）との交差部分は、全て杉皮を巻き、しゅろ縄は緩みのないように割り縄がけに結束し、支柱の丸太と接合する部分は、釘打ちのうえ、鉄線がけとしなければならない。支柱に唐竹を使用する場合も同様としなければならない。
 - (2) 請負者は、添木を使用する場合は、**設計図書**に定める材料で、樹幹をまっすぐなるよう取り付けなければならない。
 - (3) 請負者は、ハツ掛、布掛の場合の支柱の組み方については、立地条件（風向、土質、樹形及びその他）を考慮し、樹木が倒伏・屈折及び振れることのないよう堅固に取り付け、その支柱の基礎は地中に埋め込んで根止に杭を打ち込み、丸太は釘打ちし、唐竹は竹の先端を節止したうえ、釘打ちまたはのこぎり目を入れて鉄線で結束しなければならない。
 - (4) 請負者は、ハツ掛の場合は、控えとなる丸太（竹）を幹（主枝）または丸太（竹）と交差する部位の2箇所以上で結束しなければならない。なお、修景的に必要な場合は、支柱の先端を切りつめるものとする。
 - (5) 請負者は、ワイヤロープを使用して控えとする場合は、樹幹の結束部には所定の幹当を取り付け、指定の本数のロープを効果的な方向と角度にとり、止杭などに結束しなければならない。また、ロープの末端結束部は、ワイヤクリップなどで止め、ロープ交差部も動搖しないように止めておき、ロープの中間にターンバックルを使用するか否かに関わらず、ロープは緩みのないように張らなければならない。
6. 請負者は、幹巻きを施す樹木については、地際から樹高の60%内外の範囲について、幹及び主枝の周囲をわらなどで厚薄のないように包み、その上から2本会わせのしゅろ縄を10cm内外の間隔に巻き上げなければならない。ただし、幹巻きテープ（天然繊維製）を使用する場合は、しゅろ縄で巻き上げる必要はないものとする。

2-3-4 中低木植栽工

中低木植栽工の施工については、公園緑地編2-3-3高木植栽工の規定によるものとする。

2-3-5 特殊樹木植栽工

特殊樹木植栽工の施工については、公園緑地編2－3－3高木植栽工の規定によるものとする。

2－3－6 地被類植栽工

1. 請負者は、リュウノヒゲ、ササなどの地被類の植付けについては、下地を十分に耕し、ごみ、がれき、雑草など、生育に支障となるものを除去した後、水勾配をつけ、不陸整正を行わなければならない。その後、植付けに適した形に調整したものを植え、容易に抜けないよう・軽く押さえて静かにかん水しなければならない。
2. 請負者は、芝の張付けについては、**設計図書**に示す深さに耕し、表土を搔き均し、がれき、雑草など生育に支障となるものを除去した後、良質土を**設計図書**に示す厚さに敷き均し、不陸整正を行わなければならない。
3. 請負者は、芝張付け完了後から引渡しまでの間、目土が掘れないように灌水を行わなければならない。
4. 請負者は、芝の補植については、芝付け箇所は良質土を投入し、不陸整正を行い、芝面が隣接芝生面と同一平面をなすよう、施工しなければならない。

2－3－7 播種工

1. 請負者は、播種工の施工については、地盤の表面をわずかに搔き起こし整地した後に、所定の量を厚薄のないように播き付け、土を薄く敷き均し、柔らかく押し付け、施工後は、発芽を良好にするための適切な養生をしなければならない。
2. 請負者は、**設計図書**に示す播種材料が発芽期間を経過後に発芽しない場合、再播種を行わなければならない。なお、発芽期間については監督職員と**協議**しなければならない。

2－3－8 花壇植栽工

1. 請負者は、花卉類の植栽については、**設計図書**に指定された深さを耕し、がれきその他生育に支障となるを取り除いた後、土塊を碎き、整地しなければならない。
2. 請負者は、花卉類の植栽については、開花時に花が均等になるように、**設計図書**の指示による高さにそろえて模様が現れるようにし、容易に根が抜けないように軽く押さえて静かにかん水しなければならない。

2－3－9 樹木養生工

1. 請負者は、防風ネットの施工については、**設計図書**によるものとし、本来の機能を果たすよう強固に固定するよう設置しなければならない。
2. 請負者は、寒冷紗巻きの施工については、**設計図書**によるものとし、本来の機能を果たすよう強固に設置しなければならない。
3. 請負者は、植穴透水層の施工については、**設計図書**によらなければならない。
4. 請負者は、空気管の施工については、**設計図書**によらなければならぬ。
5. 請負者は、マルチングの施工については、所定の厚みに均一に敷き均さなければならない。

2－3－10 樹名板工

請負者は、樹名板の施工については、設計図書によるものとし、はずれることのないよう樹名板支柱及び樹木などに堅固に固定しなければならない。

2－3－11 板囲い保護工

請負者は、板囲い保護の施工については、設計図書によらなければならない。

第4節 移植工

2-4-1 一般事項

1. 本節は、移植工として根回し工、高木移植工、根株移植工、中低木移植工、地被類移植工、樹木養生工、樹名板工、板囲い保護工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、植付けや掘り取りに機械を使用する場合は、植栽地や苗圃などを締め固めないように注意し、やむを得ず締め固めたときは耕耘などにより現状に戻さなければならない。
3. 請負者は、掘り取り終了後ただちに埋戻し、旧地形に復旧しなければならない。
4. 樹木の仮植を行う場合は、**設計図書**によるものとする。

2-4-2 材料

移植工の材料については、公園緑地編2-3-2材料の規定によるものとする。

2-4-3 根回し工

1. 請負者は、根回しの施工については、樹種及び移植予定期を充分考慮して行うとともに、一部の太根は切断せず、適切な幅で形成層まで環状はく皮を行わなければならない。
2. 請負者は、根回しの施工については、樹種の特性に応じて枝透かし、摘葉等のほか控木の取り付けを行わなければならない。
3. 根回しの際の根鉢径については、表2-7を標準とする。ただし、これにより難い場合は監督職員と**協議**するものとする。

表2-7 根鉢径の標準

幹周り (m)	根元径に対する根鉢径	
	根回し径	掘り取り径
5以上～20未満	5倍	6倍
20以上～60未満	4倍	5倍
60以上～90未満	5倍	4倍

4. 請負者は、根鉢の周りは良質土で埋戻し、十分灌漑水を行わなければならない。

2-4-4 高木移植工

1. 高木移植工の施工については、以下に記載のない事項は、公園緑地編2-3-3高木植栽工の規定によるものとする。
2. 請負者は、樹木の移植については、樹木の掘り取りに先立ち、必要に応じて、仮支柱を取り付け、時期及び土質、樹種、樹木の生育の状態などを考慮して、枝葉を適度に切り詰め、または枝透かし、摘葉などを行わなければならない。
3. 請負者は、鉢を付ける必要のない樹種については、鉢よりも大きめに掘り下げる後、表2-7に示す根鉢径の大きさに根を切り取り、掘り起し、傷などを生じないようにしなければならない。
4. 請負者は、鉢を付ける必要のある樹種については、表2-7に示す根鉢径の大きさに垂直に掘り下げ、底部は丸味をつけて掘り取らなければならない。

5. 請負者は、太根のある樹木の場合は、鉢の有無にかかわらず、根をやや長めに切り取り、養生しなければならない。
6. 請負者は、樹木の根巻きを行う前に、あらかじめ根の切り返しを行い、わら縄で根を堅固に巻き付け、土質または根の状態によっては、こもその他の材料で養生した後、巻き付けなければならない。
7. 特殊機械掘取り、特殊機械運搬の機種及び工法等については、**設計図書**によるものとする。ただし、**設計図書**に定めのない場合は、**監督職員**と協議しなければならない。
8. 請負者は、植穴復旧については危険が及ばないよう、掘取り後、穴を速やかに復旧しなければならない。

2-4-5 根株移植工

根株移植工の施工にあたり、下記の事項に記載のないものについては、公園緑地編2-3-3高木植栽工の規定によるものとする。

- (1) 根株移植工は、森づくりの視点で早期に自然的で安定した樹林構成を図るため、成木のみならず森を構成する林床の灌木、草木類をはじめ、表土、土壤微生物、小動物そして埋土種子など多様な生物生体的可能性を根株と共にセットで移植しようとする、自然植生の生態復元の工法であり、請負者は本工法の趣旨を踏まえて施工しなければならない。
- (2) 根株の移植先は、**設計図書**によるものとするが、土壤や水分条件等の立地条件が同等の場所を選定する。ただし、これにより難い場合は、**監督職員**と**協議**するものとする。
- (3) 根株の掘り取りは、表土の乾燥した時期は避けるものとする。また根の損失を最小限にするため、丁寧に掘り取るとともに掘り取り後の太根は、鋭利な刃物で切断するものとする。
- (4) 根株は、根部の細根や根株にまつわる草木類の根茎は取り扱うことのないようにする。
- (5) 請負者は、根株の材料の採取地、樹種及び規格は**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に示されていない場合は監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (6) 根株の材料は、安定した活力のある樹林地から、病虫害がなく良好に生育している樹木を採取する。また搬出路等の条件である勾配、排出距離等にも配慮し選定する。
- (7) 根株の規格は根元径の寸法であり、株立ちのものは、おのおのの根元径の総和の70%の根元径とする。

2-4-6 中低木移植工

中低木移植工の施工については、公園緑地編2-4-4高木移植工の規定によるものとする。

2-4-7 地被類移植工

地被類移植工の施工については、**設計図書**によるものとし、**設計図書**に示されていない場合は、公園緑地編2-3-6の地被類植栽工の規定によるものとする。

2-4-8 樹木養生工

樹木養生工の施工については、公園緑地編2-3-9樹木養生工の規定によるもの

とする。

2-4-9 樹名板工

樹名板工の施工については、公園緑地編2-3-10樹名板工の規定によるものとする。

2-4-10 板囲い保護工

板囲い保護工の施工については、公園緑地編2-3-11板囲い保護工の規定によるものとする。

第5節 樹木整姿工

2-5-1 一般事項

1. 本節は、樹木整姿工として高中木整姿工、低木整姿工、樹勢回復工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、対象となる植物の特性、樹木整姿の目的及び樹木整姿が対象植物に及ぼす影響の度合いを十分理解したうえで施工しなければならない。
3. 請負者は、発生する剪定枝葉、残材などについては、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、**設計図書**によるものとする。ただし、**設計図書**に示されていない場合は、監督職員と**協議**のうえ、所定の場所に集積しなければならない。

2-5-2 材料

1. 樹木修復に使用する材料については、下記の事項に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものとする。
 - (1) 充填材の種類及び材質は、**設計図書**によるものとする。ただし、**設計図書**に示されていない場合は、監督職員と**協議**しなければならない。
 - (2) 防腐剤の種類及び材質は、**設計図書**によるものとする。ただし、**設計図書**に示されていない場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

2-5-3 高中木整姿工

1. 請負者は、高中木整姿工の施工については、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 請負者は、基本剪定の施工については、樹形の骨格づくりを目的とした人力剪定作業をもって、樹種の特性に応じた最も適切な剪定方法により行わなければならぬ。
 - (2) 請負者は、軽剪定の施工については、樹冠の整正、混み過ぎによる枯損枝の発生防止などを目的とした人力剪定作業をもって、切詰め、枝抜きなどを行わなければならない。
 - (3) 請負者は、機械剪定の施工については、機械を用いた刈り込み作業で、樹種の特性に応じた最も適切な剪定方法によって行わなければならない。
2. 請負者は、剪定の施工については、主として剪定すべき枝は、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 枯枝
 - (2) 生長のとまった弱小な枝（弱小枝）。
 - (3) 著しく病虫害におかされている枝（病虫害枝）。
 - (4) 通風、採光、架線、人車の通行などの障害となる枝（障害枝）。

- (5) 折損によって危険をきたす恐れのある枝（危険枝）。
 - (6) 樹冠や樹形の形成上、及び樹木の生育上不必要的枝（冗枝、ヤゴ、胸ブキ、徒長枝、カラミ抜、フトコロ抜、立枝など）。
3. 請負者は、剪定の方法については、下記の事項によらなければならない。
- (1) 公園樹木は特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然樹形仕立てとする。
 - (2) 樹木の上方や南側の樹勢が盛んな部分は強く、下方や北側の樹勢が弱い部分は弱く剪定する。
 - (3) 太枝の剪定は切断箇所の表皮がはがれないよう、切断予定箇所の数 10 cm 上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くしたうえ、切返しを行い切除する。また、太枝の切断面には必要に応じて、防腐処理する。
 - (4) 樹枝は、外芽のすぐ上で切除する。ただし、ヤナギ等のしだれ物については内芽できるものとする。
 - (5) 樹冠外に飛び出した枝切り取りや、樹勢回復するためなどに行う切り返し剪定は、樹木全体の形姿に配慮し、適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切り取る。
 - (6) 枝が混み過ぎた部分の中すかしや樹冠の形姿構成のために行う枝抜き剪定は、不必要な枝（冗枝）などをその枝のつけ根から切り取る。
 - (7) 花木類の手入れにあたっては、花芽の分化時期を考慮し、手入れの時期及び着生位置に注意しなければならない。

2-5-4 低木整姿工

1. 請負者は、低木整姿工の施工については、下記に規定のない事項は、公園緑地編 2-5-3 高中堅姿工の規定によらなければならない。
2. 請負者は、枝の密生した箇所は中すかしを行い、目標とする樹冠を想定して樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込まなければならない。
3. 請負者は、裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込まなければならない。
また、萌芽力の弱い針葉樹については弱く刈り込んで、萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に応じ、充分注意しながら芽つみなどを行わなければならない。
4. 請負者は、大刈込みは、各樹種の生育状態に応じ、目標とする刈高に揃うよう、刈込まなければならない。また、植込み内に入って作業する場合は、踏込み部分の枝条を損傷しないように注意し、作業終了後は枝条が元に戻るような処置を行わなければならない。

2-5-5 樹勢回復工

1. 請負者は、樹勢回復の施工については**設計図書**によるものとするが、特に施与時期、施与方法などについては監督職員の**承諾**を得なければならない。
2. 請負者は、樹木修復の施工については、**設計図書**によるものとする。なお、**設計図書**に示されていない場合は、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 請負者は、樹木修復については、修復の時期、種類及び方法などについては監督職員の**承諾**を得なければならない。
 - (2) 請負者は、樹木の樹皮部及び木部の枯死、腐朽、病害、傷の部分はすべて削って除かなければならぬ。また、害虫などが侵入してきている部分は、幼虫の駆除を

完全に行わなければならない。

- (3) 請負者は、樹木の腐朽部などを除去した場合は、「腐朽菌」や「害虫」を駆除するため殺菌剤や燻蒸剤を塗布または燻蒸して消毒しなければならない。
- (4) 請負者は、除去した腐朽部には、充填後に変化して障害を出さない材料で、傷口と充填材の間から雨水等が浸透しないよう充填し、樹木と傷口の形状に合わせて成形しなければならない。
- (5) 請負者は、腐朽部が大きい場合は、回復された表面に崩壊、剥離が生じないよう補強材で補強しなければならない。
- (6) 請負者は、患部の治療を終えるとき、充填剤の仕上げ面は周囲の「形成層」より内部に仕上げて、術後「形成層」の発育を阻害しないようにしなければならない。
- (7) 請負者は、施工後の樹木の傷が安定するまで、樹木に「控え木」や「ロープ」などで補強対策を行わなければならない。

第3章 施設整備

第1節 適用

1. 本章は、公園緑地工事における給水設備工、雨水排水設備工、污水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、建築施設組立設置工、施設仕上げ工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 仮設工は、第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。

日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書敷地造成編・園路広場編・修景施設編 ・運動施設編（プール工）・休養施設編	（昭和57年3月）
日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書運動施設編（改訂版）・遊戯施設編・ 管理施設編	（昭和56年3月）
日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書運動施設編（改訂版）	（平成8年4月）
日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書便益施設編（便所工）・その他（防 災者）	（昭和58年11月）
日本下水道協会	下水道施設設計指針と解説	（昭和59年7月）
日本電気協会	内線規程	（平成8年2月）
日本道路協会	道路土工－施工指針	（昭和61年11月）
日本道路協会	道路土工－排水工指針	（昭和62年6月）
全日本建設技術協会	土木構造物標準設計第2巻	（昭和62年7月）
日本道路協会	アスファルト舗装要綱	（平成8年6月）
日本道路協会	簡易舗装要綱	（昭和54年10月）
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書同解説	（平成4年12月）
インターロッキングブロック協会	インターロッキングブロック舗装設計施工要領 (車道編)	（平成6年5月）
日本道路協会	セメントコンクリート舗装要綱	（平成4年12月）
日本道路協会	視覚障害者用誘導ブロック設置指同解説	（昭和60年9月）
日本道路協会	プラント再生舗装技術指針	（平成4年12月）
日本道路協会	舗装試験法便覧	（昭和63年11月）
日本道路協会	舗装試験法便覧 別冊	（平成8年10月）
日本道路協会	排水性舗装技術指針（案）	（平成8年10月）
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	（昭和56年4月）
日本道路協会	視線誘導標設置基準	（昭和59年10月）
日本道路協会	道路反射鏡設置指針	（昭和55年12月）

日本道路協会	防護柵設置要綱	(平成11年3月)
日本道路協会	道路標識設置基準・同解説	(昭和61年1月)
日本道路協会	路上再生路盤工法技術指針(案)	(昭和62年1月)
日本道路協会	路上表層再生工法技術指針(案)	(昭和63年11月)
日本道路協会	駐車場設計・施工指針・同解説	(平成4年11月)
全日本建設技術協会	土木工事安全施工技術指針	(昭和50年9月)
日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説	(昭和56年4月)
日本道路協会	アスファルト混合所便覧(平成8年度版)	(平成8年10月)

第3節 給水設備工

3-3-1 一般事項

1. 本節は、給水設備工として水栓類取付工、貯水施設工、循環設備工、散水施設工、作業土工、給水管路工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、給水設備工の施工に際して、機械設備工事共通仕様書2-2配管工事及び5-2給排水衛生機器の規定によらなければならない。

3-3-2 材料

1. 給水設備工の材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS A 5314 (ダクタイル鉄管モルタルライニング)
JIS B 2011 (青銅弁) JIS B 2051 (可鍛鉄10Kねじ込み形弁)
JIS B 2061 (給水栓) JIS B 2062 (水道用仕切弁)
JIS B 2063 (水道用空気弁)
JIS B 2210 (鉄鋼製管フランジの基準寸法)
JIS B 2220 (鋼製溶接式フランジ)
JIS B 2301 (ねじ込み式可鍛鉄製管継手)
JIS B 2302 (ねじ込み式鋼管製管継手)
JIS B 2311 (一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手)
JIS B 2312 (配管用鋼製突合せ溶接式管継手)
JIS B 2313 (配管用鋼板製突合せ溶接式管継手)
JIS B 2316 (配管用鋼製差込み溶接式管継手)
JIS B 2352 (ベローズ形伸縮管継手)
JIS B 7501 (接線流羽根車単湿式13mm水道メーター)
JIS B 8302 (ポンプ吐出し量測定方法)
JIS B 8313 (小形うず巻ポンプ)
JIS B 8319 (小形多段遠心ポンプ)
JIS B 8322 (両吸込うず巻ポンプ)
JIS B 8323 (水封式真空ポンプ)
JIS B 8331 (多翼送風機)
JIS B 8372 (空気圧用減圧弁)
JIS G 3442 (水道用亜鉛めっき鋼管)
JIS G 3443 (水輸送用塗覆装鋼管)

JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)
JIS G 3451 (水輸送用塗覆装鋼管の異形管)
JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)
JIS G 3491 (水道用鋼管アスファルト塗覆装方法)
JIS G 3492 (水道用鋼管コールタールエナメル塗装方法)
JIS G 5526 (ダクタイル鉄管)
JIS G 5527 (ダクタイル鉄異形管)
JIS H 4312 (水道用鉛管)
JIS K 1450 (水道用硫酸アルミニウム)
JIS K 6353 (水道用ゴム)
JIS K 6742 (水道用硬質塩化ビニル管)
JIS K 6743 (水道用硬質塩化ビニル管継手)
JIS K 6762 (水道用ポリエチレン管)
JIS K 6763 (水道用ポリエチレン管継手)

2. 給水設備工の材料は、JWWA（日本水道協会）の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

JWWA B 108 (水道用止水栓)
JWWA B 120 (ソフトシール仕切弁)
JWWA G 112 (水道用ダクタイル鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装)
JWWA G 113 (水道用ダクタイル鉄管)
JWWA G 114 (水道用ダクタイル鉄異形管)
JWWA G 115 (水道用ステンレス鋼鋼管)
JWWA G 116 (水道用ステンレス鋼管継手)
JWWA G 117 (水道用塗覆装鋼管)
JWWA H 101 (水道用銅管)
JWWA K 116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
JWWA K 117 (水道用樹脂コーティング管継手)
JWWA K 118 (水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管)
JWWA K 119 (水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手)
JWWA K 127 (水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管)
JWWA K 128 (水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手)
JWWA K 129 (水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管)
JWWA K 130 (水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手)
JWWA K 131 (水道用硬質塩化ビニル管のダクタイル鉄異形管)
JWWA K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング管)
JWWA K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)

3. 量水器は、計量法に定める検定合格品とし、給水装置に該当する場合は、水道事業者の承認する材料を用いるものとする。

4. 請負者は、給水設備の施工に使用する材料については、施工前に品質証明書を作成し、監督職員の**承諾**を得なければならない。

5. 請負者は、循環設備工に使用する各種材料、機器器具について、施工前に施工図を作成し、監督職員の**承諾**を得なければならない。

3-3-3 水栓類取付工

1. 請負者は、メーターボックスの施工については、雨水の侵入や動線上でのつまずきなどに考慮して施工しなければならない。

2. 請負者は、止水栓の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。

(1) 請負者は、止水栓ボックスの中心に垂直に取り付けなければならない。

(2) 請負者は、地盤の悪い箇所においては、沈下などのないように十分基礎を締め固めておかなければならない。

(3) 請負者は、止水栓の取付については、必ず開閉を行い、支障のないことを確かめてから閉止しておかなければならない。

3. 請負者は、止水栓ボックスの施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。

(1) 請負者は、止水栓ボックスの蓋が地面と同一の高さになるよう施工しなければならない。また、建て込みボルトの締め付けも確認しなければならない。

(2) 請負者は、止水栓ボックスの設置については、スピンドルなどが折れないように十分注意し、堅固に取り付けなければならない。

3-3-4 貯水施設工

1. 飲料水を貯留する貯留施設の場合は、建築基準法施行令第39条の2、第129条の2の2並びに同条に基づく告示の定める規定によるものとする。

2. 貯留施設は、地震力及び地震力によって生ずるスロッシングによって損傷を起こさない強度を有するものとする。なお、設計水平震度は**設計図書**によるものとし、設計鉛直震度は設計水平震度の1／2の値とするものとする。

3. 貯留施設にマンホールを使用する場合は、公園緑地編3-4-9マンホール工の規定によるものとする。

4. 請負者は、貯留施設にプレキャストボックスを使用する場合は、下記の事項により施工しなければならない。

(1) 請負者は、現地の状況により**設計図書**に示された据付け勾配によりがたい場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

(2) 請負者は、プレキャストカルバート工の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側または低い側から設置しなければならない。

(3) 請負者は、プレキャストボックスの縦締め施工については、P Cボックスカルバート道路埋設指針4.5.4及び鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指針4.4.3の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

(4) 請負者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットあるいはパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーティングし、漏水が起こらないように施工しなければならない。

- (5) 請負者は、プレキャストパイプの施工については、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。
5. 床掘り、埋戻しを行う場合は、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。
6. 請負者は、基礎の施工については、床掘り完了後、割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利及び碎石などの間隙充てん材を加え、締固めながら仕上げなければならない。
7. 請負者は、基礎材の敷均し及び締固めについては、支持力が均等となり、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。
8. 均しコンクリートの施工については第1編第5章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
9. コンクリートの施工については、第1編第5章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
10. 請負者は、貯水施設の水密性の保持を勘案し、コンクリートの打設後は特に十分な養生を行わなければならない。
11. 請負者は、貯留施設の設置にあたり、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して施工しなければならない。
12. 請負者は、防水モルタルの施工については、**設計図書**によるものとし、貯留施設に外部から雨水などが侵入しないよう施工しなければならない。
13. 請負者は、貯水施設の埋戻しについては、流入管管底と流出管管底の深さを確かめ、正しく接続されていることを確認した後、埋戻しを行わなければならない。また、埋戻しについては、貯水施設がコンクリート構造物以外の場合は、貯水施設内に半分程度注水した後土で行い、客土30cmの層状に周辺を均等に突固め、水締めを行わなければならない。なお、貯水施設がコンクリート構造物の場合は、水締めの必要はないものとする。
14. 請負者は、通気孔の設置については、通気孔には耐食性のある防虫網を取り付けなければならない。
15. 請負者は、アンカーボルトの施工については、アンカーボルトが、コンクリートの打ち込みにより移動しないよう設置しなければならない。
16. 請負者は、貯留施設の養生後、貯留水が清水になるまで洗浄しなければならない。
17. 請負者は、貯水施設の施工完了後、清掃を行い、満水状態にして24時間放置し、漏水の有無を確認しなければならない。また、工事完了後は、貯水施設を満水状態にしておかなければならない。
- ### 3-3-5 循環設備工
1. 請負者は、循環設備工の施工については、**設計図書**によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、**機械設備工事共通仕様書及び電気設備工事共通仕様書**の規定によらなければならない。
2. 請負者は、機械室の施工については、**設計図書**によるものとし、基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、タンパなどで十分突き固めなければならない。
3. 請負者は、貯水槽の施工については、下記の事項により施工しなければならない。
(1) 請負者は、貯水槽の水密性の保持を勘案し、コンクリートの打設後は特に十分な

養生を行わなければならない。

- (2) 請負者は、貯水槽の施工完了後、清掃を行い、満水状態にして24時間放置し、漏水の有無を確認しなければならない。また、工事完了後は、貯水槽を満水状態にしておかなければならない。

4. 請負者は、噴水装置、循環装置、滅菌装置の施工については、下記の事項により施工しなければならない。

- (1) 請負者は、施工図を作成し、監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (2) 請負者は、制作する機器類、実管スリーブ、オーバーフロー金物、ポンプピットストレーナーなどは、施工図を作成し、監督職員の**承諾**を得なければならない。

(3) 請負者は、施工完了後、各機器を単独手動運転し、制御装置も動作させ異常の有無を試験し、次いで各機器の自動または連動運転を行い、異常の有無を試験しなければならない。

(4) 請負者は、噴水装置、循環設備、滅菌装置の各部を満水にし、各機器の能力等を使用に適合するように調整した後、総合的な運転を行い全体及び各部の状態について異常の有無を試験しなければならない。

(5) 請負者は、循環設備、滅菌装置が定常の使用状態に入った後、速やかに流入水、処理水の水質分析、騒音測定などの必要な試験を実施し、試験成績表を監督職員に**提出**しなければならない。

5. 請負者は、ポンプの設置については、下記の事項により施工しなければならない。

(1) 請負者は、ポンプの設置については、水準器などにより十分に芯出し調整を行わなければならない。また、動力ケーブル、制御ケーブルなどはポンプの吊り上げ、分解時に必要な長さを確保しなければならない。

(2) 請負者は、水中モートルポンプのケーブル接続については、ポンプピット内で行わなければならない。

6. 請負者は、機器搬入時に既設構造物を損傷することのないよう十分注意しなければならない。

7. 請負者は、バルブの設置については、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して施工しなければならない。

8. 請負者は、バルブボックスの施工については、所定の位置、高さを確保して施工しなければならない。

9. 請負者は、配管の施工に先立ち、ほかの設備管類及び機器との関連事項を詳細に検討し、勾配を考慮して正確に位置を決定しなければならない。

10. 請負者は、配管材の接合については、下記の事項により施工しなければならない。

(1) 請負者は、管の接合に先だって、その内部を点検し、切りくず、ごみなどを十分除去してから接合しなければならない。

(2) 請負者は、配管材の接合については、すべてその断面が変形しないよう管軸心に対して直角に切断し、その切口は平滑に仕上げなければならない。

(3) 請負者は、ねじ切りについては、自動切り上げ装置付ねじ切り機を使用し、ねじゲージを使用してねじ長さを調整しなければならない。

(4) 請負者は、接合用ねじにJIS B 0203（管用テーパネジ）を使用し、接合にねじ接

合材を使用しなければならない。

- (5) 請負者は、ねじ山、管内部及び端部に付着している切削油、水分、ほこりなどを十分に除去した後、雄ねじ部のみにねじ接合材を塗布し、ねじ込まなければならぬ。
- (6) 請負者は、フランジの接合については、適正材質、厚さのガスケットを使用し、ボルト、ナットを均等に片寄りなく締め付けなければならない。
11. 請負者は、軀体導入部の配管で、不等沈下のおそれがある場合、排水・通気管を除き、フレキシブルジョイントを使用して施工しなければならない。
12. 請負者は、鋼管、鋳鉄管及び鉛管に対するコーティング修理を行ってはならない。
13. 請負者は、軀体貫通にあたり、配管材は実管スリーブとし、水際軀体貫通部止水板付またはリンクシールを使用しなければならない。
14. 請負者は、制御盤の施工については、**設計図書**によるものとし、盤内の器具及び材料は、監督職員の**承諾**を得たものとしなければならない。
15. 請負者は、循環設備工の接地工事については、第3種接地工事を施さなければならぬ。

3-3-6 散水施設工

1. 請負者は、スプリンクラーの施工については、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 請負者は、スプリンクラーボックスの中心に垂直に取り付けなければならない。
 - (2) 請負者は、スプリンクラーボックスの蓋が地面と同一の高さになるようにしなければならない。
2. 請負者は、ドリップパイプの施工については、折れ曲がりに注意して布設しなければならない。
3. 請負者は、スプリンクラーの施工については、粘土類などの付近の土が混入しないようにしなければならない。
4. 請負者は、散水栓の施工については、散水栓ボックスの中心に取り付けなければならない。
5. 請負者は、散水栓ボックスの施工については、散水栓ボックス内に水が滞留しないように、下部に切込碎石をしかなければならない。

3-3-7 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3-3-3 作業土工の規定によるものとする。

3-3-8 給水管路工

1. 請負者は、給水管の施工については、下記の事項により施工するものとする。なお、これに示されていない場合は、監督職員と**協議**のうえ施工しなければならない。
 - (1) 請負者は、各種管類の曲部には曲部用継手を用いなければならない。なお、布設路線に障害物がある場合は、曲管などを使用することとし、直管をずらすことによって障害物をかわしてはならない。
 - (2) 請負者は、下水道管、ガス管、ケーブル管などの地下埋設物との交差や構造物などを横断する箇所は、必要に応じてさや管やコンクリートで防護しなくてはならない。

- (3) 請負者は、電話、電力、照明設備ケーブルと平行または交差する場合は、30cm以上の間隔をおき、布テープなどにより防護しなくてはならない。
- (4) 請負者は、給水管が電食または酸・アルカリなどによって腐食するおそれのある場所での布設については、耐食性の給水管を使用するか、防食テープを巻くなど、適切な措置を行わなければならない。
- (5) 請負者は、給水管の曲管部または管末部で、接合箇所が離脱するおそれがある場合は、離脱防止継手を用いるか、コンクリートで保護するなどの措置を行わなければならない。
- (6) 請負者は、不等沈下などが生じるおそれのある箇所には、有効な伸縮継手を用いなければならない。
- (7) 請負者は、漏水のないように施工しなければならない。
- (8) 請負者は、布設する給水管の周囲を良質の土砂または砂で埋戻し、十分転任しなければならない。なお、給水管、給水設備、ボックス類に損傷、沈下、移動などを与えないように注意しなければならない。
2. 請負者は、給水管の布設については、境界杭、道路標識、ベンチマーク、その他水が汚染されるおそれのある箇所に近接して布設しないようにしなければならない。
3. 請負者は、ポリエチレン管の布設については、温度差による膨張、収縮を考えて蛇行配管としなければならない。また、コイル巻きによるねじれ、わん曲、ぐせなどがあるため器具の傾斜が生じやすいので、器具前後の管は、徐々に浅くねじれを解いて布設しなければならない。
4. 請負者は、鋳鉄管類の布設については、下記の事項により施工しなければならない。
- (1) 請負者は、勾配のある場所に施工する場合は、受口を上り勾配に向けて布設しなければならない。なお、将来の維持管理の備えて、管及び異形管の表示記号は上部にして布設しなければならない。
- (2) 請負者は、工事の施工上やむを得ない場合のほか切断又は変形した材料を使用してはならない。また、異形管の切断、変形は行ってはならない。
5. 請負者は、硬質塩化ビニル管の布設については、下記の事項により施工しなければならない。
- (1) 請負者は、曲げ配管が必要な場合は、エルボまたはベンドを用いて配管しなければならない。
- (2) 請負者は、ガソリン、クレオソート、塗料などの有機溶剤を含むものに浸食されるおそれのある場所へ使用してはならない。
6. 請負者は、給水管の接合については、下記の事項により施工しなければならない。
- (1) 請負者は、管の接合前に内部を点検し、異物のないことを確かめ、切りくず、ごみなどを除去してから接合しなければならない。
- (2) 請負者は、管の断面が変形しないように、管軸線に対して直角に切断し、その切り口を平滑に仕上げなければならない。
- (3) 請負者は、配管の施工を一時休止する場合などは、管内に異物が入らないように養生しなければならない。
- (4) 請負者は、管種の異なった給水管の接合については、適合する各種ユニオン、接

続管を用いて接合しなければならない。

7. 請負者は、鉛管及び銅管給水管の接合については、ろう接剤を用いて接合しなければならない。
8. 請負者は、ビニルライニング鋼管の接合については、樹脂コーティング管端防食管継手を用いて接合しなければならない。
9. 請負者は、硬質塩化ビニール管類の接合については、硬質塩化ビニール管用接着剤を用いて接合しなければならない。
10. 請負者は、ダクタイル鉄管の接合については、メカニカル継手、タイトン継手、またはフランジ継手を用いて接合しなければならない。

第4節 雨水排水設備工

3-4-1 一般事項

1. 本節は、雨水排水設備工として側溝工、集水掛工、調整地工、貯留施設工、作業土工、管渠工、マンホール工、地下排水工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、側溝工、集水掛工、作業土工、管渠工、マンホール工、地下排水工の施工については、道路土工－排水工指針2-2路面排水及び地下排水施設の施工の規定によらなければならない。
3. 請負者は、側溝工、集水掛工、作業土工、管渠工、マンホール工、地下排水工の施工については、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から道路に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び地下水から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。

3-4-2 材料

1. 雨水排水設備工に使用する材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS A 5302 (無筋コンクリート及び鉄筋コンクリート管)

JIS A 5303 (遠心力鉄筋コンクリート管)

JIS A 5305 (鉄筋コンクリートU形及び鉄筋コンクリートU形ふた)

JIS A 5306 (コンクリートL形及び鉄筋コンクリートL形)

JIS A 5312 (鉄筋コンクリート組立土止め)

JIS A 5317 (下水道用マンホール側塊直壁及び下水道用マンホール側塊斜壁)

JIS A 5318 (鉄筋コンクリートフリューム)

JIS A 5322 (ソケット付スパンパイプ)

JIS A 5328 (組合せ暗渠ブロック)

JIS A 5333 (コア式プレストレストコンクリート管)

JIS A 5506 (下水道用マンホールふた)

JIS G 3471 (コルゲートパイプ)

JIS K 6739 (排水用硬質塩化ビニール管継手)

JIS K 6741 (硬質塩化ビニール管)

JIS R 1201 (陶管)

2. 管類及びフィルター材の種類、規格については、**設計図書**によるものとする。

3. 請負者は、雨水排水設備工の施工に使用する材料については、施工前に品質証明書を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。

3-4-3 側溝工

1. 請負者は、側溝工の施工については、**設計図書**によるものとし、現地の状況により、**設計図書**に示された水路勾配によりがたい場合は、監督職員と**協議**するものとし、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
2. 請負者は、プレキャストU型側溝、L型側溝、プレキャスト皿型側溝、現場打L型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝、特殊円形側溝の施工については、基礎は不等沈下を起こさないように、また不陸を生じないように施工しなければならない。
3. 請負者は、プレキャストU型側溝、L型側溝、プレキャスト皿型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝、特殊円形側溝、管（函）渠型側溝の継目部の施工については、付着、水密性を保ち段差が生じないよう注意して施工しなければならない。
4. 請負者は、現場打L型側溝の施工については、側溝の表面の締め固めたコンクリートが半乾きの状態の時にコテを使用し、かつ、突端部は両ゴテを使用して仕上げなければならない。
5. 請負者は、コルゲートフリュームの施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 請負者は、コルゲートフリュームの布設にあたって、砂質土または軟弱地盤が出現在場合には、施工前に施工方法について監督職員と**協議**しなければならない。
 - (2) 請負者は、コルゲートフリュームの組立にあたっては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリューム断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。
 - (3) 請負者は、コルゲートフリュームの布設にあたり、あげこしを行う必要が生じた場合には、布設に先立ち、施工方法について監督職員と**協議**しなければならない。
6. 請負者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、**設計図書**に示すコンクリート厚さとし、これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
7. 請負者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。
8. 請負者は、現場打水路及び柵渠の施工については、**設計図書**によるものとし、現地の状況により、これによりがたい場合は、監督職員と**協議**しなければならない。
9. 請負者は、柵渠の施工については、杭、板、笠石及び梁にすき間が生じないよう注意して施工しなければならない。
10. 請負者は、管（函）渠型側溝の施工については、公園緑地編1-7-5プレキャストカルバート工の規定によらなければならない。

3-4-4 集水樹工

1. 請負者は、集水樹及び浸透樹の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。

- (1) 請負者は、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
 - (2) 請負者は、側溝工及び管渠工との接続部は漏水が生じないように施工しなければならない。
 - (3) 請負者は、路面との高さの調整が必要な場合は、監督職員の承諾を得なければならぬ。
2. 請負者は、集水枠及び浸透枠の据付けについては、部材に損傷や衝撃を与えないようしなければならない。また、ワイヤーなどで損傷するおそれのある部分を保護しなければならない。
 3. 請負者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が乗じないよう平坦に施工しなければならない。
 4. 請負者は、枠に接合する取付管の管口仕上げについては、上部塊類を設置する前に接着剤が管の内面に突出していないか確認した後、塊類を設置しなければならない。

3-4-5 調整池工

1. 周囲小堤の法面整形作業については、公園緑地編1-4-7法面整形工の規定によるものとする。
2. 周囲小堤の法面作業については、公園緑地編1-6-4法枠工の規定によるものとする。
3. 周囲小堤に擁壁を使用する場合は、公園緑地編1-8-4現場打擁壁工、1-8-5プレキャスト擁壁工、1-5-6小型擁壁工の規定によるものとする。
4. 周囲小堤に石積を使用する場合は、公園緑地編1-8-10石積工の規定によるものとする。
5. 請負者は、余水吐及び放流施設の施工については、余水吐及び放流施設の高さ及び水抜き孔と周囲小堤との通水性、並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据え付けなければならない。

3-4-6 貯留施設工

1. 貯留施設の施工については、公園緑地編2-3-4貯水施設工3項から13項、2-4-5調整池工の規定によるものとする。
2. 請負者は、貯留施設の施工に用いる有孔管を設置した後のフィルター材は、**設計図書**による材料を用いて施工するものとし、目詰まり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。
3. 請負者は、貯留施設の施工については、基礎を突き固めた後、管類、フィルター材を設置しなければならない。
4. 請負者は、貯留施設のフィルター材の施工については、粘土類などの付近の土が混入しないようにしなければならない。

3-4-7 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。

3-4-8 管渠工

1. 請負者は、管渠工の施工については、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないようにするとともに、基礎は支持力が均等となるように、かつ

不陸が生じないようにしなければならない。

2. 請負者は、ソケット付の管の布設については、上流側または高い側にソケットを向けなければならぬ。
3. 請負者は、管渠工の施工については、基礎の上に通りよく管を据え付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にコンクリートまたは、固練りモルタルを充てんし、空隙が生じないように施工しなければならぬ。
4. 請負者は、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならぬ。
5. 請負者は、コルゲートパイプの布設にあたり、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 請負者は、砂質土または砂を基床としなければならぬ。
 - (2) 請負者は、コルゲートパイプの組立については、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うように重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の頂側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。
 - (3) 請負者は、コルゲートパイプの予期しない沈下のおそれがあつて、あげこしを行う必要が生じた場合には、布設に先立ち、施工方法について監督職員と**協議**しなければならない。
6. 請負者は、管渠工の施工については、**設計図書**によるものとし、現地の状況により**設計図書**に示された水路勾配によりがたい場合は、監督職員と**協議**するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならぬ。
7. 請負者は、管渠にプレキャストボックスを使用する場合は、下記の事項により施工しなければならぬ。
 - (1) 請負者は、現地の状況により**設計図書**に示された据付け勾配によりがたい場合は、監督職員と**協議**しなければならぬ。
 - (2) 請負者はプレキャストカルバート工の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側または低い側から設置しなければならぬ。
 - (3) 請負者は、プレキャストボックスの縦締め施工については、P Cボックスカルバート道路埋設指針4. 5. 4及び鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指針4. 4. 3の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
 - (4) 請負者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならぬ。ソケットのないパイプ接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーティングし、漏水が起こらないように施工するものとする。
 - (5) 請負者は、プレキャストパイプの施工については、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならぬ。損傷させた場合は、取換えなければならない。
8. 請負者は、継目地の施工については、付着、水密性を保つように施工しなければならぬ。

らない。

3-4-9 マンホール工

1. 請負者は、マンホールの施工については、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 請負者は、基礎について支持力が均等のなるように、かつ不陸が生じないようにしなければならない。
 - (2) 請負者は、側溝工及び管渠工との接続部は、漏水が生じないように施工しなければならない。
 - (3) 請負者は、路面との高さ調整が必要な場合は、監督職員の承諾を得なければならぬ。
2. 請負者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。
3. 請負者は、マンホールの施工については、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 請負者は、据付前に、接合面の泥、油などの接合に害するものは取り除いておかなければならぬ。
 - (2) 請負者は、接合モルタルを接合接触部分全面に敷均し、堅固に接合を行い、漏水、ズレなどのないように設置しなければならない。また、高さ調節のための敷板などを入れたまま接合してはならない。
 - (3) 請負者は、底版の設置については水平に据え付けなければならない。また、躯体ブロックと直壁及び斜壁の設置については、連結金具などを用いてくい違いなどの横ずれが生じないようにしなければならない。
 - (4) 請負者は、設置完了後、部材の連結状況を確認した後、目地部分をモルタルで入念に仕上げなければならない。
4. 請負者は、マンホールに接合する取付管の管口仕上げについては、上部塊類を設置する前に接着剤が管の内面に突出していないか確認した後、塊類を設置しなければならない。

3-4-10 地下排水工

1. 請負者は、地下排水の施工については、**設計図書**で示された位置に施工しなければならない。なお、新たに地下水脈を発見した場合は、監督職員に報告し、その対策について監督職員の**指示**によらなければならぬ。
2. 請負者は、排水管を設置した後のフィルター材については、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目づまり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。
3. 請負者は、有孔ヒューム管、有孔塩化ビニール管、透水コンクリート管、化学繊維系管の施工については、基礎を突き固めた後、管類、フィルター材を設置しなければならない。
4. 請負者は、フィルター材の施工については、粘土類などの付近の土が混入しないようにしなければならない。

第5節汚水排水設備工

3-5-1 一般事項

1. 本節は、汚水排水設備工として作業土工、管渠工、汚水樹・マンホールエ、浄化槽工その他これらに類する工種について定めるものとする。

3-5-2 材料

1. 汚水排水設備工に使用する材料は次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

J I S A 5 3 0 2 (無筋コンクリート及び鉄筋コンクリート管)
J I S A 5 3 0 3 (遠心力鉄筋コンクリート管)
J I S A 5 3 1 2 (鉄筋コンクリート組立土止め)
J I S A 5 3 1 7 (下水道用マンホール側塊直壁及び下水道用マンホール側塊斜壁)
J I S A 5 3 1 8 (鉄筋コンクリートフリューム)
J I S A 5 3 2 2 (ソケット付スパンパイプ)
J I S A 5 3 2 8 (組合せ暗渠ブロック)
J I S A 5 3 3 3 (コア式プレストレストコンクリート管)
J I S A 5 5 0 6 (下水道用マンホールふた)
J I S G 3 4 7 1 (コルゲートパイプ)
J I S K 6 7 3 9 (排水用硬質塩化ビニール管継手)
J I S K 6 7 4 3 (水道用硬質塩化ビニール管継手)
J I S K 6 7 7 7 (耐熱性硬質塩化ビニール管継手)
J I S K 6 7 4 1 (硬質塩化ビニール管)
J I S K 6 7 7 6 (耐熱性硬質塩化ビニール管)
J I S R 1 2 0 1 (陶管)
J I S G 3 4 5 9 (配管用ステンレス鋼鋼管)
J I S G 3 4 4 8 (一般用配管用ステンレス鋼鋼管)
J I S G 3 4 5 2 (配管用炭素鋼鋼管)
J I S B 2 3 1 2 (配管用鋼製突合せ溶接式管継手)
J I S B 2 3 1 3 (配管用鋼板製突合せ溶接式管継手)
J I S B 2 3 0 1 (ねじ込み式可鍛鉄製管継手)
J I S B 2 3 0 2 (ねじ込み式鋼管製管継手)
J I S B 2 0 1 1 (青銅弁)
J I S B 2 0 3 1 (ねずみ鑄鉄分)
J I S A 4 1 0 1 (ガラス繊維強化プラスチック製浄化槽構成部品)

2. 請負者は、汚水排水設備工の施工に使用する材料については、施工前に品質証明書を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。

3-5-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3-3-3 作業土工の規定によるものとする。

3-5-4 管渠工

1. 管渠工の施工については、公園緑地編3-4-8 管渠工の規定によるものとする。
2. 請負者は、副管及び接続ソケットの施工については、以下の事項により施工しなければならない。

- (1) 請負者は、接合部の仕上げについては、管の損傷、漏水などのないよう特に入念に仕上げ、管の通りなどについて確認し、埋戻さなければならない。
- (2) 請負者は、布設勾配については、中だるみのないように施工しなければならない。
- (3) 請負者は、接合材が管の内面にはみ出でていないか確認しなければならない。
- (4) 請負者は、接合材が十分硬化するまでは、無理な荷重を加えてはならない。また、埋戻しは十分硬化していることを確認し、丁寧に行うとともにに入念に締め固めなければならない。
- (5) 請負者は、本管ソケット部と取付口に簡単な遺形を設け、一直線に施工しなければならない。

3-5-5 汚水樹・マンホール工

1. 汚水樹・マンホール工の施工については、公園緑地編3-4-4集水樹工及び3-4-9マンホール工の規定によるものとする。
2. 請負者は、汚水樹及びマンホールのインバートの施工については、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 請負者は、管接続部、底部及び側壁部より漏水のないよう施工しなければならない。
 - (2) 請負者は、コンクリート工を施工した後、仕上げを行わなければならない。
3. 請負者は、マンホールの足掛け金物の施工については、**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

3-5-6 净化槽工

1. 净化槽の施工については、建築基準法及び水質汚濁防止法、净化槽法に基づく法令のほか、特定行政庁の定める条例などの規定によるものとする。
2. 請負者は、基礎の施工については、床掘り完了後、割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利及び碎石などの間隙充てん材を加え、締固めながら仕上げなければならない。
3. 請負者は、基礎材の施工については、公園緑地編3-3-4貯水施設工の規定によらなければならない。
4. 請負者は、均しコンクリートの施工については、公園緑地編3-3-4貯水施設工の規定によらなければならない。
5. コンクリートの施工については、第1編第5章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
6. 請負者は、净化槽の水密性の保持を勘案し、コンクリート打設後は、特に十分な養生を行わなければならない。
7. 請負者は、ユニット形净化槽の設置については、所定の位置、高さ、水平性、鉛直性を確保して施工しなければならない。
8. 請負者は、净化槽の埋戻しについては、流入管管底と放流管管底の深さを確かめ、正しく接続されていることを確認した後、埋戻しを行わなければならない。また、埋戻しは、槽内に半分程度注水した後土で行い、客土30cmの層状に周辺を均等に突き固め、水締めを行わなければならない。
9. 請負者は、ユニット形净化槽の埋戻しについては、ユニット本体に鋭角な碎石などがあたらないよう特に注意して施工しなければならない。

10. 請負者は、防水モルタルの施工については、**設計図書**によるものとし、浄化槽に外部から雨水などが侵入しないよう施工しなければならない。
11. 請負者は、アンカーボルトの施工については、アンカーボルトがコンクリートの打ち込みにより移動しないよう設置しなければならない。
12. 請負者は、浄化槽の施工については、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 請負者は、浄化槽が定常の使用状態に入った後、速やかに流入水、処理水の水質分析、騒音測定等の必要な試験を実施し、試験成績表を監督職員に**提出**しなければならない。
 - (2) 請負者は、浄化槽の各槽を満水にし、各機器の能力などを使用に適合するように調整した後、総合的な運転を行い、全体及び各部の状態について異常の有無を確認しなければならない。
 - (3) 請負者は浄化槽の施工完了後、各機器を単独手動運転し、制御装置を動作させ異常の有無を確認し、次に各機器の自動または連動運転を行い異常の有無を確認しなければならない。
 - (4) 請負者は、施工完了後、清掃を行い、満水状態にして24時間放置し、漏水の有無を確認しなければならない。また、工事完了後は、ポンプ槽を除くすべての槽を満水状態としておかなければならない。

第6節 電気設備工

3-6-1 一般事項

1. 本節は、電気設備工として照明設備工、放送設備工、作業土工、電線管路工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、電気設備工の施工については、**電気設備工事共通仕様書**、**電気通信設備工事共通仕様書**の規定によらなければならない。

3-6-2 材料

1. 電気設備工に使用する材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

J I S A 5 3 0 3 (遠心力鉄筋コンクリート管)
J I S A 5 3 2 1 (鉄筋コンクリートケーブルトラフ)
J I S C 3 4 0 1 (制御用ケーブル)
J I S C 3 6 0 5 (600Vポリエチレンケーブル)
J I S C 3 6 0 6 (高圧架橋ポリエチレンケーブル)
J I S C 3 6 5 3 (波付硬質ポリエチレン管)
J I S C 4 6 2 0 (キュービクル式高圧受電設備)
J I S C 8 1 0 5 (照明器具通則)
J I S C 8 3 0 5 (鋼製電線管)
J I S C 8 3 3 0 (ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管)
J I S C 8 4 3 0 (硬質ビニル電線管)
J I S C 8 4 1 1 (合成樹脂製可とう電線管)
2. 請負者は、電気設備工に使用する材料については、施工前に品質証明書を作成し、監督職員の**承諾**を得なければならない。

3－6－3 照明設備工

1. 請負者は、ハンドホールの施工については、基礎について支持力が均等になるよう
に、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
2. 請負者は、引込柱及び照明灯の施工にあたり、下記の事項により施工しなければな
らない。
 - (1) 請負者は、立て込み位置については、監督職員の**承諾**を得なければならぬ。
 - (2) 請負者は、立て込みについては、垂直に建て込み、地際部には防蝕テープを巻き
付けなければならない。
3. 請負者は、分電盤の施工については、ケーブル引き込み部分にはシール材を十分詰
めて、外部からの湿気の侵入を防がなければならぬ。
4. 請負者は、照明灯及び分電盤の施工については、第D種接地工事により接地しなけ
ればならない。
5. 請負者は、照明灯の施工については、照明灯の内部で、ケーブル相互又はケーブル
と電線とを接続する場合は、切り離しが可能な接続金物を使用しなければならぬ。

3－6－4 放送設備工

1. 請負者は、ハンドホールの施工については、下記の事項により施工しなければなら
ない。
 - (1) 請負者は、ハンドホールの施工については、基礎について支持力が均等になるよ
うに、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
 - (2) 請負者は保護管などとの接合部において、**設計図書**に示された場合を除き、セメ
ントと砂の比が1：3の容積配合のモルタルを用いて施工しなければならぬ。
2. 請負者は、放送設備の施工については、公園緑地編3－6－3 照明設備工の規定に
よらなければならない。

3－6－5 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3－3－3 作業土工の規定によるものとする。

3－6－6 電線管路工

1. 請負者は、電線の施工については、下記の事項により施工しなければならぬ。
 - (1) 請負者は、引き入れに先立ち、電線管内を十分清掃し、電線は丁寧に引き入れ、
管端口は、電線を損傷しないように保護しなければならない。また、通線を行わな
い場合は、管端口には防水栓等を差し込んでおかなければならぬ。
 - (2) 請負者は、要所、ハンドホール内及びその引込口、引出口近くでは余裕を持たせ
なければならない。
 - (3) 請負者は、電線を曲げる場合は、被覆を痛めないように注意し、その屈曲半径は
低圧ケーブルにあたっては、仕上がり外径の6倍以上としなければならぬ。
2. 請負者は、電線及び電線管の施工については、ハンドホール内のケーブル接続部
分は、ケーブルハンガー等に掛けるなどして、ハンドホール底部に直接触れないよう
取り付けなければならない。
3. 請負者は、電線管の施工については、電線管の曲げ半径は、管内径の6倍以上とし、
曲げ角度は90度を超えてはならない。

第7節 園路広場整備工

3-7-1 一般事項

1. 本節は、園路広場整備工として舗装準備工、アスファルト舗装工、排水性舗装工、アスファルト系園路工、コンクリート系園路工、土系園路工、レンガ・タイル系園路工、木系園路工、樹脂系園路工、石材系園路工、園路縁石工、区画線工、階段工、公園橋工、デッキ工、視覚障害者誘導用ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、園路広場整備工については、敷地の状況その他公園施設との取り合いを考慮し、正確に位置出しをしなければならない。
3. 請負者は、路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。
4. 請負者は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。
5. 請負者は、表面排水勾配の配置については、**設計図書**で示されていない場合は、表3-1に示す表面排水勾配としなければならない。ただし、部分的なすりつけ部については、監督職員と協議しなければならない。

表3-1 表面排水勾配

種 別	勾 配	摘 要
園路、歩行者道路、自転車道	1.5~2.0%	コンクリート、アスファルト、平板舗装類
広 場	0.5~1.0%	平板、レンガ、タイル、砂、ダスト舗装類

6. 請負者は、転圧については、周辺の低い箇所から始め、高い中央部で仕上げ、縦方向、横方向交互に行わなければならない。
7. 請負者は、転圧については、開始から仕上げまで連続して行い、前に転圧した幅の1/2以上重ねて行わなければならない。
8. 請負者は、散水については、淡水を用いるものとし泥水などを使用してはならない。

3-7-2 材料

1. 請負者は、園路広場整備工に使用する材料または、仕上がり見本品は施工に先立つて、監督職員の承諾を得なければならない。
2. 請負者は、舗装工において、使用する材料のうち試験が伴う材料については、舗装試験法便覧の規格に基づき試験を実施しなければならない。
3. 路床盛土材は、第1編4-4-4路床盛土工の規定によるものとする。
4. アスファルト舗装工、排水性アスファルト舗装工、公園アスファルト舗装工で使用する材料については、第1編3-6-2アスファルト舗装の材料、3-6-3コンクリート舗装の材料の規定によるものとする。
5. コンクリート系園路工、土系園路工、レンガ・タイル系園路工、木系園路工、樹脂系園路工、石材系園路工で使用する材料については、**設計図書**によるものとし、指定のない場合は第1編3-6-2アスファルト舗装の材料、3-6-3コンクリート舗装の材料の規定によるものとする。

6. 園路縁石工、区画線工、階段工、公園橋工、デッキ工、視覚障害者誘導用ブロック工で使用する材料の種類及び規格は、**設計図書**によるものとする。

7. 請負者は、クッション砂については、沈下量を一定にするため、同一現場内では、産地、粒度、含水率などが同一のものを使用しなければならない。

3-7-3 舗装準備工

舗装準備工の施工については、第1編3-6-4舗装準備工の規定によるものとする。

3-7-4 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第1編3-6-5アスファルト舗装工の規定によるものとする。

3-7-5 排水性舗装工

1. 排水性舗装工の施工については、第1編3-6-5アスファルト舗装工の規定によるものとする。

2. 請負者は、排水性舗装工の施工にあたっては、アスファルト舗装要綱第5章施工及び第9章9-5-5排水性舗装工の施工の規定、プラント再生舗装技術指針の路盤の施工及び基層・表層の施工の規定、公園緑地編2-3-7排水性舗装工及び第1編3-6-5アスファルト舗装工の規定によるものとする。

3-7-6 アスファルト系園路工

1. アスファルト系園路工の路盤施工については、第1編3-6-5アスファルト舗装工、第1編3-6-7薄層カラー舗装工及び公園緑地編3-7-5排水性舗装工の規定によるものとする。

2. 請負者は、アスファルト系園路工の施工にあたっては、アスファルト舗装要綱第5章施工及び第9章9-5-5排水性舗装工の施工の規定、プラント再生舗装技術指針路盤の施工及び基層・表層の施工の規定、公園緑地編2-3-7水性舗装工及び第1編3-6-5アスファルト舗装工の規定によるものとする。

3-7-7 コンクリート系園路工

1. コンクリート系園路工の路盤施工については、第1編3-6-5アスファルト舗装工及び第1編3-6-6コンクリート系園路工の規定によるものとする。

2. 請負者は、インターロッキング舗装の施工については、下記の事項により施工しなければならない。

(1) 請負者は、クッション砂及び敷きモルタルについては、転圧後に設計図書に示す厚さになるように、均一に敷均さなければならない。

(2) 請負者は、ブロックの据付けについては、所定の表面勾配及び一定の目地ラインが得られるように施工しなければならない。

(3) 請負者は、ブロック相互のかみ合わせが良くなるように据付けなければならない。

(4) 目地の幅は、2~3mmとする。

(5) 請負者は、目地ラインなどの修正をする場合は、角材、木樋などを用い、ブロックに損傷を与えないようにしなければならない。

(6) 請負者は、ブロック舗装面の仕上げについては、振動締固め機により行わなければならない。

- (7) 請負者は、締固めについては、ブロックの長手方向に対して行わなければならぬ。
- (8) 請負者は、締固めについては、ブロックに損傷を与えないようにしなければならない。
- (9) 請負者は、歩行に支障がないように、また降雨後に滯水がないように平坦に仕上げなければならない。
- (10) 請負者は、目地詰めについては、乾燥した砂を舗装表面に散布した後、ほうき類で充分に詰めなければならない。なお、目地詰めの不充分な箇所は締固め機を併用して行うか、散水などにより施工しなければならない。
- (11) 請負者は、舗装表面に残った目地砂については、清掃し取り除かなければならぬ。
3. 請負者は、透水性コンクリート舗装の施工については、**設計図書**によるものとする。
4. 請負者は、コンクリート平板舗装、擬石平板舗装、洗い出し平板舗装の施工については、下記の事項により施工しなければならない。
- (1) 請負者は、**設計図書**に定めのない場合は、施工図を作成し、監督職員の**承諾**を得なければならない。なお、施工図は、舗装パターン、縁石その他の工作物との取り合い及び伸縮目地を考慮し作成しなければならない。
 - (2) 請負者は、割付けによって端数が生じた場合は、極力現場加工によって納まりよく仕上げなければならない。
 - (3) 請負者は、目地については、指定されたパターン及び目地幅によってゆがみなく仕上げなければならない。
 - (4) 請負者は、砂目地については、目地の幅は**設計図書**によるものとし、目違いのないように張立て後、直ちに砂（細目）を散布し、ほうき類で目地に充てんしなければならない。
 - (5) 請負者は、据付けについては、所定の表面勾配が得られるように水糸を張って正確に行わなければならない。

3-7-8 土系園路工

1. 土系園路工の路盤施工については、第1編3-6-5アスファルト舗装工及び第1編3-6-6コンクリート系舗装工の規定によるものとする。
2. 請負者は、土舗装工の施工については、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 請負者は、表層土については、均一に敷き均し、締固めに適した含水比に保てるよう散水しながら、転圧及び不陸整正を繰り返し、**設計図書**に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
 - (2) 請負者は、仕上がり面については、塊が残らないようにレーキなどでかきならさなければならない。
 - (3) 請負者は、表層土の表層仕上り厚が30mm以下のは、路床または下層土面をレーキなどで浅くかき均し、なじみよくしたうえで、敷き均し、転圧しなければならない。
 - (4) 請負者は、化粧砂を撒く場合、その厚さについては、**設計図書**によるものとし、転圧とブラッシングを繰り返して仕上げなければならない。

- (5) 請負者は、表層安定剤を散布する場合、散布量は**設計図書**によるものとし、適度の散水を行いながら転圧しなければならない。
3. 請負者は、芝舗装の施工については、下記の事項により施工しなければならない。
- (1) 請負者は、下層路盤のある場合は、下層面が損なわれないように客土を運搬、敷き均し、**設計図書**に示す高さに仕上げなければならない。
- (2) 請負者は、芝を張った後は、**設計図書**に示す目土を敷き均し転圧のうえ、灌水しなければならない。
4. 請負者は、砂舗装、石灰岩ダスト舗装の施工について、下記の事項により施工しなければならない。
- (1) 請負者は、砂舗装の砂と良質土については、よく混合した後、均一に敷き均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、**設計図書**に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
- (2) 請負者は、石灰岩ダスト舗装については、均一に敷き均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、**設計図書**に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
- (3) 請負者は、表層安定剤については、転圧後**設計図書**に示す量を散布し、必要に応じ適度の散水を行わなければならない。

3-7-9 レンガ・タイル系園路工

1. レンガ・タイル系園路工の路盤施工については、第1編3-6-5アスファルト舗装工及び第1編3-6-6コンクリート系舗装工の規定によるものとする。
2. 請負者は、レンガ舗装、タイル舗装の施工については、下記の事項により施工しなければならない。
- (1) 請負者は、敷きモルタルの施工については、**設計図書**に示す厚さになるように、均一に敷均さなければならない。
- (2) 請負者は、レンガ、タイルの据付けについては、**設計図書**に示す表面勾配及び一定の目地ラインが得られるように施工しなければならない。
- (3) レンガ、タイル舗装の化粧目地の幅、深さ及び目地モルタルの配合については**設計図書**によるものとする。

3-7-10 木系園路工

1. 本系園路工の路盤施工については、第1編3-6-5アスファルト舗装工及び第1編3-6-6コンクリート系舗装工の規定によるものとする。
2. 請負者は、チップ舗装の施工については、**設計図書**によるものとする。
3. 請負者は、木レンガ舗装の施工については、下記の事項により施工しなければならない。
- (1) 請負者は、クッション砂及び敷きモルタルについては、転圧後に**設計図書**に示す厚さになるように均一に敷均さなければならない。
- (2) 請負者は、木レンガの据付けについては、**設計図書**に示す表面勾配及び一定の目地ラインが得られるように施工しなければならない。
4. 請負者は、木道のクッション砂及び敷きモルタルについては、転圧後に**設計図書**に示す厚さになるように均一に敷均さなければならない。

3-7-11 樹脂系園路工

- 樹脂系園路工の路盤の施工については、第1編3-6-5アスファルト舗装工及び第1編3-6-6コンクリート系舗装工の規定によるものとする。

- 樹脂系園路の表層の施工については、**設計図書**によるものとする。

3-7-12 石材系園路工

- 石材系園路工の路盤の施工については、第1編3-6-5アスファルト舗装工及び第1編3-6-6コンクリート系舗装工の規定によるものとする。

- 請負者は、碎石舗装の施工については、碎石を均一に敷き均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、**設計図書**に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。

- 請負者は、ごろた石張舗装、玉石張舗装、野面平石張舗装、修景割板石張舗装、割板石張舗装、小舗石張舗装、切板石張舗装、延段の施工については、下記の規定によるものとする。

(1) 請負者は、**設計図書**に定めのない場合は、施工図を作成し、監督職員の**承諾**を得なければならない。なお、施工図は、張り模様、縁石その他の工作物との取り合い及び伸縮目地を考慮し作成しなければならない。

(2) 請負者は、各舗装の施工については、設計意図を十分理解したうえで、施工しなければならない。

(3) 請負者は、張り模様については、修景的配慮をしなければならない。

(4) 請負者は、石を大小取り混ぜて施工する場合は、バランスよく組み合わせ、小さい石が多くならないように配慮しなければならない。

(5) 請負者は、石材系舗装のクッション砂及び敷きモルタルについては、**設計図書**に示す厚さになるように均一に敷均さなければならない。

(6) 請負者は、モルタルによる化粧目地の幅、深さ及び目地モルタルの配合については、**設計図書**による仕様に仕上げなければならない。

(7) 請負者は、舗装の表面が平滑になるように配慮し、所定の水勾配を考慮しなければならない。

(8) 請負者は、施工中、モルタルなどによって石の表面を汚さないように配慮し、施工後の養生を行わなければならない。

(9) 請負者は、合端については、現場で加工・施工を行い、特に端部の納まりに配慮しなければならない。

3-7-13 園路縁石工

- 請負者は、コンクリート縁石の施工については、第1編3-3-8縁石工の規定によるものほか、下記の事項により施工しなければならない。

(1) 請負者は、縁石ブロックについては、設置前に清掃し、基礎上に安定よく設置し、目地モルタルを充てんしなければならない。

(2) 請負者は、縁石ブロックの目地幅及び目地モルタルの配合については、**設計図書**による幅に仕上げなければならない。

2. 請負者は、舗装止めの施工については、設置前によく清掃し、基礎上に安定よく設置しなければならない。

3. 植樹ブロックの施工については、公園緑地編3-7-13園路縁石工の規定によるものとする。

4. 擬石縁石の施工については、公園緑地編3－7－1 3園路縁石工の規定によるものとする。
5. 請負者は、レンガ縁石、木縁石、見切材（仕切材）の施工については、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 請負者は、レンガ縁石については、設置前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充てんしなければならない。
 - (2) 請負者は、縁石の目地幅及び目地モルタルの配合については、**設計図書**によらなければならない。
6. 請負者は、ごろた石縁石、玉石縁石、野面石縁石、割石縁石、小舗石縁石、雑割石縁石、切石縁石の施工については、設計意図を十分理解したうえで、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 請負者は、石材については、指定寸法ができる限り坐りのよいものを選び、天端及び見切線はその見通線上に凹凸のないように注意して据付けなければならない。
 - (2) 請負者は、土ぎめの場合は、縁石の周囲を充分つき固めながら、天端及び見切線の見通線がずれないように注意して据付けなければならない。
 - (3) 請負者は、石を大小取り混ぜて施工する場合は、バランスよく組み合わせなければならない。
 - (4) 請負者は、雑割石縁石の施工にあたっては、合端を馴染みよく合わせるように配慮しなければならない。
 - (5) 請負者は、施工中、モルタルなどによって石の表面を汚さないように配慮し、養生を行わなければならない。

3－7－14 区画線工

区画線工の施工については、第1編3－3－1 2区画線工の規定によるものとする。

3－7－15 階段工

階段工の施工については、第1編第5章無筋・鉄筋コンクリート、公園緑地編第3章第7節園路広場工及び公園緑地編第1 3章第1 3節施設仕上げ工によるものほか、**設計図書**によるものとする。

3－7－16 公園橋工

公園橋工の施工については、第1編第5章無筋・鉄筋コンクリート、公園緑地編第3章第7節園路広場工及び公園緑地編第3章第1 3節施設仕上げ工によるものほか、**設計図書**によるものとする。

3－7－17 デッキ工

デッキ工の施工については、公園緑地編3－7－1 6公園橋工の規定によるものとする。

3－7－18 視覚障害者誘導用ブロック工

1. 請負者は、視覚障害者誘導用ブロックの施工については、施工前に施工図を作成し、監督職員の**承諾**を得なければならない。
2. 請負者は、視覚障害者誘導用ブロックの施工については、視覚障害者誘導用ブロック設置指針によるものとする。

第8節 修景施設整備工

3－8－1 一般事項

1. 本節は、修景施設整備工として、石組工、添景物工、袖垣・垣根工、花壇工、トレリス工、モニュメント工作業土工、流れ工、滝工、池工、洲浜工、壁泉工、カスクード工、カナール工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、修景施設整備工の施工に際しては、敷地の状況、その他公園施設との取合いを考慮しなければならない。
3. 請負者は、修景施設整備工の施工に際しては、設計意図を十分把握したうえで、施工しなければならない。

3－8－2 材料

1. 請負者は、修景施設整備工において、使用する材料または仕上り見本品及び性能等を証明する資料等は、施工前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
2. 石材は、使用目的に合致した形状を有し、外観の良好なものとする。
3. 砂、砂利は粒のそろったもので、異種材及びきょう雜物を含まないものとする。
4. 木材については、製材の日本農林規格及び針葉樹の構造用製材の日本農林規格による規格品とする。なお、これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得るものとする。
5. **設計図書**に示された寸法は、製材にあっては仕上がり寸法とし、素材にあたっては特に明示する場合を除き末口寸法とする。
6. 工場製品については、ひび割れ、その他損傷がないものとする。

3－8－3 石組工

1. 請負者は、自然石の配分及び配置については、材種形状、色合い、周囲との取り合い等に十分考慮しなければならない。
2. 請負者は、石組工の施工に際して、現地の状況等により、**設計図書**により難い場合は、監督職員と**協議**しなければならない。
3. 請負者は、石の据付けについては、**設計図書**に定めのない場合は、石の位置、向き、深さ等について監督職員と**協議**しなければならない。

3－8－4 添景物工

添景物工の施工については、公園緑地編3－3－3石組工の規定によるものとする。

3－8－5 袖垣・垣根工

袖垣・垣根工の施工については、**設計図書**によるものとする。

3－8－6 花壇工

1. 花壇工の施工については、**設計図書**によるものとする。
2. 花壇工の仕上げについては、公園緑地編第3章第13節施設仕上げ工の規定によるものとする。

3－8－7 トレリス工

トレリス工の施工については、**設計図書**によるものとする。

3－8－8 モニュメント工

モニュメント工の施工については、**設計図書**によるものとする。

3－8－9 作業土工

作業土工の施工については、第1編3－3－3作業土工の規定によるものとする。

3－8－10 流れ工

1. 請負者は、コンクリートの施工については、打継ぎ箇所における、シーリング材等の充てんにより水漏れ防止を行わなければならない。
2. 請負者は、防水の施工については、**設計図書**によるものとする。
3. 請負者は、防水の施工にあたって、防水シートを使用する場合は、接合部の**設計図書**に示す重ね合わせを十分行い、密着させなければならない。
4. 塗装仕上げ工、加工仕上げ工、左官仕上げ工、タイル仕上げ工、石仕上げ工の施工については、公園緑地編第3章第13節施設仕上げ工の規定によるものとする。
5. 護岸の施工については、公園緑地編1-8-10石積工の規定によるものほか、**設計図書**によるものとする。

3-8-11 滝工

滝工の施工については、公園緑地編3-8-10流れ工の規定によるものとする。

3-8-12 池工

池工の施工については、公園緑地編3-8-10流れ工の規定によるものとする。

3-8-13 州浜工

州浜工の施工については、公園緑地編3-8-10流れ工の規定によるものとする。

3-8-14 壁泉工

壁泉工の施工については、公園緑地編3-8-10流れ工の規定によるものとする。

3-8-15 カスケード工

カスケード工の施工については、公園緑地編3-8-10流れ工の規定によるものとする。

3-8-16 カナール工

カナール工の施工については、公園緑地編3-8-10流れ工の規定によるものとする。

第9節 遊戯施設整備工

3-9-1 一般事項

1. 本節は、遊戯施設整備工として、遊具組立設置工、作業土工、砂場工、現場打遊具工、徒渉池工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、遊戯施設整備工の施工に際しては、敷地の状況、その他公園施設との取合いを考慮しなければならない。

3-9-2 材料

1. 金属材料については、**設計図書**によるものとする。ただし、**設計図書**に示されていない場合は、下記の事項により施工しなければならない。

(1) 鉄鋼系

一般構造用圧延鋼材	J I S G 3 1 0 1
一般構造用炭素鋼管	J I S G 3 4 4 4
配管用炭素鋼鋼管	J I S G 3 4 5 2
一般構造用角形鋼管	J I S G 3 4 6 6
ねずみ鋸鉄品	J I S G 5 5 0 1
球状黒鉛鋸鉄品	J I S G 5 5 0 2
その他鋼材 J I S 規格品	

又はこれと同等以上の品質を有するもの

(2) ステンレス系

一般配管用ステンレス鋼 J I S G 3 4 4 8

ステンレス鋼棒 J I S 4 3 0 3

冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 J I S G 4 3 0 5

その他ステンレス鋼材 J I S 規格品

又はこれと同等以上の品質を有するもの

(3) 非鉄金属系

アルミニウム合金の板及び条 J I S H 4 0 0 0

アルミニウム合金継目無管 J I S H 4 0 8 0

その他非鉄金属系 J I S 規格品

又はこれと同等以上の品質を有するもの

(4) かすがい、丸釘、ボルト、ナット、座金等の金具類は、日本工業規格または、これと同等以上の品質を有するものとする。また、ボルトには座金を使用しなければならない。

(5) 遊具器具の継手類及び主要部分の鋳造による金具類は、日本工業規格または、これと同等以上の品質を有するものとする。

球状黒鉛鋳鉄品 J I S G 5 5 0 2

白心可鍛鋳鉄品 J I S G 5 7 0 3

(4) 金属材は、じんあい、油類等の異物で汚損しないようにするとともに、必要に応じて防蝕の方法を講じるものとする。

2. 木材料については、下記の事項により施工しなければならない。

(1) 木材については、製材の日本農林規格及び針葉樹の構造用製材の日本農林規格による規格品とする。なお、これにより難い場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

(2) 木材の仕上げ、程度、付属金物の塗装仕様、詳細部の加工仕様については**設計図書**によるものとする。

3. 石材については、種類、品質、規格、仕上げ等は**設計図書**によるものとする。

4. 強化プラスチック (F R P) 材については、下記の事項によるものとする。

(1) 樹脂は、不飽和ポリエステル樹脂 J I S K 6 9 1 9 の規格品または同等以上とする。

(2) ガラス繊維は、J I S R 3 4 1 2 の規格に適合する無アルカリ性のものとする。

5. 工場製品については、ひび割れ、その他損傷のないものとする。

6. 工場製品は、製作所の商標記号及び製造年月を表示したものとする。

7. 砂場工に用いる砂は、粘土、ごみ、有機物が混入しない良質なものとする。

3-9-3 遊具組立設置工

1. 請負者は、遊具の製作、組立、建込みにあたっては安全性を重視しなければならない。

2. 請負者は、遊具の建込みについては、計画設置高に注意し、ひずみ、ゆがみ、振れのないように支保工、仮溶接等により固定し建込んだ後、監督職員の確認を受け、基

基礎固めを行わなければならない。また、コンクリートの硬化までは、十分な養生をしておかなければならない。

3. 請負者は、遊具のコンクリート基礎の施工については、金属製遊具の支柱地ぎわを除き、地表面に露出させてはならない。
4. 請負者は、遊具のボルト、ナットまたは軸による接合の場合は、座金を入れ、ゆるみのないよう締めつけ、止めねじ、ワリピン等を用いて固定しなければならない。
5. 請負者は、遊具の施工に際し、安全上必要な箇所については、ダブルナット、Uナットまたは袋ナットを使用しなければならない。
6. 請負者は、ロープ、ネット等の結び目、結合部は、見ばえ良く、堅固に取付けなければならない。
7. 請負者は、遊具の塗装については、公園緑地編第3章第13節塗装仕上工の規定によるものとする。なお、コンクリート埋込み部は、塗装しないものとする。
8. 請負者は、遊具の木工事については、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 請負者は、見え掛け部分はかんな削り仕上げとし、とげ、ぱり等がないように平滑に仕上げなければならない。
 - (2) 請負者は、継手の施工については、特に定めない限り、構造的に応力が低下しないよう配置に留意しなければならない。
 - (3) 請負者は、木材のボルトを通す穴の施工については、使用するボルト径+3mmを越えてはならない。
 - (4) 請負者は、継手及び仕口の明示のない場合は、監督職員と協議しなければならない。
 - (6) 請負者は、ボルトを隠すための埋木の施工については、接着剤で取れないように施工しなければならない
 - (7) 請負者は、材質、含水量、防腐処理等について安全な材料の選択を行い、危険のないように材料の選択を行い、接合部については、特に堅固に施工しなければならない。
9. 請負者は、遊具の設置個所及びその周囲において、危険防止のため地表面下とも、がれき等の障害物を除去した後、水はけ良く地ならしして十分転圧しなければならない。
10. 請負者は、遊具の施工については、設置から工事完了までの期間、危険防止のため、仮囲いをするなど適切な対策を講じなければならない。

3-9-4 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3-3-3 作業土工の規定によるものとする。

3-9-5 砂場工

1. 砂場工の仕上げについては、公園緑地編第3章第13節施設仕上げ工の規定によるものとする。
2. 請負者は、砂場工の施工については、仕上げ面は平滑に仕上げ、角は十分な丸味を付け、安全性に留意しなければならない。

3-9-6 現場打遊具工

1. 現場打遊具工の仕上げについては、公園緑地編第3章第13節施設仕上げ工の規定

によるものとする。

2. 請負者は、現場打遊具工の施工に際し、仕上げ面は平滑に仕上げ、角は十分な丸味を付け、安全性に留意しなければならない。

3-9-7 徒渉池工

1. 請負者は、徒渉池工の施工については、以下に記載のない事項については公園緑地編3-8-10流れ工の規定によるものとする。
2. 表面仕上げ工、左官仕上げ工、タイル仕上げ工、石仕上げ工の施工については、公園緑地編第3章第13節施設仕上げ工の規定によるものとする。

第10節 サービス施設整備工

3-10-1 一般事項

1. 本節は、サービス施設整備工として時計台工、水飲み場工、洗い場工、ベンチ・テーブル工、野外炉工、サイン施設工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、サービス施設整備工の施工については、敷地の状況、その他公園施設との取合いを考慮しなければならない。

3-10-2 材料

サービス施設整備工で使用する材料は、公園緑地編3-9-2材料の規定によるものとする。

3-10-3 時計台工

請負者は、時計台の施工については、地盤高からの高さ、水平・垂直に十分注意するとともに、ねじれの無いように施工しなければならない。

3-10-4 水飲み場工

水飲みの仕上げについては設計図書によるものとする。ただし、設計図に示されていない場合は、公園緑地編第3章第13節施設仕上げ工の規定によるものとする。

3-10-5 洗い場工

洗い場工の施工については公園緑地編3-10-4水飲み場工の規定によるものとする。

3-10-6 ベンチ・テーブル工

1. 請負者は、ベンチ及びスツールの施工については、前面の足元地盤は、水はけ良く地ならしして、十分転圧しなければならない。
2. 請負者は、野外卓の施工については、テーブル板及び腰掛け板は、水平に取付けなければならない。また野外卓のテーブル板及び腰掛け板の取付は、丸釘またはボルトで堅固に取り付け、表面を平滑に仕上げなければならない。

3-10-7 野外炉工

1. 請負者は、野外炉工の施工については、設計図書によるものとする。
2. 請負者は、野外炉工の仕上げについては、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、公園緑地編第3章第13節施設仕上げ工の規定によるものとする。

3-10-8 サイン施設工

請負者は、サイン施設工の施工については、地盤高からの高さ、水平・垂直、ねじれの有無に十分注意しなければならない。

第11節 管理施設整備工

3-11-1 一般事項

1. 本節は、管理施設整備工として、リサイクル施設工ごみ焼却施設工、ごみ施設工、門扉工、柵工、車止め工、園名板工、掲揚ポール工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、管理施設整備工の施工については、敷地の状況、その他公園施設との取合いを考慮しなければならない。

3-11-2 材料

1. 管理施設整備工で使用する材料は、公園緑地編3-9-2材料の規定によるもののほか、下記の事項により施工するものとする。
 - (1) ネットフェンスの構成部材はJISA6518(ネットフェンス構成部材)によるものとし、種類寸法等は**設計図書**によるものとする。
 - (2) ひし形金網はJISG3552(ひし形金網)の規格品とし、種類寸法等は、**設計図書**によるものとする。
2. 焼丸太は、杉又は桧とし、側面及び天端を焼きワイヤブラシ等で表面を磨いたものとする。
3. ロープ及びチェーン等の製品は、損傷のないものとする。

3-11-3 リサイクル施設工

1. リサイクル施設基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、タンパ等で十分突き固めなければならない。
2. リサイクル施設の施工については、安全性、利用性に留意し、特に入念に行わなければならない。
3. リサイクル施設の施工については、**設計図書**によるものとする。
4. リサイクル施設設置の施工については、公園緑地編第2章第3節給水設備工、公園緑地編第2章第4節雨水排水設備工、公園緑地編第2章第5節汚水排水設備工、公園緑地編第2章第6節電気設備工の規定によるものとする。

3-11-4 ごみ焼却施設工

ごみ焼却施設基礎、ごみ焼却施設設置、ごみ焼却施設設備の施工については、公園緑地編3-11-3リサイクル施設工の規定によるものとする。

3-11-5 ごみ施設工

1. 請負者は、くず箱、吸殻入れの施工については、地盤高からの高さ、水平・垂直、ねじれの有無に十分注意しなければならない。
2. 請負者は、ごみ置場の仕上げについては、公園緑地編第3章第13節施設仕上げ工の規定によらなければならない。

3-11-6 門扉工

請負者は、門扉の施工については、公園緑地編3-11-7柵工の規定によらなければならない。

3-11-7 柵工

1. 請負者は、フェンスの施工については、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 請負者は、基礎の施工については、地盤高と天端仕上げ高に合わせ突き固め、曲

がり及びねじれのないように取り付けなければならない。

- (2) 請負者は、コンクリートブロック基礎の施工については、コンクリートブロックに支柱を建て込み、モルタル又はコンクリートにより充てんし、基礎上部は金ゴテ仕上げとし中高に仕上げなければならない。
 - (3) 請負者は、現場打コンクリート基礎の施工については、基礎上部は金ゴテ仕上げとし中高に仕上げなければならない。なお、現場打コンクリート基礎にあらかじめ箱抜きをする場合は、コンクリートブロック基礎の規定によらなければならない。
 - (4) 請負者は、フェンスの建て込みについては、溶接箇所等における、曲がり、ねじれが起きないよう施工しなければならない。
 - (5) 請負者は、フェンス固定部分の施工については、緩みのないように堅固に締め付け、金網及びパネル等は、たるみ及びゆがみのないよう取り付けなければならない。
 - (6) 請負者は、フェンスの笠木及び支柱等のねじ部の施工については、袋ナットを用いない場合余ったねじ胴部の切断処理を行わなければならない。
2. 請負者は、ロープ柵の施工に際し、緩みのないように柱3本に1本の割合でロープを1巻きさせなければならない。また、杭の曲がり及び端部は、控え等を入れて補強しなければならない。
 3. 請負者は、チェーン柵の施工に際し、チェーンの固定部分は、堅固に取り付けなければならない。

第12節 建築施設組立設置工

3-12-1 一般事項

1. 本節は建築施設組立設置工として四阿工、パーゴラ工、シェルター工、キャビン（ロッジ）工、温室工、観察施設工、売店工、荷物預かり所工、更衣室工、便所工、倉庫工、自転車置場工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 建築施設組立設置工の組立設置については、**建築工事共通仕様書**の規定によるものとする。
3. 建築施設組立設置工の設備については、公園緑地編第3章第3節給水設備工、第4節雨水排水設備工、第5節汚水排水設備工、第6節電気設備工の規定によるものとする。

3-12-2 材料

1. 建築施設組立設置工に使用する材料については、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS A 5001 (道路用碎石)

JIS A 5006 (割栗石)

JIS A 5508 (くぎ)

JIS K 6801 (ユリア樹脂木材接着剤)

JIS K 6802 (フェノール樹脂木材接着剤)

JIS K 6804 (酢酸ビニル樹脂エマルジョン木材接着剤)

JIS K 6919 (繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂)

JIS R 3412 (ガラスロービング)

2. 工場製品については、製作所の商品記号などを刻印したものとする。

3. 木材については、製材の日本農林規格及び針葉樹の構造用製材の日本農林規格による規格品とする。なお、これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得るものとする。
4. 木材については、J I S A 9 0 0 5（木材の木口加圧式防腐処理方法）による防腐処理品とし、経口毒性及び経皮毒性などが安全と認められているものを使用するものとする。
5. ボルト、ナットについては、J I S 製品を使用し、ボルトには座金を使用するものとする。
6. 樹脂については、J I S K 6 9 1 9（繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエスチル樹脂）の規格品または、これと同等以上の品質を有するものとする。
7. ガラス繊維については、J I S R 3 4 1 2（ガラスロービング）の規格品に適合する無アルカリ性のものとする。
8. 屋根材、屋根下地用ルーフィング、その他付属材料については、**設計図書**によるものとする。

3-12-3 四阿工

1. 請負者は、四阿基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、タンパ等で十分突き固めなければならない。
2. 請負者は、四阿設置の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 請負者は、設置位置については、監督職員の**承諾**を得なければならぬ。
 - (2) 請負者は、床面に水たまりを生じないように勾配をつけなければならぬ。
 - (3) 請負者は、仕上げの色合いについては、見本帳または見本塗り板作成し、監督職員の**承諾**を得なければならぬ。
3. 請負者は、四阿の木材使用にあたり、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 請負者は、見え掛かり部分について現場での仕上げが必要な場合は、すべて荒削りまたは、機械、かんな削りのうえ、仕上げ削りをしなければならぬ。
 - (2) 請負者は、継手については、特に定めのない限り、乱に配置しなければならぬ。
 - (3) 請負者は、見え掛け面の釘打ちについては、隠し釘打ちを標準としなければならぬ。
 - (4) 請負者は、継手及び支口については、**設計図書**に示されていない場合は、監督職員の**承諾**を得なければならぬ。
 - (5) 請負者は、ボルトを隠すための埋木については、かつ、割れ、ひびなどがない部材と同じ材質の材料を使用し、接着剤を塗布し、すき間なく打ち込み、表面を平滑に仕上げなければならない。
 - (6) 請負者は、表面の仕上げについては、特に平滑に仕上げ、とげなどが出ないように注意しなければならぬ。
 - (7) 請負者は、木材の端部及び角部の面取りについて、**設計図書**に示されていない場合は、面取りの大きさを監督職員と**協議**しなければならぬ。
 - (8) 請負者は、上部構造部の金具類については、堅固に取り付け、ボルト締めは、ゆるみなく締め付けなければならない。
 - (9) 請負者は、コンクリート柱などの上部と木部の桁、梁との取り合せ部について、雨水が溜まらないようにモルタルで勾配をつけなければならない。

- (10) 請負者は、竹材を使用する場合は、節止めとしなければならない。
4. 請負者は、四阿の鋼材使用にあたり、下記の事項によらなければならない。
- (1) 請負者は、端部の処理については、面取りなどの必要な加工をしなければならない。
 - (2) 請負者は、部材の組み立てに先立ち、修正し、仕上がり材に曲がり、ねじれ、反りなどが生じないよう注意しなければならない。
 - (3) 請負者は、ボルトの締め付けについては、ナットの回転量について部材を損傷しないよう注意し、締め過ぎないようにしなければならない。
 - (4) 請負者は、組み立てに際して行う現場溶接はできる限り少なくするよう工夫し、やむを得ず現場で溶接を行う場合は、変形を少なくするため、適当な収縮量を見込み、また、逆ひずみや拘束を与えて仕上がり寸法及び形状を正確に保つようにしなければならない。
 - (5) 請負者は、部材を受け台に置き、曲げ、ねじれを与えないように留意し、支障が生じた場合は、組み立てに先立ち、修正しなければならない。
 - (6) 請負者は、組み立てについては、風圧やその他荷重に対して安全に施工できるよう仮設の筋交いなど、必要な支保を行い、補強しなければならない。
 - (7) 請負者は、仕上がり箇所の見え掛かり部分について、**設計図書**に示されていない場合は、サンダー仕上げをしなければならない。
 - (8) 請負者は、必要に応じて、ポリエチレンフィルム、はく離ペイントなどで養生を行い、現場に搬入しなければならない。
 - (9) 請負者は、施工時及び現場設置後もできる限り養生材を装着したままにし、出隅など損傷のおそれがある部分は、必要に応じてあて板などで更に補強しなければならない。

3-12-4 パーゴラ工

パーゴラ基礎、パーゴラ設置、パーゴラ設備の施工については、公園緑地編2-1
2-3 四阿工の規定によるものとする。

3-12-5 シェルターエ

シェルター基礎、シェルター設置、シェルター設備の施工については、公園緑地編
2-1 2-3 四阿工の規定によるものとする。

3-12-6 キャビン（ロッジ）工

キャビン（ロッジ）基礎、キャビン（ロッジ）設置、キャビン（ロッジ）設備の施
工については、公園緑地編2-1 2-3 四阿工の規定によるものとする。

3-12-7 温室工

温室基礎、温室設置、温室設備の施工については、公園緑地編2-1 2-3 四阿工
の規定によるものとする。

3-12-8 観察施設工

観察施設基礎、観察施設設置、観察施設設備の施工については、公園緑地編2-1
2-3 四阿工の規定によるものとする。

3-12-9 売店工

売店基礎、売店設置、売店設備の施工については、公園緑地編2-1 2-3 四阿工

の規定によるものとする。

3-12-10 荷物預り所工

荷物預り所基礎、荷物預り所設置、荷物預り所設備の施工については、公園緑地編2-12-3四阿工の規定によるものとする。

3-12-11 更衣室工

更衣室基礎、更衣室設置、更衣室設備の施工については、公園緑地編2-12-3四阿工の規定によるものとする。

3-12-12 便所工

1. 便所基礎、便所設置、便所設備の施工については、公園緑地編2-12-3四阿工の規定によるものとする。

2. 請負者は、便所のサインについては、**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

3-12-13 倉庫工

倉庫基礎、倉庫設置、倉庫設備の施工について、公園緑地編2-12-3四阿工の規定によるものとする。

3-12-14 自転車置場工

自転車置場基礎、自転車置場設置、自転車置場設備の施工については、公園緑地編2-12-3四阿工の規定によるものとする。

第13節 施設仕上げ工

3-13-1 一般事項

1. 本節は施設仕上げ工として、塗装仕上げ工、加工仕上げ工、左官仕上げ工、タイル仕上げ工、石仕上げ工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 請負者は、現場塗装の施工管理区分については、**設計図書**によらなければならない。

3. 請負者は、塗装の仕様については、**設計図書**によらなければならない。

4. 請負者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。

5. 請負者は、塗装仕上げの施工については、下記の事項により施工しなければならない。

(1) 請負者は、塗装面に損傷、汚染を与えないよう注意し、また、塗装箇所周辺、床などにあらかじめ養生をしなければならない。

(2) 請負者は、原則として下塗りは白色、中塗りは白色または上塗り色に類似した色調としなければならない。また、不透明塗料において、監督職員の**指示**がある場合は、下塗り、中塗りの工程は、上塗りと異なった色によって塗り分けなければならない。

(3) 請負者は、仕上げの色合いについては、見本帳または見本塗り板を作成し監督職員の**承諾**を得なければならない。

(4) 請負者は、被塗物は十分乾燥させた後塗装し、上塗り前に、上塗りまでの工程について監督職員に**承諾**を得た後、塗斑なく、塗膜厚が均等になるよう塗り上げなければならない。

(5) 請負者は、塗装の乾燥期間内に次の工程に移ってはならない。

- (6) 請負者は、塗布量については平らな面に付着させる塗料の量を標準量としなければならない。なお、塗料の標準量は、薄める前の塗料の量としなければならない。
- (7) 請負者は、うすめ液塗布材については、**設計図書**に示されていない場合は施工前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (8) 請負者は、塗装面と保護については、完全に乾燥するまで必要に応じ、縄張り、柵などを設置し、「ペンキ塗りたて」などの表示を行わなければならない。
- (9) 請負者は、塗料を使用直前に良くかき混ぜ、必要に応じて小分けして塗装しなければならない。
- (10) 請負者は、火気に注意し、爆発、火災等の事故を起こさないようにしなければならない。また、塗料をふき取った布、塗料の付着した布片などで、自然発火を起こすおそれのあるものは作業終了後送やかに処置しなければならない。
- (11) 請負者は、塗り方については、塗料に適した工法とし、下記のいずれかにより、色境、隅々などは乱さないよう十分注意し、区画線を明確に塗り分けなければならない。
- ① 請負者は、はけ塗りについては、はけを用い、はけ目正しく一様に塗るなければならない。
 - ② 請負者は、吹付塗りについては、塗装用スプレーガンを用い、ガンの種類、口径及び空気圧は、用いる塗料の性状に応じて、適切なものを選び吹きむらのないよう一様に塗らなければならない。
 - ③ 請負者は、ローラーブラシ塗りについては、ローラーブラシを用い、隅、ちり周りなどは小ばけまたは専用ローラーを用い全面が均一になるように塗らなければならない。
6. 請負者は、研磨紙ずり及び水研ぎの施工については、下層塗膜及びパテが硬化乾燥した後、各層毎に研磨紙または耐水研磨紙で素材の長手方向に、下層の塗膜を研ぎ去らないように注意して研がなければならない。
7. 請負者は、穴埋めについては、深い穴、大きなすき間などに穴埋め用パテなどをへらまたはこてで押し込み埋めなければならない。
8. 請負者は、パテ飼いについては、面の状況に応じて、面のくぼみ、すき間、目違いなどの部分に、パテをへらまたはこてでなるべく薄く拾い付けなければならない。
9. 請負者は、パテしごきについては、穴埋め、パテ飼いの工程を行った後、研磨紙ずりを行い、パテ全面にへら付けし、表面に過剰のパテを残さないよう、素地が現れるまで十分しごき取らなければならない。
10. 請負者は、パテ付け、下地パテ付けについては、パテ飼い、研磨紙ずりの後、表面が平らになるまで全面にパテを塗りつけ、乾燥後、研磨紙ずりを行う工程を繰り返さなければならない。
11. 請負者は、塗装については原則として次の場合行ってはならない。なお、やむを得ず塗装しなければならない場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (1) 気温が5℃以下、湿度が85%以上の時または、換気が適当でなく、結露するなど、塗料の乾燥に不適当な場合、やむを得ず塗装を行う場合は、採暖、換気などの養生を行わなければならない。

- (2) 降雪雨の場合または塗料の乾燥前に降雪雨のおそれのある場合。
- (3) 塗膜乾燥中に異物の付着が予想される場合。
- (4) 被塗物がしめたりまたは結露している場合。
- (5) 炎天下で塗被表面の温度が高く、塗膜に泡を生じるおそれのある場合。
- (6) コンクリートの亀裂などにより、漏水している場合。
- (7) その他監督職員が特に不適当と認めた場合。

3-13-2 材料

1. 施設仕上げ工の材料については、**建築工事共通仕様書**10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、17章塗装工事の規定によるものとする。
2. 塗装仕上げの材料については、下記の事項によるものとする。
 - (1) 請負者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また、請負者は、**設計図書**に示されていない場合は、工事着手前に色見本を作成し、監督職員の**承諾**を得なければならない。
 - (2) 請負者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱は関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。なお、開缶後は、十分に攪拌したうえ、すみやかに使用しなければならない。
 - (3) 請負者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法、混合塗料の状態、使用時間などについて使用塗料の仕様を遵守しなければならない。
 - (4) 請負者は、塗料の有効期限をジンクリッヂペイントの亜鉛粉末製造後6ヶ月以内、他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。
3. クレオソート塗りの材料については、次の規格に適合したものまたは、これと同等品以上の品質を有するものとする。

JISK2439 (クレオソート油・加工タールピッチ)
4. 請負者は、仕上げに使用する材料については、施工前に品質証明書を作成し、監督職員の**承諾**を得なければならない。また、塗装仕上げについては、各塗装工程の塗料は同種で、原則として同一製造所の製品としなければならない。
5. 請負者は塗装仕上げに使用する材料の色については、製造所の工場調色としなければならない。但し、使用量が少ない場合または、塗装工程上の色変えの場合には、同一製造所の塗料を使用し、現場調色とするものとする。
6. 請負者は、塗装仕上げに使用する材料の搬入については、開封しないまま現場に搬入しなければならない。
7. 請負者は、有機質系材料の保管については、高温及び直射日光をさけ、室温が5℃以下にならないようにしなければならない。
8. 請負者は、仕上げ塗材の材料については、製造後、6ヶ月以上経過したものを使用してはならない。
9. 請負者は、塗装仕上げに使用する材料については、施工前に見本帳及び見本塗り板を作成し、監督職員の**承諾**を得なければならない。ただし、使用量が少ない場合は、監督職員の**承諾**を得て、同一製造所の塗料を使用し、現場調合とするものとする。
10. 請負者は、塗装仕上げの下塗りの材料については、**設計図書**によるものとし、これ

に示されていない場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

11. 請負者は、吹付仕上げの材料については、JIS規格品とし、種類、塗り厚及び塗りつけ量は**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。
12. 請負者は、マスチック塗材については、製造所において調合されたものを使用しなければならない。
13. 請負者は、シーラー、セメント系下地調整塗材、仕上げ材については、主製造所の指定するものとしなければならない。
14. タイル仕上げに使用するタイルについては、JIS A 5209（陶磁器質タイル）の規格品とし、形状が正確で、色調、硬度が一様であり、傷などの欠点がないものとする。
15. タイル仕上げに使用するタイルについては、形状寸法、色合いなどは**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、監督職員の**承諾**を得るものとする。

3-13-3 塗装仕上げ工

1. 素地ごしらえ、合成樹脂調合ペイント塗り、溶剤形ビニル系塗料塗り、オイルステインワニス塗りについては**建築工事共通仕様書**17章塗装工事の規定によるものとする。
2. 請負者は、塗装仕上げの施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 請負者は、塗装面に損傷、汚染を与えないよう注意し、また、塗装箇所周辺、床などにあらかじめ養生をしなければならない。
 - (2) 請負者は、原則として下塗は白色、中塗りは白色または、上塗り色に類似した色調としなければならない。また、不透明塗料について、監督職員の**指示**がある場合は、下塗、中塗りの工程は、上塗りと異なった色によって塗り分けなければならない。
 - (3) 請負者は、仕上げの色合いについては、見本帳または見本塗り板を作成し監督職員の**承諾**を得なければならない。
 - (4) 請負者は、被塗物は十分乾燥させた後塗装し、上塗り前に、上塗りまでの工程について監督職員に**承諾**を得た後、塗斑なく、塗膜厚が均等になるよう塗り上げなければならない。
 - (5) 請負者は、塗装の乾燥期間内に次の工程に移ってはならない。
 - (6) 請負者は、塗布量については平らな面に付着させる塗料の量を標準量としなければならない。なお、塗料の標準量は、薄める前の塗料の量としなければならない。
 - (7) 請負者は、うすめ液塗布材については、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。
 - (8) 請負者は、塗装面の保護については、必要に応じて、完全に乾燥するまで、繩張り、棚などを設置し、「ペンキ塗りたて」などの表示をしなければならない。
 - (9) 請負者は、塗料を使用直前に良くかき混ぜ、必要に応じて小分けして塗装しなければならない。
 - (10) 請負者は、火気に注意し、爆発、火災などの事故を起こさないようにしなければならない。また、塗料をふき取った布、塗料の付着した布片などで、自然発火を起

こすおそれのあるものは作業終了後速やかに処置しなければならない。

- (11) 請負者は、塗り方については、塗料に適した工法とし、下記のいずれかにより、色境、隅々などは乱さないよう十分注意し、区画線を明確に塗り分けなければならない。
- ① 請負者は、はけ塗りについては、はけを用い、はけ目正しく一様に塗らなければならない。
 - ② 請負者は、吹付塗りについては、塗装用スプレーガンを用い、ガンの種類、口径及び空気圧は、用いる塗料の性状に応じて、適切なものを選び、吹きむらのないよう一様に塗らなければならない。
 - ③ 請負者は、ローラープラシ塗りについては、ローラープラシを用い、隅、ちり周りなどは小分けまたは、専用ローラーを用い、全面が均一になるように塗らなければならない。
3. 請負者は、研磨紙ずり及び水研ぎについては、下層塗膜及びパテが硬化乾燥した後、各層毎に研磨紙または、耐水研磨紙で素材の長手方向に、下層の塗膜を研ぎ去らないように注意して研がなければならない。
4. 請負者は、穴埋めについては、深い穴、大きなすき間などに穴埋め用パテなどをへらまたは、こてで押し込み埋め込まなければならない。
5. 請負者は、パテ飼いについては、面の状況に応じて、面のくぼみ、すき間、目違いなどの部分にパテをへらまたは、こてでなるべく薄く拾い付けなければならない。
6. 請負者は、パテしごきについては、穴埋め、パテ飼いの工程を行った後、研磨紙ずりを行い、パテ全面にへら付けし、表面に過剰のパテを残さないよう、素地が現れるまで十分しごき取らなければならない。
7. 請負者は、パテ付け、下地パテ付けについては、パテ飼い、研磨紙ずりの後、表面が平らになるまで全面にパテを塗りつけ、乾燥後、研磨紙ずりを行う工程を繰り返さなければならない。
8. 請負者は、塗装については原則として次の場合行ってはならない。なお、やむを得ず塗装しなければならない場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (1) 気温が5℃以下、湿度が85%以上の時または、換気が適当でなく、結露するなど、塗料の乾燥に不適当な場合、やむを得ず塗装を行う場合は、採暖、換気などの養生を行わなければならない。
 - (2) 降雪雨の場合または、塗料の乾燥前に降雪雨のおそれのある場合。
 - (3) 塗膜乾燥中に異物の付着が予想される場合。
 - (4) 塗被物がしめつたりまたは、結露している場合。
 - (5) 炎天下で塗被表面の温度が高く、表面に泡を生じるおそれのある場合。
 - (6) コンクリートの亀裂などにより、漏水している場合。
9. 請負者は、オイルステインワニス塗りについては、**設計図書**によるものとし、これに定めのない場合は、下記の事項によらなければならない。

工程	塗料その他			希釈剤	希釈率 (%)	塗布量 (kg/m ²)	放置時間
	規格番号	規格名称	規格種別				
1 素地ごしらえ	3-13-3	素地ごしらえ	木部による。				
2 着色(1回目)	—	油性テイン	—	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による。	10
3 ふき取り	全面布片でふき取る。						
4 着色(2回目)	—	油性テイン	—	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による。	10
5 ふき取り	全面布片でふき取る。						
6 色押さえ	JISK5431	セラックニス	1種	変性アルコール	10以下	各発注機関の仕様による。	24
7 仕上げ塗り	JISK5441	長油性ワニス	—	塗料用シンナー	10以下		—
	JISK5562	フタル酸樹脂ワニス	—		10以下		—

- (1) 請負者は、ヒノキ、ヒバ、ツガ、ベイツガ及びマツ類の場合は、工程1の次に吸込止め（白ラックニスまたはウッドシーラー）を行わなければならない。
 (2) 請負者は、堅木の場合は工程1の次に目止め1回（油性の目止め剤）を行わなければならない。

10. 請負者は、クレオソート塗りについては、J I S K 2 4 3 9（クレオソート油・加工タールピッヂ）の規格品のクレーソート油、または、（社）日本木材保存協会もしくは（社）日本しろあり対策協会が認定した木材防腐・防蟻剤（表面処理用）を使用しなければならない。

3-13-4 加工仕上げ工

- 石材加工仕上げ、コンクリート加工仕上げについては建築工事共通仕様書10章石工事、15章左官工事、17章塗装仕上げの規定によるものとする。
- のみ切り仕上げは、荒こぶ取りした石の表面をさらにノミによって大きく高い山をはつり取っていく加工のこととする。

荒ごぶ取りは、玄能払いともいい、石材の種類、性質、または石の目の間隔で、割肌に著しい高低や凹凸があった場合、ノミによって大きな山を切り崩し、荒石の表面を荒ならしする程度の加工のこととする。

びしゃん仕上げは、中ノミ切り程度の表面をビシャンという道具で叩いて小山をつぶし、さらに平滑に仕上げること。また、機械挽きで生じた平坦面をビシャンで叩くことで、粗面にする加工のこととする。

小たたき仕上げは、ビシャンたたきをした石の表面を両刃という工具で1～2mmの平行線の筋がつくように均等に叩いて、さらに表面を細かく仕上げる加工のこととする。

あらみがきは、ビシャン仕上げまたは機械切りの上に研磨機を用いて磨いた比較的粗面でつやのない仕上げのこととする。

水みがきは、小たたきまたはビシャン仕上げしたものに研磨剤と砥石またはグラインダーで磨く仕上げのこと、素地が磨けているがつやの出る手前の状態の仕上げのこととする。

本みがきは、つや出し粉を散布し、光沢を發揮している状態の仕上げのこと本みがきのつや出し仕上げとし、つや出し粉を用いずに磨いた場合はつや消しとする。

3. 請負者は、コンクリート加工仕上げの施工については、**設計図書**及び監督職員の指示がない場合は、下記の事項によらなければならない。

(1) はつり仕上げは、コンクリート面の表面仕上げの工法の1つで、ブレーカー及びこれに類する工具により、コンクリート面に対し鋭角に切削して仕上げることで、この場合深さは5～10mm程度とする。

つつき仕上げは、コンクリートの表面仕上げの工法の1つで、トンボまたは、これに類する工具により、コンクリート面に対し直角に切削して仕上げることで、この場合深さは3～5mm程度とする。

(2) 請負者は、コンクリートつつき仕上げの出来形寸法については、仕上げ以前の寸法としなければならない。

3-13-5 左官仕上げ工

1. 化粧目地切り、コンクリート金ゴテ仕上げ、コンクリートハケ引き仕上げ、モルタル金ゴテ仕上げ、モルタルハケ引き仕上げ、防水モルタル塗り、タイル下地モルタル塗りについては、**建築工事共通仕様書**15章左官工事の規定によるものとする。

2. 請負者は、人造石研ぎ出し、人造石洗い出しの種石の種類、顔料については、**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

3. 請負者は、人造石研ぎ出しの施工については、原則として機械研ぎとし、最終研ぎ出しは砥石を用い、目つぶし、のろがけを繰り返して、仕上げ面のピンホールがないよう、滑らかに仕上げなければならない。

4. 請負者は、人造石洗い出しの施工については、上塗りの後、ブラシで種石面ののろをふき取り、石並びを調整した後、水引具合を見計らいながら水を吹き付けて洗い出し、仕上げなければならない。

3-13-6 タイル仕上げ工

1. 床タイル張り、床モザイクタイル張り、床クリンカータイル張り、壁タイル張り、やく物タイル張り、レンガタイル張りについては、**建築工事共通仕様書**11章タイル工事の規定によるものとする。

2. 請負者は、床タイル張り、床モザイクタイル張り、壁タイル張り、やく物タイル張り、レンガタイル張りの養生と清掃にあたり、下記の事項によらなければならない。

(1) 請負者は、強い直射日光、風、雨などにより損傷を受けるおそれのある場合は、シートを張るなどして養生を行わなければならない。

(2) 請負者は、タイル張り終了後、タイル表面を傷めないように清掃し、汚れを取り除かなければならない。やむを得ず清掃に酸類を用いる場合は、清掃前に十分水湿

しをし、酸洗い後は直ちに水洗いを行い、酸分が残らないようにしなければならない。なお、金物類には、酸類が掛からないように養生を行わなければならない。

3－13－7 石仕上げ工

1. 石仕上げ工については、公園緑地編 3－7－1 2 石材系園路工の規定によるものとする。
2. 請負者は、乱形平石張りの施工については、石材に加工を加えながら、石相互のなじみ、高さを揃えて目地入れ作業を行い、仕上げなければならない。
3. 請負者は、方形平石張りの施工については、石材に加工を加えながら、石相互のなじみ、高さを揃え、目地幅は整形とし、目地入れ作業を行い仕上げなければならない。

第4章 グラウンド・コート整備

第1節 適用

1. 本章は、野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゲートボール場などの運動施設における、グラウンド・コート舗装工、スタンド整備工、グラウンド・コート施設整備工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 各競技連盟の公認を必要とする施設については、その団体が定める競技規則によるものとする。
3. 仮設工は、第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

日本公園緑地 協会	都市公園技術標準解説書 運動施設編 改訂版	(平成8年4月)
日本道路協会	アスファルト舗装要綱	(平成8年6月)
日本道路協会	簡易舗装要綱	(昭和54年10月)
日本道路協会	セメントコンクリート舗装要綱	(平成4年12月)
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書同解説	(平成4年12月)
日本道路協会	道路土工一排水工指針	(昭和62年6月)
日本道路協会	道路土工一施工指針	(昭和61年11月)
日本道路協会	道路土工一擁壁工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	カルバート工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	仮設構造物工指針	(平成11年3月)
日本道路協会	プラント再生舗装技術指針	(平成4年12月)
日本道路協会	舗装試験法便覧	(昭和63年11月)
日本道路協会	路上再生路盤工法技術指針(案)	(昭和62年1月)
日本道路協会	路上表層再生工法技術指針(案)	(昭和63年11月)
日本道路協会	アスファルト混合所便覧(平成8年度版)	(平成8年10月)
土木学会	コンクリート標準示方書(設計編・施工編)	(平成8年3月)
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針(案)	(昭和60年11月)
建設省	アルカリ骨材反応抑制対策について	(平成元年7月)
建設省	コンクリート中の塩化物総量規制について	(昭和61年6月)
全日本建設技 術協会	土木構造物標準設計第2巻	(昭和62年7月)
日本体育施設 協会	屋外体育施設の建設指針改訂第3版	(平成7年8月)
日本テニス協	テニスコートの建設マニュアル	(平成2年7月)

会

第3節 グラウンド・コート舗装工

4-3-1 一般事項

1. 本節は、グラウンド・コート舗装工として舗装準備工、グラウンド・コート用舗装工、グラウンド・コート縁石工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、グラウンド・コート舗装工の施工については、敷地の状況、その他公園施設との取合いを考慮し、正確に位置出しをしなければならない。
3. 請負者は、表面排水勾配の設定については**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、標準の排水勾配を、陸上競技場、野球場の場合は0.5～1.0%、テニスコートの場合は0.5%としなければならない。また、施工図を作成し、監督職員の**承諾**を得なければならない。
4. 請負者はグラウンド・コート舗装工の路床、基盤、基礎及び表層の施工あたり、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 請負者は、転圧については、周辺の低い方から始め、高い中央部で仕上げ、縦方向、横方向交互に行わなければならない。
 - (2) 請負者は、転圧については、開始から仕上げまで連続して行い、前に転圧した幅の1/2以上重ねて行わなければならない。
 - (3) 請負者は、散水については、淡水を用いるものとし、泥水などを使用してはならない。
 - (4) 請負者は、工作物の取り付け部及び路側付近などで、大型機械による転圧が困難な箇所については、小型転圧機で施工しなければならない。
5. 請負者は、路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、その処置法について監督職員と**協議**しなければならない。
6. 請負者は、路盤の施工前に、路床面の浮石、その他有害物を除去しなければならない。

4-3-2 材料

1. グラウンド・コート舗装工で使用する以下の材料については、第1編3-6-2アスファルト舗装、3-6-3コンクリート舗装の材料の規格に適合するものとする。
 - (1) 上層・下層路盤の骨材
 - (2) アスファルト乳剤、基層に使用するアスファルト混合物
 - (3) 基層に使用するコンクリートの強度
2. グラウンド・コート舗装工に使用する以下の材料については、**設計図書**によるものとする。
 - (1) 粒状路盤材、粒度調整路盤材、基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類
 - (2) 基層に用いるコンクリートの種類
 - (3) 表層安定剤の種類
 - (4) クレー舗装に使用する土の種類と品質
 - (5) アンツーカー舗装に使用するアンツーカー（焼成上）の品質
 - (6) 天然芝舗装に使用する芝の種類と基盤となる土の種類、土壤改良材及び肥料の種

類と品質

- (7) 人工芝舗装に使用する人工芝の種類と品質
 - (8) 全天候型舗装に使用する表層材の種類と品質
 - (9) グラウンド・コート縁石工に使用するコンクリート縁石、舗装止め、見切材（仕切材）、内圏縁石の種類と品質
3. 路盤材に使用する火山砂利（軽石）については、粒径40mm以下で、多孔性物質で透水性に富み、極端に扁平及び細長い形状のもの、その他有機不純物などの有害物を含まないものとする。
4. 砂については、きょう雜物などを含まない天然砂とする。
5. 石灰岩ダストについては、粒径2.5mm以下で、きょう雜物を含まない良質なものとする。
6. 良質土については、第1編2-3-1土の規定によるものとする。また、黒土（黒色膨軟な火山灰土）、赤土（赤色の火山灰土壤）または、真砂土（花崗岩の風化土）とし、不純物を含まない均質なものとする。
7. 請負者は、以下の材料の試料及び試験結果について、施工前に監督職員の**承諾**を得なければならない。ただし、実績がある場合で、**設計図書**に示す基準を満足すること明らかであり、監督職員が**承諾**した場合は、請負者は、試料及び試験結果の**提出**を省略することができるものとする。
- (1) 粒状路盤材及び粒度調整路盤材
 - (2) 基層に使用する骨材
8. 請負者は、施工前に使用する以下の材料の品質証明書を作成し、監督職員に**承諾**を得なければならない。
- (1) 火山砂利
 - (2) 基層に使用するアスファルト
 - (3) 再生用添加剤
 - (4) プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料
 - (5) 人工芝舗装の表層に使用する人工芝
 - (6) 全天候舗装の表層に使用する表層材
- なお、**承諾**を得た瀝青材料であっても、製造後60日を経過した材料を使用してはならない。
9. 請負者は、グラウンド・コート舗装工に使用する材料のうち、試験が伴う材料については、舗装試験法便覧の規定によるものとし、試験を実施しなければならない。ただし、小規模工事については、実績や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出し、監督職員が**承諾**した場合には基準密度の試験を省略することができるものとする。
10. グラウンド・コート舗装工において、使用する全天候型表層材の物性値については、以下の表によるものとする。
11. 請負者はグラウンド・コート縁石工に使用する材料については、下記の事項によらなければならない。
- (1) コンクリートブロックについては、JIS A 5307（コンクリート境界ブロック

ク) の歩車道境界ブロック、地先境界ブロックまたは、同等品以上の品質を有するものとする。また、コンクリートブロック以外の材料については設計図書によるものとする。

12. 見切材(仕切材)については、公園緑地編3-7-13園路縁石工の規定によるものとする。
13. 公認陸上競技場で使用する内圏縁石については、財団法人日本陸上競技連盟の認定を受けたものとする。

表4-5 アスファルト乳剤系表層材

項目	標準値	試験方法
対摩耗性	800m g以下	JIS K 7204
すべり抵抗値	乾燥時70~100 湿潤時40~70	ASTM E 3030 66T
反発弾性	0.65~0.8	H TB反発係数= $\sqrt{\frac{H}{254}}$
促進耐候性	500時間暴露後も剥離・亀裂を生じない	JIS A 1415 WS型試験機

表4-6 アスファルト弹性混合物

項目	標準値	試験方法
衝撃吸収性	10~45%	GB反発試験
弹性反発性	3~12%	SB反発試験
安定性	15~35%	プロクターニードル試験 $\phi 4.5\text{mm} 20^\circ\text{C}$
復元性	65%	20°C 1時間
密度	1.3~1.9g/cm ³ {13~19kN/m ³ }	

表4-7 アクリル樹脂系表層材

項目	標準値	試験方法
すべり抵抗	乾燥時70以上 湿潤時40~75	ASTM E 3030 66T
反発弾性	0.65~0.80	TB反発試験
弹性反発性	20%以下	SB反発試験
衝撃吸収材	50~70% 20~60%	GB反発試験 (クッションあり) (クッションなし)
対摩耗性	800mg以下	JIS K 7204
接着性	10kg/cm ² 以上 {9.8N/cm ² }	JIS A 6909
耐水性	異常なし	JIS K 5400
対アルカリ性	異常なし	JIS K 5400
耐酸性	異常なし	JIS K 5400
耐塩水性	異常なし	JIS K 5400
促進耐候性	500時間暴露後も剥離・亀裂を生じない	JIS A 1415WS型試験機

表4-8 ポリウレタン系表層材層材

項目	標準値	試験方法
硬度	20°C 40~75 70°C 20°Cの時の-10%以内	JIS K 6301
抗張積	300kg/cm以上 {2.9kN/cm}	JIS A 6021
引張強度	20kg/cm ² 以上 {2.0N/mm ² }	JIS K 6301
伸び率	500%以上	JIS K 6301
引裂強度	12kg/cm以上 {120N/cm}	JIS K 6301
吸水率	1.5%以下	JIS K 6911 23°C×24時間
加熱伸縮性	±1.0%以下	JIS A 6021 80°C×168時間
促進耐候性	1000時間暴露後も剥離・亀裂を生じない	JIS A 1415 WS試験機
接着性	20°C 5kg/25mm以上 {50N/25mm} 50°C 1.5kg/25mm以上 {15N/25mm}	JIS K 6854

表4-9 透水型現場施工品表層材

項目	標準値	試験方法
引張硬度	5.0kg/cm ² 以上 {5.0N/mm ² }	JIS K 6301
伸び率	50%以上	JIS K 6301
対摩耗性	600mg以下	JIS K 7204
反発弾性	20%以下	JIS K 6301
促進耐候性	1000時間暴露後も剥離・亀裂を生じない	JIS A 1415 WS試験機

(2) コンクリート二次製品については、第1編第2章2-9-2セメントコンクリート製品の規定によるものとする。

15. 請負者は、使用する材料については、施工前に仕上がり見本品または、品質証明書を作成し、監督職員に承諾を得なければならない。

4-3-3 舗装準備工

舗装準備工の施工については、第1編3-6-4舗装準備工の規定によるものとする。

4-3-4 グラウンド・コート用舗装工

1. 下層路盤、上層路盤及び基層の施工については、第1編第3章第6節一般舗装工の規定によるものとする。

2. 請負者は、中層の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。

(1) 請負者は、火山砂利の敷均しについては、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで15cmを越えないように均一に敷均らさなければならない。

(2) 請負者は、火山砂利の締固めについては、修正CBR試験によって求めた最適含水比で、合格判定値を満足するように締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状などによりこれによりがたい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 請負者は、中層の打継ぎを行う場合は、前日に施工した締固め路盤面の終端部をかき起こしてから当日の作業を行わなければならない。

3. 請負者は、舗装材料の各材料の混合については、下記の事項によらなければならぬ。

(1) 混合機種については、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、混合面積及び現場との取り合い等を考慮して機種を選定しなければならない。

(2) 請負者は、舗装材料の混合を行う場合、1層の仕上がり厚さが20cmを越えないように混合しなければならない。

(3) 請負者は、混合については、混合土砂などのバランスをとりながら、縦方向、横方向交互に耕耘し、均質に仕上げなければならない。また、耕耘回数は1層につき3回以上行わなければならない。

(4) 請負者は、混合については、開始から仕上げまで連続して施工し、混合幅の1/3以上重ねなければならない。

(5) 請負者は、混合については、路床、路盤等の先行層面に損傷を与えないように注意して施工しなければならない。

4. 請負者は、クレー舗装の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。
- (1) 請負者は、荒木田土、良質土については、均一に敷き均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、所定の高さ及び厚さに仕上げなければならない。
 - (2) 請負者は、仕上がり面に土塊が残らないように、レーキなどで十分かきならさなければならない。
 - (3) 請負者は、荒木田土などの表層仕上がり厚さが30mm以下の中は、路床または下層土面をレーキなどで浅くかきならし、なじみよくしたうえで敷き均し、転圧を行わなければならない。
 - (4) 請負者は、化粧砂は厚さが3mm程度に均一に敷き均し、転圧とブラッシングを繰り返して仕上げなければならない。
 - (5) 請負者は、表層安定剤については、塩化マグネシウムまたは塩化カルシウムとし、表層安定剤の所定量である100m²当たり120kgを均一に散布し、散水を行いながら転圧しなければならない。
5. 請負者は、アントーカー舗装の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。
- (1) 請負者は、アントーカーについては、均一に敷き均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、所定の高さ及び厚さに仕上げなければならない。
 - (2) 請負者は、仕上がり面にアントーカー塊が残らないように、レーキなどで十分かきならさなければならない。
 - (3) 請負者は、アントーカーの表層仕上がり厚さが30mm以下の中は、路床または下層土面をレーキなどで浅くかきならし、なじみよくしたうえで敷均し、転圧を行わなければならない。
 - (4) 請負者は、表層安定剤の所定量（100m²当たり120kg）を均一に散布し、散水を行いながら転圧しなければならない。
6. 請負者は、天然芝舗装の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。
- (1) 請負者は、下層がある場合は、先行層面に損傷を与えないよう基盤となる客土層を運搬、敷均し転圧し、所定の高さ及び厚さに仕上げなければならない。
 - (2) 基盤となる客土層の土壤改良などの施工については、公園緑地編1-5-4 土層改良工、1-5-5 土性改良工の規定によるものとする。
 - (3) 天然芝の芝張り施工については、公園緑地編2-3-6 地被類植栽工の規定によるものとする。
7. 請負者は、人工芝舗装の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。
- (1) 請負者は、基層を十分養生し、その仕上がりを確認してから表層の施工にはいらなければならない。表層表面にローラーマークや不陸、または欠陥部分が認められる場合は、ポリマーセメントペースト、樹脂モルタルなどを充填した後、プライマー処理を行い、平坦性の修正を行わなければならない。
 - (2) 請負者は、基層表面の土砂、塵埃などは完全に除去し、油分が認められる場合は、希塩酸または中性洗剤を用いてブラシ、ケレンなどで除去し、清掃後水洗いしなければならない。
 - (3) 請負者は、アンダーパットの敷設については、継目は接着テープで接合し、仮押

えのために一度ローラで圧し、24時間後に再度押えのローラ転圧を行い、十分接着させなければならない。

- (4) 請負者は、人工芝敷設については、原反の割り振りを行い、芝目を合わせながらすき間のないように仮敷きし、継目は特殊ミシンを使用して縫合しなければならない。
- (5) 請負者は、ラインの施工については、施工前にコート面に作図を行い、競技規則との適合を確認し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (6) 請負者は、ラインの施工については、型定規を用いてアクリル樹脂系塗料をむらなく吹き付けるか、または、ライン幅に人工芝をカットし、白色人工芝のライン用成形品を埋め込み継目は接着テープまたは、接着剤で全面接合しなければならない。
- (7) 請負者は、砂入り人工芝の施工については、ライン芝埋め込み後、専用砂散布機（サンド・スプレッダー）を用い均一に散布し、ブラッシングを繰り返しながら珪砂を所定の高さ及び厚さに充填しなければならない。
- (8) 請負者は、施工中、施工後とも火気及び油脂類を持ち込んではならない。

8. 請負者は、全天候型舗装のアスファルト乳剤系表層材の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。

- (1) 請負者は、レベリング層の施工については、施工前に基層面の不陸検査のために水をまき、水たまり部分のマークをし、マスチックを用いて塗布乾燥後縦方向及び縦方向の転圧を繰り返し、不陸を修正しなければならない。
- (2) 請負者は、マスチック層の施工については、混合物が均一になるよう通常横型のプラスター・ミキサを用いて攪拌しなければならない。攪拌した混合物は、ゴムレーキを使用して均一な層となるよう薄く塗りつけなければならない。また、塗り重ねる場合は、前施工のレーキ塗り方向に直角方向でなければならない。なお、ミキサでの混合時間は、均一な混合物を得るために必要な時間とするものとする。
- (3) 請負者は、トップ層の施工については、均一に攪拌した混合物を、ゴムレーキなどを使用し均一な層となるよう薄く塗りつけなければならない。
- (4) 請負者は、ライン塗りの施工については、ライン用塗料は完全に乾燥硬化したトップ層の上に毛質ハケを使用して塗布しなければならない。
- (5) 請負者は、監督職員が**承諾**した場合を除き、気温 7℃以下の場合、あるいは、シリングした材料の乾燥硬化前降雨雪凍結のおそれのある場合は施工してはならない。

9. 請負者は、全天候型舗装のアスファルト弹性混合物系表層材の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。

- (1) 請負者は、アスファルト弹性混合物系表層材のアスファルト量及び弹性粒材量の決定については、配合設計を行い、監督職員の**承諾**を得なければならない。ただし、小規模工事においては、これまでの実績または定期試験による試験結果を提出し、監督職員が**承諾**した場合には、配合設計を省略できるものとする。
- (2) 請負者は、アスファルト弹性混合物の混合作業については、バッチ式のプラントを用いる場合は、弹性粒材はアスファルト混合物に比して比重が小さいため、1バッチの混合量（質量）はプラントの公称能力の60～70%としなければならない。

なお、ミキサでの混合時間は、比重の異なる材料が分離しないよう設定し、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。

- (3) 請負者は、アスファルト弾性混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。
 - (4) 請負者は、アスファルト弾性混合物の舗設作業を監督職員が**承諾**した場合を除き、気温5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに締固めて仕上げなければならぬ。
 - (5) 請負者は、アスファルト弾性混合物の敷均しについては、敷均し機械は施工条件に合った機種を選定するものとし、施工の平坦性を確保しなければならない。
 - (6) 請負者は、機械仕上げが不可能な箇所は人力施工としなければならない。
 - (7) 請負者は、アスファルト弾性混合物の締固めについては、締固め機械は施工条件に合った機種を選定し、施工の平坦性を確保した仕上げとしなければならない。
 - (8) 請負者は、アスファルト弾性混合物の敷均した後、合格判定値を満足するように締固めなければならない。
 - (9) 請負者は、アスファルト弾性混合物について大型機械による締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテなどで締固めなければならない。
10. 請負者は、全天候型舗装のアクリル樹脂系表層材の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。
- (1) 請負者は、レベリング層の施工については、施工前に基層面の不陸検査のために水をまき、水溜まり部分のマークを行わなければならない。
 - (2) 請負者は、基層面の不陸部分をアスファルト乳剤系の修正材を用い、事前に不陸を修正しなければならない。
 - (3) 請負者は、アクリル樹脂系表層材の仕様に従って、塗布材を適当な粘度になるまで水を加えて十分に攪拌しなければならない。
 - (4) 請負者は、塗布材の施工については、ゴムレーキなどを使用し均一な層となるよう薄く塗りつけなければならない。塗りむらなどの凸部は塗布層毎に研磨修正を行い、各層毎十分乾燥させたうえで次層の塗布を行わなければならない。
 - (5) 請負者は、アクリル樹脂系表層の塗布作業を監督職員が**承諾**した場合を除き、気温5℃以下、または基層表面の温度が60℃以上のときに施工してはならない。
11. 請負者は、全天候型舗装のポリウレタン系表層材の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。
- (1) 請負者は、基層を十分養生し、その仕上がりを確認してから表層の施工にはいなければならない。基層表面にローラーマークや不陸、または欠陥部分が認められる場合は、ポリマーセメントペースト、樹脂モルタルなどを充填した後、プライマー処理を行い、平坦性の修正を行わなければならない。
 - (2) 請負者は、ウレタンベース層の施工については、施工前に基層とベース層を密着、一体化させるとともに、基層からの湿気上昇を防ぐため、プライマーをゴムレーキなどを使用し全面均一に塗布しなければならない。
 - (3) 請負者は、ウレタンベース層の施工については、必要時間混合・攪拌されたウレ

タン混合材を切れ目なく均一な厚さとなるよう、ゴムレーキなどを使用し平滑に敷均さなければならない。

- (4) 請負者は、ウレタンベース層硬化後にベース層と上塗り層を密着一体化させるため、特殊プライマー材を均一に散布しなければならない。
 - (5) 請負者は、特殊プライマー施工後、ウレタンベース層に順次ウレタン上塗り材を切れ目なく均一な厚さとなるよう、ゴムレーキなどを使用し平滑に塗布し、トッピング仕上げの場合は、塗布後直ちにトッピング材（上塗り材と同色同質材の弹性チップ材）を過剰に散布し、1～2日後に過剰のトッピング材を除去しなければならない。また、トップコート仕上げの場合は、特殊トップコート材を均一に散布し敷均さなければならない。
 - (6) 請負者は、ポリウレタン系表層の舗設作業を監督職員が承諾した場合を除き、気温10℃以下、または各工程毎に完全硬化が得られないうちに降雨が予測されるときに施工してはならない。
12. 請負者は、全天候型舗装の透水型表層材の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。
- (1) 請負者は、基層（透水性アスファルト舗装）表面の土砂、塵埃などは完全に除去し、油分が認められる場合は、希塩酸または中性洗剤を用いてブラシ、ケレンなどで除去し、清掃後水洗いしなければならない。
 - (2) 請負者は、基層表面にローラーマークや不陸、または欠陥部分が認められる場合は、透水性のレベリング材を用い平坦性の修正を行わなければならない。
 - (3) 請負者は、ゴムチップ弹性層の施工については、施工前に基層とゴムチップ弹性層を密着させるために、プライマーを全面均一に塗布しなければならない。なお、プライマーは透水性を損なわないものを使用するものとする。
 - (4) 請負者は、ゴムチップ弹性層材の敷均しについては、厚さが均一でかつ平坦になるよう施工しなければならない。
 - (5) 請負者は、機械仕上げが不可能な箇所は人力施工としなければならない。
 - (6) 請負者は、ゴムチップ弹性層の締固めについては、締固め機械は施工条件に合った機種のローラを選定しなければならない。
 - (7) 請負者は、ゴムチップ弹性層の敷均した後、合格判定値を満足するように締固めなければならない。
 - (8) 請負者は、ゴムチップ弹性層の大型機械による締めが不可能な箇所については、タンパ、プレート、コテなどで締固めなければならない。
 - (9) 請負者は、ゴムチップ弹性層の舗設後トップコート塗布作業まで、1週間の養生期間をおかなければならない。
 - (10) 請負者は、トップコート塗布については、施工前にゴムチップ弹性層表面の土砂、塵埃などは完全に除去しなければならない。
 - (11) 請負者は、ゴムチップ弹性層とトップコート層を密着させるため、プライマーを全面均一に塗布しなければならない。なお、プライマーは透水性を損なわないものを使用するものとする。
 - (12) 請負者は、プライマー施工後、トップコート材を切れ目なく均一な厚さとなるよ

うにゴムレーキなどを使用し、平滑に塗布しなければならない。また、トップコート塗布の1回目と2回目の塗布間隔については、4時間以上の間隔をとり、24時間以内に2回目の塗布を行わなければならない。

- (13) 請負者は、透水型表層の舗設作業を監督職員が承諾した場合を除き、気温5°C以下、または、各工程毎に完全硬化が得られないうちに降雨が予測されるときに施工してはならない。
13. グラウンド・コート砂舗装については、公園緑地編3-7-8土系園路工の砂舗装の規定によるものとする。
14. グラウンド・コートダスト舗装については、公園緑地編3-7-8土系園路工の石灰岩ダスト舗装の規定によるものとする。

4-3-5 グラウンド・コート縁石工

1. コンクリート縁石、舗装止めの施工については、第1編3-3-8縁石工の規定によるものとする。
2. 見切材（仕切材）の施工については、公園緑地編3-7-13の規定によるものとする。
3. 請負者は、内圏縁石の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 請負者は、基礎材の施工については、公園緑地編3-3-4貯水施設工の規定によらなければならない。
 - (2) 請負者は、均しコンクリートの施工については、公園緑地編3-3-4貯水施設工の規定によらなければならない。
 - (3) 基礎コンクリートの施工については、第1編第5章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
 - (4) 請負者は、構造物の完成後の埋戻しを行う場合は、第1編3-3-3作業土工の規定によらなければならない。
 - (5) 請負者は、内圏縁石の据え付けについては、公認種別毎に定められた位置に、距離の公差以内となるよう慎重に施工しなければならない。

第4節 スタンド整備工

4-4-1 一般事項

1. 本節は、スタンド整備工としてスタンド擁壁工、ベンチ工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 床掘り、埋戻しを行う場合は、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。
3. 請負者は、基礎材の施工については、公園緑地編3-3-4貯水施設工の規定によらなければならない。
4. 請負者は、均しコンクリートの施工については、公園緑地編3-3-4貯水施設工の規定によらなければならない。
5. コンクリートの施工については、第1編第5章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
6. 請負者は、**設計図書**に示す木材の寸法については、製材においては仕上がり寸法とし、素材については**設計図書**に明示する場合を除き末口寸法としなければならない。
7. 請負者は、スタンド整備工の施工については、敷地の状況、その他公園施設との取

合いを考慮し、正確に位置出しをしなければならない。

4-4-2 材料

1. 鋼材は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS B 1180 (六角ボルト)

JIS B 1181 (六角ナット)

JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット)

JIS B 1256 (平座金)

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

JIS G 3201 (炭素鋼鍛鋼品)

JIS G 3350 (一般構造用軽量形鋼)

JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)

JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管)

JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼板 S U S 304)

JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板 S U S 304)

JIS G 5401 (炭素鋼鉄鉄品)

JIS G 5501 (ねずみ鉄鉄品)

JIS G 5502 (球状黒鉛鍛鋼品)

JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金及び条)

JIS H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材条)

2. 木材については、第1編2-6-1一般事項、公園緑地編3-12-2材料の規定によるものとする。

3. 合成樹脂製品は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管)

JIS K 6745 (硬質塩化ビニル板品)

JIS K 6919 (繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエスチル樹脂)

JIS R 3412 (ガラスロービング)

4. 塗料はJISの規格に適合するものとし、また、希釀剤は塗料と同一製造所の製品を使用するものとする。

5. さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS K 5521 (一般用さび止めペイント)

JIS K 5622 (鉛丹さび止めペイント)

JIS K 5623 (亜鉛化鉛さび止めペイント)

JIS K 5624 (塩基性クロム酸鉛さび止めペイント)

JIS K 5625 (シアナミド酸鉛さび止めペイント)

JIS K 5627 (ジンクロメードさび止めペイント)

JIS K 5628 (鉛酸ジンクロメートさび止めペイント)

JIS K 5629 (鉛酸カルシウムさび止めペイント)

JIS K 8610 (電気亜鉛めっき)

6. プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁は、第1編2-9-2セメントコンクリート製品の規定によるものとする。
7. 製品は、原則として製作所の商標記号、製造年月を刻印したもの使用するものとする。

4-4-3 スタンド擁壁工

1. 請負者は、スタンド擁壁工の施工にあたっては、道路土工－擁壁工指針2-7施工一般及び土木構造物標準設計第2巻解説書4.3施工上の注意事項の規定によらなければならない。
2. 請負者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。
3. 請負者は、目地材の施工については、**設計図書**によらなければならない。
4. 請負者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の目地施工については、**設計図書**によるものとし、付着・水密性を保つように施工しなければならない。
5. 請負者は、水抜管の施工については、**設計図書**によるものとし、コンクリート打設後、水抜管の有効性を確認しなければならない。
6. 請負者は、吸い出し防止材の施工については、水抜管からスタンド擁壁背面の土が流出しないように施工しなければならない。
7. 請負者は、プレキャスト擁壁の施工については、現地の状況により、**設計図書**に示された構造などによりがたい場合は、監督職員の**承諾**を得なければならぬ。
8. コンクリート面の塗装については、第1編3-3-14コンクリート面の塗装及び公園緑地編3-13-3塗装仕上げの規定によるものとする。

4-4-4 ベンチ工

1. 請負者は、ベンチの施工については、ベンチ本体をコンクリート基礎または、ベンチ脚部にボルトで取り付けるものについては、**設計図書**に従いアンカーボルト及びその付属品金物を設置しなければならない。
2. 請負者は、ベンチ腰板については、水平に取り付け、ベンチ前面の足元地盤に停滞水が生じないように施工しなければならない。
3. 請負者は、ベンチの据付けについては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。
4. 請負者は、木製腰板のボルト埋木については、割れ、ひびなどがない腰板と同じ材質の材料を使用し、接着剤を塗布し、隙間のないように打ち込み、表面は平滑に仕上げなければならない。
5. 塗装については、公園緑地編3-13-3塗装仕上げの規定によるものとする。

第5節 グラウンド・コート施設整備工

4-5-1 一般事項

1. 本節は、グラウンド・コート施設整備工として、ダッガーアウト工、スコアーボード工、バックネット工、競技施設工、作業土工、競技用砂場工、スポーツポイント工、審判台工、掲揚ポール工、衝撃吸収材工、グラウンド・コート柵工その他これらに類

する工種について定めるものとする。

2. 請負者は、基礎材の施工については、公園緑地編3-3-4貯水施設工の規定によらなければならない。
3. 請負者は、均しコンクリートの施工については、公園緑地編3-3-4貯水施設工の規定によらなければならない。
4. コンクリートの施工については、第1編5章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
5. 請負者は、**設計図書**に示す木材の寸法については、製材においては仕上がり寸法とし、素材については**設計図書**に明示する場合を除き末口寸法としなければならない。
6. 請負者は、スタンド整備工の施工については、敷地の状況、その他公園施設との取合いを考慮し、また、公認施設については競技規則等に示される寸法並びに距離の公差に従い、正確に位置出しをしなければならない。

4-5-2 材料

1. 鋼材は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS B 1180 (六角ボルト)

JIS B 1181 (六角ナット)

JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット)

JIS B 1256 (平座金)

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)

JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼)

JIS G 3114 (溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材)

JIS G 3125 (高耐候性圧延鋼材)

JIS G 3201 (炭素鋼鍛鋼品)

JIS G 3330 (一般構造用軽量形鋼)

JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)

JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管)

JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼板SUS304)

JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板SUS304)

JIS G 5101 (炭素鋼鋳鉄品)

JIS G 5501 (ねずみ鋳鉄品)

JIS G 5502 (球状黒鉛鍛鋼品)

JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金及び条)

JIS H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金形材条)

2. 鉄線、ワイヤーロープ、鉄網材は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS G 3525 (ワイヤーロープ)

JIS G 3532 (鉄線)

JIS G 3542 (着色塗装鉄線)
JIS G 3543 (塩化ビニル被覆鉄線)
JIS G 3551 (溶接金網)
JIS G 3552 (ひし形金網)
JIS G 3553 (クリンプ金網)
JIS G 3554 (きつ甲金網)
JIS G 3555 (織金網)

3. 木材は、有害な腐れ、割れなどの欠陥のないものとする。
4. 木材の防腐処理は、JIS A 9302 (防腐効力試験) における性能区分A及び防蟻効力試験 (JWPAS-第12号総合試験) の合格基準に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。
5. 合成樹脂製品は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管)
JIS K 6745 (硬質塩化ビニル板品)
JIS K 6919 (繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエスチル樹脂)
JIS R 3412 (ガラスロービング)

6. 塗料はJISの規格に適合するものとし、また、希釀剤は塗料と同一製造所の製品を使用するものとする。
7. さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS K 5521 (一般用さび止めペイント)
JIS K 5622 (鉛丹さび止めペイント)
JIS K 5623 (亜鉛化鉛さび止めペイント)
JIS K 5624 (塩基性クロク酸鉛さび止めペイント)
JIS K 5625 (シアナミド酸鉛さび止めペイント)
JIS K 5627 (ジンクロメートさび止めペイント)
JIS K 5628 (鉛酸ジンクロメートさび止めペイント)
JIS K 5629 (鉛酸カルシウムさび止めペイント)
JIS K 8610 (電気亜鉛めっき)

8. バックネットの構成部材については、JIS A 6518 (ネットフェンス構成部材) によるものとし、材質、寸法などは**設計図書**によるものとする。
9. 砂場縁石の材質、規格及び砂の種類、規格については、**設計図書**によるものとする。
10. ラインマーク、ポイント杭で使用する材質、色、マークなどについては、**設計図書**によるものとする。
11. 衝撃吸収材の材質、規格寸法については、**設計図書**によるものとする。
12. グラウンド・コート柵工の構成部材については、JIS A 6518 (ネットフェンス構成部材) によるものとし、材質、寸法等は**設計図書**によるものとする。
13. グラウンド・コート柵工の支柱に用いるコンクリート柱については、プレキャストコンクリート製とし、表面は平滑で傷のないものとする。

14. 製品は、原則として製作所の商標記号、製造年月を刻印したもの使用するものとする。

4-5-3 ダッガアウト工

ダッガアウト基礎、ダッガアウト設置、ダッガアウト設備の施工については、公園緑地編3-12-3四阿工の規定によるものとする。

4-5-4 スコアーボード工

1. 請負者は、スコアーボードの施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。

- (1) 請負者は、スコアーボード基礎については、基礎材を均等に敷均し、十分に突き固めなければならない。
- (2) 請負者は、設置位置については、監督職員の承諾を得なければならぬ。
- (3) 請負者は、仕上げの色合いについては、見本帳または見本塗り板を作成し、監督職員の承諾を得なければならぬ。
- (4) 請負者は、組立については、風圧やその他荷重に対して安全に施工できるように仮設の筋交いなど、必要な支保を行い、補強しなければならない。また、補助器具を有効に利用し、無理のない姿勢で施工できるように考慮しなければならぬ。
- (5) 請負者は、組立に際して行う現場溶接については、できる限り少なくするよう工夫し、やむを得ず溶接を行う場合は、変形を少なくするため、適当な収縮量を見込み、また、逆ひずみや拘束を与えて仕上がり寸法及び形状を正確に保つようにしなければならぬ。
- (6) 請負者は、アンカーボルトの設置については、アンカーボルトが垂直となるように設置しなければならぬ。また、ボルトの締め付けについては、ナットの回転量について部材を損傷しないよう注意し、締め過ぎないようにしなければならぬ。
- (7) 請負者は、端部の処理については、面取りなどの必要な加工をしなければならぬ。
- (8) 請負者は、必要に応じて、ポリエチレンフィルム、はく離ペイントなどで養生を行ひ、現場に搬入しなければならぬ。また、施工時及び現場設置後もできる限り養生材を装着したままにし、出隅など損傷の恐れのある部分は、必要に応じて当て板などで養生部分を更に補強しなければならぬ。
2. 請負者は、スコアーボード設備の施工については、設計図書によるものとするが、特に施工図を必要とする場合は、施工図を作成し、監督職員に承諾を得なければならぬ。
3. スコアーボード設備については、公園緑地編第3章第3節給水設備工、第4節雨水排水設備工、第5節汚水排水設備工、第6節電気設備工の規定によるものとする。

4-5-5 バックネット工

1. 請負者は、バックネット基礎の施工については、杭打機などにより掘削する場合は、掘削穴の扁心及び傾斜に注意しながら掘削を行わなければならない。
2. 請負者は、掘削を行う場合については、地下埋設物に破損や障害を発生させないように施工しなければならぬ。
3. 請負者は、バックネット支柱の建て込みについては、支柱の通り、傾斜、支柱上端

のキャップの有無に注意して行わなければならない。

4. 請負者は、金網の施工については、たるみのないように取り付けなければならない。
5. 請負者は、アンカーボルトの設置については、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。
6. 請負者は、バックネット支柱の基礎コンクリートを箱抜きした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れてモルタルやシーリング材などで仕上げなければならない。

4-5-6 競技施設工

1. 請負者は、ファールポールの設置については、ファールポールはファールライン上に直立させ、仕上げ地盤面から高さ、水平、ねじれの有無、ポール上端のキャップの有無、据付け強度に注意して施工しなければならない。
2. 請負者は、ネットポストの設置については、ネットポストはサイドライン中央部の外側に、サイドラインから同一の距離に直立させ、計画地盤面から高さ、水平、ねじれの有無、ポスト上端のキャップの有無、据付け強度に注意して施工しなければならない。
3. 請負者は、ポストのボルト、ナットまたは軸による接合部については、ゆるみ、抜け落ちなどがないように止めネジ、座金、割ピン等を用いて十分締め付けなければならない。
4. 請負者は、ゴールポストの設置については、ゴールポストはゴールライン上に直立させ、計画地盤面からの高さ、水平、ねじれの有無、ポスト上端のキャップの有無、据え付け強度に注意して施工しなければならない。
5. 請負者は、支柱台の施工については、支柱台の頂部が助走路計画地盤面と同一面となるように仕上げなければならない。
6. 請負者は、使用するファールポール、ポスト、ゴールポスト、スポーツサークル、跳躍箱、踏切板が製品の場合は、施工前に品質証明書を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。
7. 請負者は、スポーツサークル、跳躍箱、踏切板の施工については、**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、製造所の仕様によるものとする。
9. 請負者は、使用するファールポール、ポスト、ゴールポスト、スポーツサークル、跳躍箱、踏切板が二次製品の場合は、施工前に品質証明書について監督職員の承諾を得なければならない。

4-5-7 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3-3-3 作業土工の規定によるものとする。

4-5-8 競技用砂場工

競技用砂場工の施工については、公園緑地編3-9-5 砂場工の規定によるものとする。

4-5-9 スポーツポイント工

1. 請負者は、ピッチャープレートの施工にあたり、ピッチャープレートは規格品を使用し、**設計図書**に従い所定の位置に水平に設置しなければならない。
2. 請負者は、ラインマーク、ポイント杭の施工については、**設計図書**によるものとし、

所定の位置に計画地盤面と同一面となるよう据付け、設置後動かないように施工しなければならない。

4-5-10 審判台工

請負者は、審判台の設置については、計画地盤面から高さ、水平、ねじれの有無などに注意して施工しなければならない。

4-5-11 掲揚ポール工

掲揚ポールの施工については、公園緑地編3-11-10掲揚ポール工の規定によるものとする。

4-5-12 衝撃吸収材工

1. 請負者は既設構造物表面に付着した塵埃、粉化物など衝撃吸収材の設置に悪影響を及ぼすものは、除去しなければならない。
2. 請負者は、既設構造物表面に小穴、き裂または、突起物がある場合、穴埋めやサンダー処理を行い、表面を平滑にしなければならない。
3. 請負者は、衝撃吸収材の設置については、既存構造物と一体になるよう施工しなければならない。

4-5-13 グラウンド・コート柵工

1. 請負者は、グラウンド・コート柵工の基礎の施工については、杭打機などにより掘削する場合は、掘削穴の扁心及び傾斜に注意しながら掘削を行わなければならない。
2. 請負者は、掘削を行う場合については、地下埋設物に破損や障害を発生させないように施工しなければならない。
3. 請負者は、グラウンド・コート柵工の支柱の建て込みについては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 請負者は、支柱の通り、傾斜、支柱上端のキャップの有無に注意して行わなければならない。
 - (2) 請負者は、付近の構造物に支障にならないようつとめなければならない。
4. 請負者は、金網、防球ネットの施工については、たるみのないように取り付けなければならない。
5. 請負者は、アンカーボルトの設置については、アンカーボルトは、垂直となるよう設置しなければならない。
6. 請負者は、グラウンド・コート柵工の支柱の基礎コンクリートを箱抜きした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げをしなければならない。

第5章 自然育成

第1節 適用

1. 本章は、公園緑地工事における自然育成施設工、自然育成植栽工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 仮設工は、第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

第2節 自然育成施設工

5-2-1 一般事項

1. 本節は、自然育成施設工として自然育成盛土工、自然水路工、水田工、ガレ山工・粗柴山工・カントリーハッジ工、石積上堰堤工、しがらみ柵工、自然育成型護岸工、保護柵工、解説板工・作業土工、自然育成型護岸基礎工、床固工、根固工、水制工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、動植物の生育・生息空間等を創出・復元するために行う自然育成工法の趣旨・及び設計意図を踏まえて施工にあたらなければならない。
3. 請負者は、自然育成の施工については、**設計図書**によるものとし、**設計図書**に示されていない場合は、監督職員と**協議**のうえ、施工しなければならない。

5-2-2 材料

請負者は、自然育成工で使用する材料の種類及び規格は、**設計図書**によるものとする。ただし、これにより難い場合は監督職員の**承諾**を得なければならない。

5-2-3 自然育成盛土工

請負者は、自然育成盛土工については、**設計図書**によるものとし、**設計図書**に示されていない場合は、監督職員と**協議**のうえ、施工しなければならない。

5-2-4 自然水路工

1. 請負者は、自然水路工については、自然に存在する水路の状態を再現するために行う趣旨を踏まえて、施工しなければならない。
2. 請負者は、水路の防水を自然環境に近づけるために行うたたき粘土の施工については、漏れがないよう緊密にたたいて仕上げなければならない。
3. ごろた石積及び崩れ積の施工については、公園緑地編1-8-10石積工の規定によるものとする。
4. 請負者は、砂、礫敷の施工については、自然型水路床の洗掘防止機能と、生物の生育環境に配慮して敷設しなければならない。

5-2-5 水田工

1. 請負者は、たたき粘土の施工については、公園緑地編5-3-4自然水路工の規定によらなければならない。
2. 請負者は、水田土壤盛土の施工について、やむを得ず締め固めが必要な場合であっても、必要最小限にとどめ、表面に起伏を付けるなど、目標とする生物の生育環境を理解して仕上げなければならない。

5-2-6 ガレ山工

請負者は、ガレ（自然石、コンクリート塊、管等）を用いて動物や昆虫の生息空間を創出する。ガレ山の施工については、適度な空隙を設けるなど、目標とする生物の生息環境を理解して仕上げなければならない。

5-2-7 粗朶山工

請負者は、粗朶を用いて動物や昆虫等の生息空間を創出する粗朶山の施工については、適度な空隙を設けるなど、目標とする生物の生息環境を理解して仕上げなければならない。

5-2-8 カントリーハッジ工

請負者は、木の太枝を編んだ垣根につる性植物等をからませて、動物や昆虫等の生育空間を創出するカントリーハッジの施工については、つる性植物が絡めるよう堅固に組み立てるとともに、適度な空隙を設けるなど、目標とする生物の生息環境を理解して仕上げなければならない。

5-2-9 石積土堰堤工

1. 石積の施工については、公園緑地編1-7-10石積工の規定によるものとする。
2. 請負者は、土堰堤を石積で行い、動物や昆虫等の生育の場を創出する石積土堰堤の施工については、適度な空隙を設けるなど、目標とする生物の生息環境を理解して仕上げなければならない。

5-2-10 しがらみ柵工

請負者は、竹や木の枝を組んで法面の保護等を行うしがらみ柵の施工については、生物の生息環境に配慮し、法面が保全できるよう、堅固に仕上げなければならない。

5-2-11 自然育成型護岸工

1. 請負者は、護岸を自然環境に近い状態に整備する自然育成型護岸工の施工については、工法及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。
2. 請負者は、じやかご及びふとんかごの布設については、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1)請負者は、じやかごの中詰め用ぐり石については、15cm～25cmのもので、じやかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。
 - (2)請負者は、じやかごの詰石については、じやかごの先端から石を詰込み、外回りに大きな石を配置するとともに、じやかご内の空隙を少なくしなければならない。
 - (3)請負者は、じやかごの布設については、床ごしらえのうえ、間割をして、かご頭の位置を定めなければならない。
 - (4)請負者は、じやかごの連結については、丸輪の箇所（骨線胴輪）でじやかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなければならない。
 - (5)請負者は、じやかごの詰石後、じやかごの材質と同一の鉄線を使用し、じやかごの開口部を緊結しなければならない。
 - (6)請負者は、ふとんかごの中詰め用ぐり石についてはふとんかごの厚さが30cmの場合は5cm～15cm、ふとんかごの厚さが50cmの場合は15cm～20cmの大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。
 - (7)請負者は、ふとんかご、かご枠の施工については、前各項により施工しなければならない。

3. 請負者は、柳枝の施工については、のりごしらえ後、ます形に、杭を垂直に打ち込むとともに、杭頭を打ちそろえなければならない。
4. 階段ブロック積み及び魚巣ブロック積みの施工については、第1編3-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。
5. 巨石張り（積み）及び雑割石張りの施工については、第1編3-5-5石積（張）工の規定によるものとする。
6. 請負者は、かごマットの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、外壁、仕切が扁平にならないように留意しなければならない。
7. 請負者は、かごマットの中詰用ぐり石については、かごマットの厚さが30cmの場合は5cm～15cm、かごマットの厚さが50cmの場合は15cm～20cmの大きさとし、かごマットの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。
8. 請負者は、木杭の施工については、木杭の材質が設計図書に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で有害な腐れ、虫喰い、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。
9. 請負者は、木杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは、径の1.5倍程度としなければならない。
10. 請負者は、柳粗朶の施工については、柳粗朶の口元を上流側に向け、ます内に均一に敷きならべた後、梢柳の小枝を取り除いた帶梢を用いて柵を仕上げなければならない。
11. 請負者は、ぐり石粗朶工の施工については、柳枝に準じて帶梢を用いて柵を造り、中詰めぐり石の小口を表面に出して奥深く張る、ごぼう張りに仕上げなければならない。
12. 種子吹付、筋芝、市松芝の施工については、第1編3-3-7植生工の規定によるものとする。
13. 採取土覆土及び購入土覆土の施工については、第1編第4章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。

5-2-12 保護柵工

保護柵工の施工については、公園緑地編3-11-7柵工の規定によるものとする。

5-2-13 解説板工

請負者は、解説板工の施工については、地盤高からの高さ、水平、ねじれの有無に十分注意しなければならない。

5-2-14 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。

5-2-15 自然育成型護岸基礎工

1. 法留基礎、プレキャスト法留基礎内施工については、第1編3-4-3法留基礎工の規定によるものとする。
2. 一本土台、片梯土台、梯子土台、止杭一本土台の施工については、第1編3-4-3法留基礎工の規定によるものとする。

5-2-16 床固工

1. 請負者は、床固工の施工について、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、監督職員と**協議**し、これを処理しなければならない。
2. 多段式落差、スロープ式護岸、堰堤の左官仕上げについては、公園緑地編2-13-5左官仕上げ工の規定によるものとする。
3. 堰堤の石積みの施工については、公園緑地編1-8-10石積工の規定によるものとする。
4. 堰堤の石張りの施工については、第1編3-5-5石積(張)工の規定によるものとする。

5-2-17 根固工

1. 請負者は、根固め工の施工について、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、監督職員と**協議**し、これを処理しなければならない。
2. 請負者は、乱杭の施工にあたり、乱杭の材質が**設計図書**に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、虫食い、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。
3. 請負者は、乱杭の先端は、角すい形に削るものとし角すい形の高さは、径の1.5倍程度としなければならない。
4. 請負者は、木工沈床の施工については、使用する方格材及び敷成木は、生松丸太としなければならない。請負者は、使用する方格材を組み立て可能なように加工しなければならない。
5. 請負者は、木工沈床の施工については、敷成木を最下層の方格材に一格間の所定の本数を間割り正しく配列し、鉄線等で方格材に緊結しなければならない。
6. 請負者は、木工沈床の施工については、連結用鉄筋の下部の折り曲げしろを12cm以上とし、下流方向に曲げなければならない。
7. 請負者は、木工沈床の施工については、表面に大きな石を用い、詰石の空隙を少なくするように充てんしなければならない。
8. 請負者は、木工沈床を水割の根固めに使用する場合、幹部水制の方格材組立にあたっては、流向に直角方向の部材を最上層としなければならない。
9. 請負者は、改良沈床の施工におけるその他の事項については、本条4項~8項の規定により施工しなければならない。
10. 請負者は、粗架沈床の施工について、連柴は梢を一方に向か径15cmを標準とし、緊結は長さおよそ60cmごとに連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、しゅろなわ等にて結束し、この間2箇所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだときに端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。
11. 請負者は、連柴及び敷粗柔を縦横ともそれぞれ梢を下流と河心に向けて組立てなければならない。
12. 請負者は、粗架沈床の上下部の連柴を上格子組立て後、完全に結束しなければならない。
13. 請負者は、粗架沈床の設置については、流速による沈設中のズレを考慮して、沈設開始位置を定めなければならない。
14. 請負者は、沈石の施工について、沈床が均等に沈下するように投下し、当日中に完了しなければならない。
15. 請負者は、粗柔沈床の施工について、多層の場合、下層の作業完了の確認をしなけ

れば上層沈設を行ってはならない。

16. 請負者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。
17. 請負者は、粗朶単床の施工については、本条10項~13項の規定によらなければならぬ。
18. 請負者は、異型ブロック積みの施工については、第1編3-5-3コンクリートブロック工の規定によらなければならぬ。
19. 請負者は、捨石基礎の施工にあたっては、表面に大きな石を選び施工しなければならぬ。
20. 請負者は、施工箇所において、波浪及び流水により捨石基礎に影響がある場合は施工方法について、監督職員と**協議**しなければならない。
21. 請負者は、施工箇所における河川汚濁防止につとめなければならない。
22. 請負者は、捨石基礎の施工にあたっては、極度の凹凸や粗密が発生しないように潜水士または測深器具をもって捨石の施工状況を確認しながら施工しなければならない。
23. 請負者は、捨石基礎の施工にあたっては、大小の石で噛み合わせ良く、均し面にゆがみがないよう施工しなければならない。
24. 請負者は、遣方を配置し、貫材、鋼製定規を用いて均し面を平坦に仕上げなければならぬ。
25. 植生根固の施工については、公園緑地編第2章植栽の規定によるものとする。
26. 請負者は、じゃかご及びふとんかごの施工については、公園緑地編5-3-11自然育成型護岸工の規定によらなければならぬ。

5-2-18 水制工

1. 請負者は、水制工の施工について、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、監督職員と**協議**し、これを処理しなければならない。
2. 請負者は、水制工の施工における水制群中の各水制の設置方法及び順序について、**施工計画書**に記載しなければならない。
3. 杵出し水制、木工沈床、改良沈床、粗朶沈床、粗朶単床、吸出し防止材、牛、じゃかご、ふとんかご、捨石の施工については、公園緑地編5-3-17根固工の規定によるものとする。
4. 元付の施工については、第1編第5章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第3節 自然育成植栽工

5-3-1 一般事項

1. 本節は、自然育成植栽工として、湿地育成工、水生植物植栽工、林地育成工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、自然環境の創出・復元を目的とした自然育成植栽工の趣旨及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。

5-3-2 材料

1. 請負者は、使用する材料については、**設計図書**によらなければならぬ。また、現場搬入後は、水を切らさないようにし、材料を重ねて圧迫したり、長期間日光にさらして乾燥させたりしないよう注意しなければならぬ。
2. 請負者は、使用する材料については、みだりに天然ものを採取せず、採取する場合は、

法律で規制された区域で採取を行うことがないよう注意するとともに、採取場所を監督職員に報告しなければならない。

3. 水生植物の材料は、下記の事項に適合したもの、または同等以上の品質を有するものとする。

(1)水生植物の材料の形状は**設計図書**によるものとし、傷、腐れ、病害虫などのないもので、生育良好なものとする。

(2)茎葉及び根系が充実したものであって、着花類については花及びつぼみの良好なものとする。

5-3-3 湿地移設工

請負者は、既存の湿地を自然な状態で移設し、再現する湿地移設工の施工については、工事着手前に十分調査のうえ、時期、工法の**施工計画書**を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。

5-3-4 水生植物植栽工

1. 請負者は、水生植物植栽工の施工については、**設計書図書**によるものとし、**設計図書**に示されていない場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

5-3-5 林地育成工

1. 請負者は、二次林を中心とした既存植生の林地育成を目的とした林地育成工の施工については、残置する樹木及び周辺樹木等を損傷しないよう十分注意しなければならない。

2. 請負者は、林地の萌芽更新を目的とした間伐（択伐）及び皆伐の施工については、対象となる樹木を根元より地上20cm内外を残して伐採しなければならない。なお、伐採の時期等が**設計図書**に示されていない場合は、監督職員と**協議**のうえ、萌芽に適した時期に行わなければならない。

3. 請負者は、除伐の施工については、**設計図書**によるものとし、対象となる樹木を根元より伐採しなければならない。

4. 請負者は、既存樹林の健全な萌芽更新を目的とした、切り株保護の施工については、萌芽枝を傷めないように切株の周囲に生えている草やつる等を手刈で行わなければならぬ。

5. 請負者は、既存樹林の健全な萌芽更新を目的とした株立整理の施工については、一株あたり数本の丈夫な新枝を残し、株の整理をしなければならない。

6. 請負者は、萌芽枝の保護を目的とした、つる切りの施工については、つるを根元より切り取らなければならない。

7. 樹林景観を維持するとともに、利用形態に合わせた林床をつくることを目的とした、下刈りの施工については、**設計図書**によるものとする。

8. 樹林景観を維持するとともに、利用形態に合わせた林床をつくることを目的とした、落葉かきの施工については、**設計図書**によるものとする。

9. 樹林内の安全確保を目的とした、林床整理の施工については、**設計図書**によるものとする。

10. 請負者は、発生木材処分の施工については、樹木等の主枝を切断のうえ、運搬可能な形状に揃え、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、**設計図書**によるものとする。ただし、**設計図書**に

示されていない場合は、監督職員と**協議**のうえ、所定の場所に集積するものとする。